

群馬県の廃棄物

(廃棄物・リサイクル課業務概要)

令和2年度版

令和4年10月

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

目次

第１章 概 要	7
第１節 一般廃棄物	8
１ し尿処理の状況	8
(1) し尿の排出量及び処理	8
〔表－１－１ し尿排出量の状況〕	8
〔表－１－２ 水洗化の状況〕	8
〔図－１－１ し尿の処理状況〕	9
〔図－１－２ 計画収集し尿処理の推移〕	10
(2) し尿処理施設の整備状況	10
〔表－１－３ し尿処理施設数〕	10
(3) し尿処理経費の状況	11
〔図－１－３ し尿処理経費の状況〕	11
２ ごみ処理の状況	12
(1) ごみの排出量及び処理	12
〔表－１－４ ごみの排出量の状況〕	12
〔図－１－４ 計画収集ごみ内訳〕	12
〔表－１－５ 容器包装リサイクル法による収集量の状況〕	13
〔図－１－５ ごみ収集の状況〕	13
〔図－１－６ ごみ処理の状況〕	14
〔表－１－６ ごみ処理量、内容の推移〕	15
〔図－１－７ ごみ処理量、内容の推移〕	15
〔図－１－８ 最終処分量の推移〕	16
(2) ごみの資源化の状況	17
〔図－１－９ 収集ごみからの資源化の状況〕	17
〔図－１－10 集団回収による資源化の状況〕	17
〔表－１－７ ごみの分別収集状況〕	17
(3) ごみ処理施設の整備状況	18
〔図－１－11 ごみ処理施設整備の推移〕	18
(4) ごみ処理経費の状況	18
〔図－１－12 ごみ処理経費の状況〕〔図表〕	18
(5) 災害廃棄物の排出量及び処理	19
〔表－１－８ 災害廃棄物排出量等の状況〕	19
(6) 災害廃棄物処理経費の状況	19
〔図－１－13 災害廃棄物処理経費の状況〕	19
(7) 指定廃棄物の処理	20

第2節 産業廃棄物	2 1
1 処理の状況	2 1
(1) 発生量及び処理状況（平成29年度）	2 1
〔図－1－1 平成29年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー〕	2 1
(2) 処理業者による処理状況（平成29年度）	2 2
〔図－1－2 平成29年度産業廃棄物処理実績報告書の集計結果概要〕	2 2
2 収集運搬業者の実績について	2 3
(1) 県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物量	2 3
〔表－1－1 平成29年度に収集運搬業者に委託された産業廃棄物量〕	2 3
〔表－1－2 収集運搬業者による県内産業廃棄物の取扱量の推移〕	2 4
〔図－1－3 収集運搬業者による処理実績の推移〕	2 4
3 処分業者の実績について	2 5
(1) 埋立処分	2 5
〔表－1－3 令和2年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量〕	2 5
(2) 中間処理	2 6
〔表－1－4 令和2年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量〕	2 6
〔図－1－4 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移〕	2 7
〔図－1－5 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移〕	2 7
4 施設の状況	2 8
〔表－1－5 令和2年度における設置（変更）許可施設数〕	2 8
〔表－1－6 令和2年度末における産業廃棄物処理施設数〕	2 9
5 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移	3 0
〔表－1－7 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移〕	3 0
6 排出事業者への指導	3 0
(1) 情報基盤整備事業	3 0
(2) PCB廃棄物	3 0
〔表－1－8 PCB廃棄物の保管届出状況〕	3 0
(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和2年度）	3 1
7 産業廃棄物処理業者への指導	3 1
(1) 許可業者数	3 1
〔表－1－9 産業廃棄物処理業者数の年度別推移〕	3 1
(2) 許可件数	3 2
〔表－1－10 令和2年度における産業廃棄物処理業者許可件数〕	3 2
(3) 立入検査	3 2
〔表－1－11 令和2年度における立入検査の実施状況〕	3 2

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援	3 2
8 不適正処理対策	3 3
(1) 不法投棄等不適正処理の状況	3 3
[表－1－12 新たに認知した不法投棄の推移]	3 3
[表－1－13 不法投棄された廃棄物の種類]	3 3
[表－1－14 新たに認知した不適正処理の推移]	3 4
[表－1－15 不適正処理の種類]	3 4
(2) 不法投棄等不適正処理対策	3 4
9 土砂埋立ての適正化	3 6
(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制	3 6
(2) 主な規制の内容	3 6
[表－1－16 特定事業の許可状況]	3 7
(3) 市町村との連携	3 7
[表－1－17 土砂条例を制定している市町村]	3 7
10 処理施設の確保	3 8
(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和2年度）	3 8
(2) 最終処分場モデル研究事業	3 8
第3節 減量化、リサイクル	4 1
1 減量化・リサイクルの状況	4 1
[表－1－1 産業廃棄物減量化・再生利用状況]	4 1
[表－1－2 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況]	4 2
2 自動車リサイクルの状況	4 4
(1) 使用済自動車の引取台数の状況	4 4
[表－1－3 使用済自動車の引取台数]	4 4
(2) 登録、許可業者数（令和2年度末現在）	4 4
[表－1－4 登録、許可業者数]	4 4
(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導（令和2年度）	4 4
[表－1－5 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]	4 4
(4) 遅延報告状況	4 4
[図－1－1 遅延報告状況]	4 5
3 家電リサイクルの状況	4 6
(1) 引取の状況	4 6
[表－1－6 家電4品目引取台数推移]	4 6
4 小型家電リサイクルの状況	4 6
(1) 実施状況	4 6

第 2 章 関係資料	4 7
第 1 節 一般廃棄物関係	4 8
1 し尿処理関係	4 8
(1) し尿の排出量及び処理	4 8
〔表－2－1 し尿処理の状況（令和 2 年度）〕	4 8
〔表－2－2 し尿処理施設の状況（令和 2 年度）〕	5 0
〔表－2－3 し尿処理経費の状況（令和 2 年度）〕	5 2
〔表－2－4 コミュニティ・プラントの状況（令和 2 年度）〕	5 4
〔表－2－5 浄化槽設置数〕	5 5
〔表－2－6 浄化槽法定検査の状況〕	5 7
〔図－2－1 県内の浄化槽設置基数の推移〕	5 9
〔図－2－2 県内の第 11 条検査受検率の推移〕	5 9
〔表－2－7 浄化槽保守点検業者の登録状況〕	5 9
2 ごみ処理関係	6 0
〔表－2－8 ごみ処理の状況（令和 2 年度）〕	6 0
〔表－2－9 ごみ焼却施設の状況（令和 2 年度）〕	6 2
〔表－2－10 粗大ごみ処理施設の状況（令和 2 年度）〕	6 4
〔表－2－11 資源化等施設（粗大ごみ処理施設以外）の状況（令和 2 年度）〕	6 4
〔表－2－12 堆肥化施設の状況（令和 2 年度）〕	6 4
〔表－2－13 ごみ燃料化（R D F）施設の状況（令和 2 年度）〕	6 4
〔表－2－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和 2 年度）〕	6 6
〔表－2－15 ごみ処理経費の状況（令和 2 年度）〕	6 8
3 令和元年度一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況	7 0
〔表－2－16 令和 2 年度循環型社会形成推進交付金事業実績（廃棄物処理施設）〕	7 1
〔表－2－17 令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績（廃棄物処理施設）〕	7 3
4 指定廃棄物の処理の状況	7 4
〔表－2－18 群馬県における指定廃棄物処理の状況〕	7 4
第 2 節 産業廃棄物関係	7 5
1 産業廃棄物処理業者による処理状況	7 5
〔図－2－3 県内産業廃棄物の収集運搬量の種類別構成比（平成 29 年度）〕	7 5
〔図－2－4 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）〕	7 6
〔図－2－5 県内搬入量及び県外搬出量の推移〕	7 6
〔表－2－19 県内最終処分業者の処分状況（令和 2 年度）〕	7 7
〔表－2－20 県内中間処理業者の処分状況（令和 2 年度）〕	7 8

第 1 章 概 要

第 1 節 一般廃棄物

1 し尿処理の状況

(1) し尿の排出量及び処理

ア し尿の排出量

令和 2 年度中に排出されたし尿は 125 万キロリットルで、県民 1 人 1 日当たり排出量で見ると 1.75 リットルである。

[表－1－1 し尿排出量の状況]

年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
総 排 出 量 (千キロリットル)	1,177	1,336	1,329	1,258	1,249
1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (リットル)	1.61	1.84	1.84	1.75	1.75
(参考) 全国の 1 人 1 日 当 たり 排 出 量 (リットル)	2.52	2.54	2.63	2.68	2.71

注 平成24年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

イ 水洗化人口

水洗化人口は、前年度より約7千人減少して 187万2千人(全人口の95.5%)で、その内訳は、浄化槽人口 87万2千人(46.6%)、下水道人口 97万7千人(52.2%)、コミュニティ・プラント人口 2万3千人(1.2%)となっている。

令和 2 年度の処理人口を平成28年度と比較すると、浄化槽人口は 3%減、コミュニティ・プラント人口は 8%減、下水道人口は 2%増となっている。

[表－1－2 水洗化の状況]

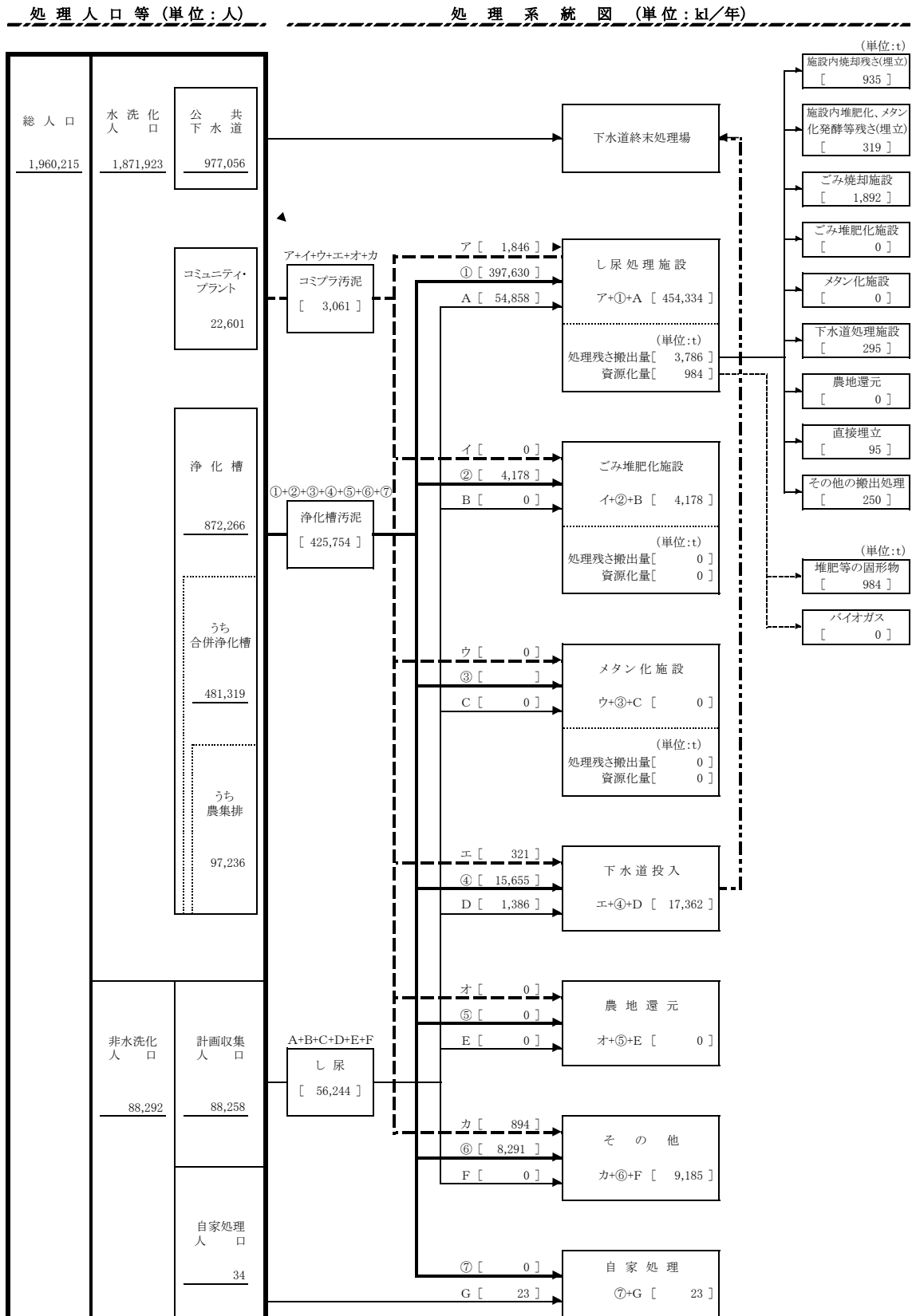
年度 区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度
浄 化 槽 人 口 (千人)	899 (100)	899 (100)	904 (101)	881 (98)	872 (97)
コミュニティ・プラント人口 (千人)	25 (100)	24 (96)	24 (96)	23 (92)	23 (92)
下 水 道 人 口 (千人)	958 (100)	970 (101)	963 (101)	975 (102)	977 (102)
水 洗 化 人 口 (千人)	1,882 (100)	1,892 (101)	1,891 (100)	1,879 (100)	1,872 (99)
水 洗 化 率	94.1%	95.0%	95.3%	95.3%	95.5%
(参考) 全 国 の 水 洗 化 率	94.6%	94.8%	95.2%	95.4%	95.6%

注 ()内は、平成28年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

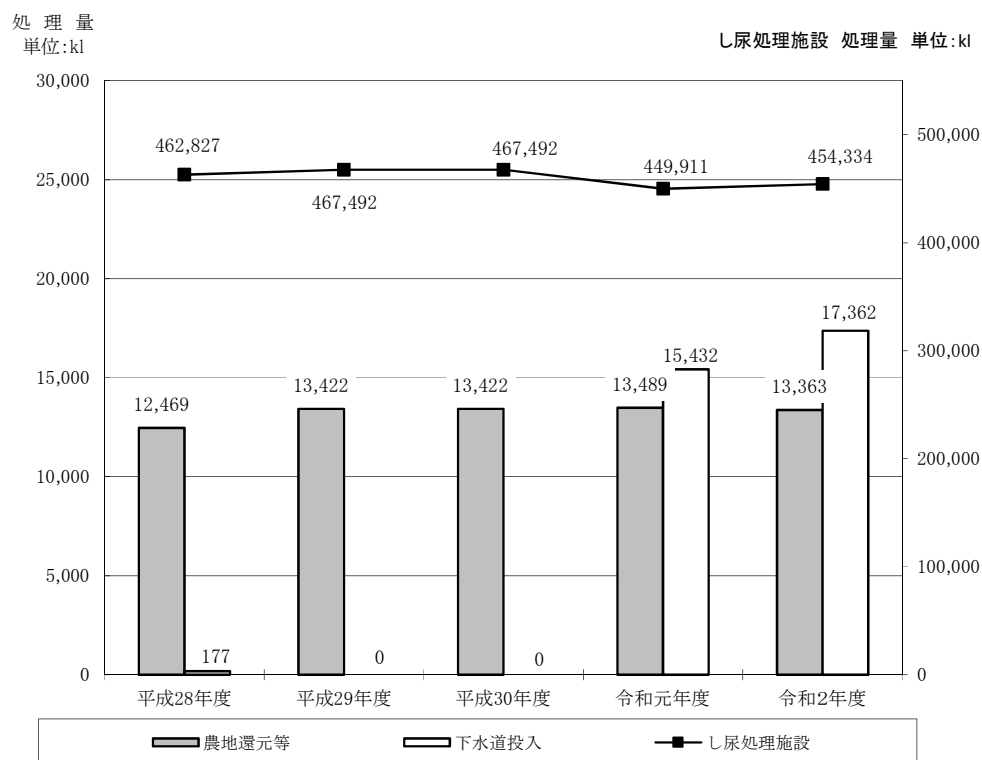
ウ し尿処理施設

令和2年度におけるし尿の処理状況は、図-1-1のとおりである。

[図-1-1 し尿の処理状況]



[図－１－２ 計画収集し尿処理の推移]



県内で排出されたし尿のうち49.8%は公共下水道によって処理され、50.2%（浄化槽汚泥を含む。）は計画収集されている。

計画収集されたし尿及び浄化槽汚泥のうち、し尿処理施設による処理量は454,334キロリットル、し尿処理施設以外の廃棄物処理施設による処理量は13,363キロリットル、下水道投入は17,362キロリットルである。

し尿の収集処理は、人口減少に伴い、今後減少していくと考えられるが、浄化槽汚泥の量は依然として大きく、し尿及び浄化槽汚泥の処理のための施設整備に努める必要がある。

(2) し尿処理施設の整備状況

ア 令和2年度末現在の県内のし尿処理施設数（休止中を含む。）は表-1-3のとおりである。

[表－１－３ し尿処理施設数]

し尿処理施設	コミュニティ・プラント	浄化槽
20施設	17施設	305,587 (139,768)

注 浄化槽欄の（ ）内は、合併処理浄化槽の数で、内数である。

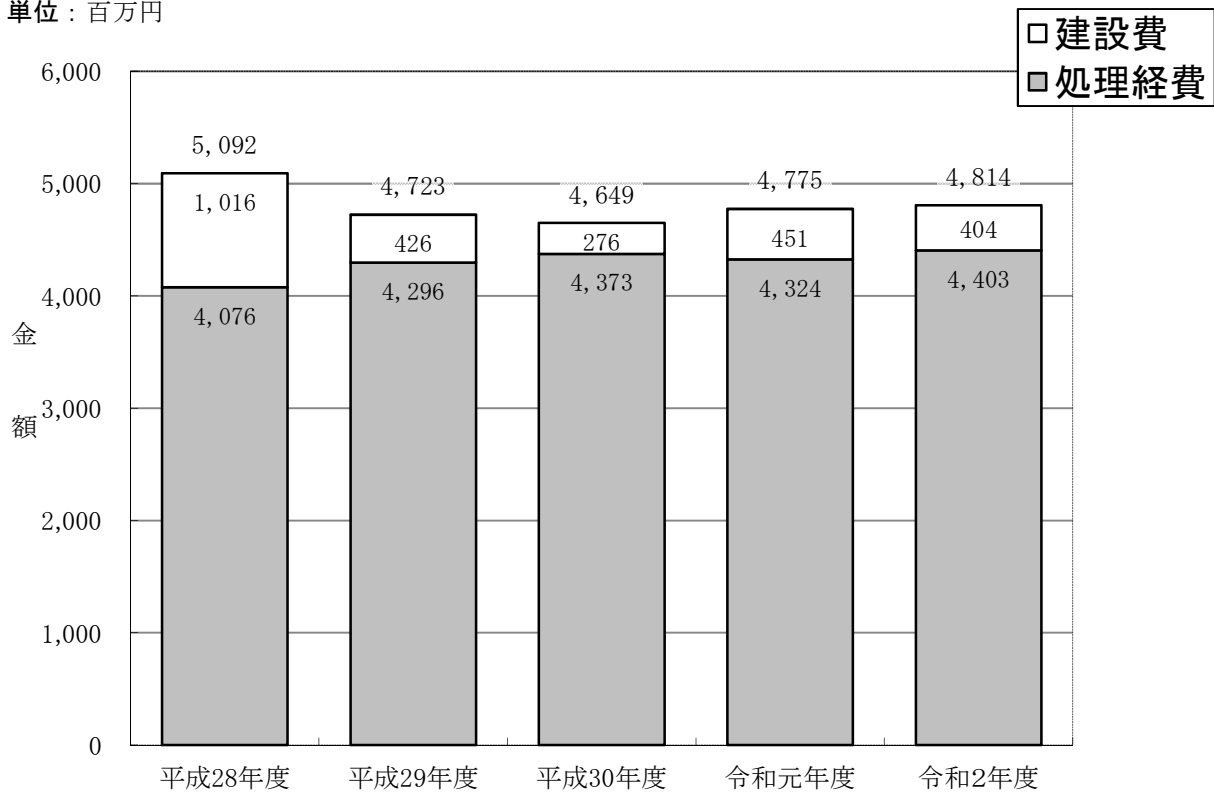
(3) し尿処理経費の状況

令和２年度にし尿処理に要した経費は、総額48億1,356万円、建設費を除いた処理経費は44億330万円であり、し尿１キロリットル当たりの処理経費（建設費除く。）は9,078円である。

平成28年度から令和２年度までの処理経費の状況は、図－１－３のとおりである。

〔図－１－３ し尿処理経費の状況〕

単位：百万円



2 ごみ処理の状況

(1) ごみの排出量及び処理

ア 令和2年度中に排出されたごみの総量は 708,460 トンで、県民1人1日当たりのごみの排出量は990グラムである。

なお、容器包装リサイクル法に基づき資源として排出された「容器包装廃棄物」の量は 34,643 トンであり、これを除くと総排出量は 673,817 トンで、県民1人1日当たりのごみ排出量は939グラムとなる。

また、ごみ回収ステーションへ県民が、排出しているごみの量の指標となる、1人1日当たりの生活系収集可燃ごみの量は、583グラムである。

平成28年度から令和2年度のごみの排出量の状況は、表-1-4のとおりである。

[表-1-4 ごみの排出量の状況]

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総排出量 (千トン)	734 (100)	717 (98)	714 (97)	714 (97)	708 (96)
1人1日当たり 排出量 (グラム)	1,005 (100)	986 (98)	986 (98)	989 (98)	990 (99)
1人1日当たり生活系 収集可燃ごみ(グラム)	567	565	567	573	583
(参考)全国の1人1日 当たり排出量(グラム)	925 (100)	920 (99)	919 (99)	918 (99)	901 (97)

注1 平成24年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。

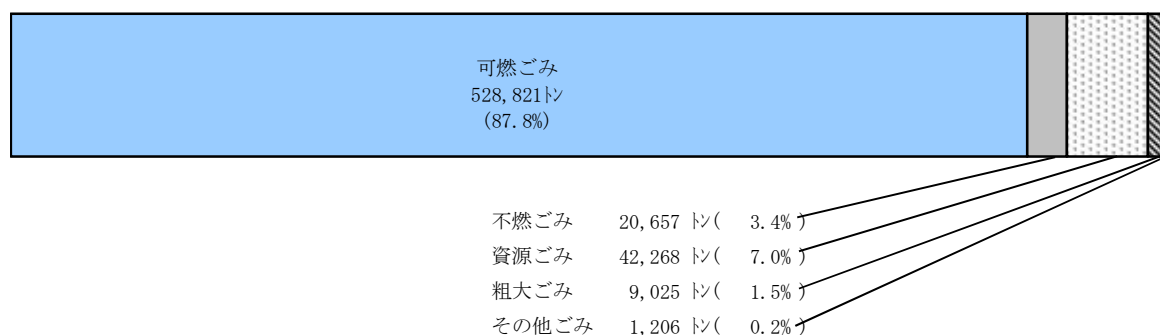
2 () 内は、平成28年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

イ 収集状況

(ア) 計画収集

令和2年度、市町村が一般廃棄物処理実施計画に基づき、計画的に収集したごみは、601,977 トンであり、その内訳は、図-1-4のとおりである。

[図-1-4 計画収集ごみ内訳]



(イ) 容器包装リサイクル法による収集量

市町村における容器包装リサイクル法の分別収集区分に基づく収集量は、表-1-5のとおりである。

[表-1-5 容器包装リサイクル法による収集量の状況]

(単位：トン)

区分 年度	無 色 ガラス	茶 色 ガラス	その他 ガラス	スチール製 容 器	アルミ製 容 器	P E T ボトル	紙パック	段ボール	プラスチック 容器包装	紙 製 容器包装	計
平成28年度	4,200 (33)	4,114 (35)	2,383 (33)	2,630 (35)	2,131 (35)	3,740 (35)	291 (33)	11,262 (30)	3,836 (21)	130 (7)	34,717 (35)
平成29年度	4,037 (33)	3,895 (35)	2,146 (33)	2,461 (35)	2,033 (35)	3,744 (35)	288 (33)	11,219 (30)	4,025 (22)	159 (7)	34,007 (35)
平成30年度	3,857 (33)	3,721 (35)	2,007 (33)	2,267 (35)	2,008 (35)	3,942 (35)	286 (33)	11,093 (31)	4,591 (22)	169 (7)	33,941 (35)
令和元年度	3,612 (33)	3,632 (35)	1,927 (33)	2,005 (35)	2,042 (35)	3,910 (35)	262 (32)	10,879 (31)	4,000 (22)	174 (6)	32,443 (35)
令和2年度	3,638 (33)	3,553 (35)	1,855 (33)	2,331 (35)	2,155 (35)	4,031 (35)	204 (31)	12,486 (35)	4,173 (22)	217 (6)	34,643 (35)

注1 ()内は、年度末現在の分別収集実施市町村数を示す。計欄の()内は、年度末現在の市町村数を示す。

2 プラスチック容器包装は、白色トレイを含む。

(ウ) 直接搬入ごみ

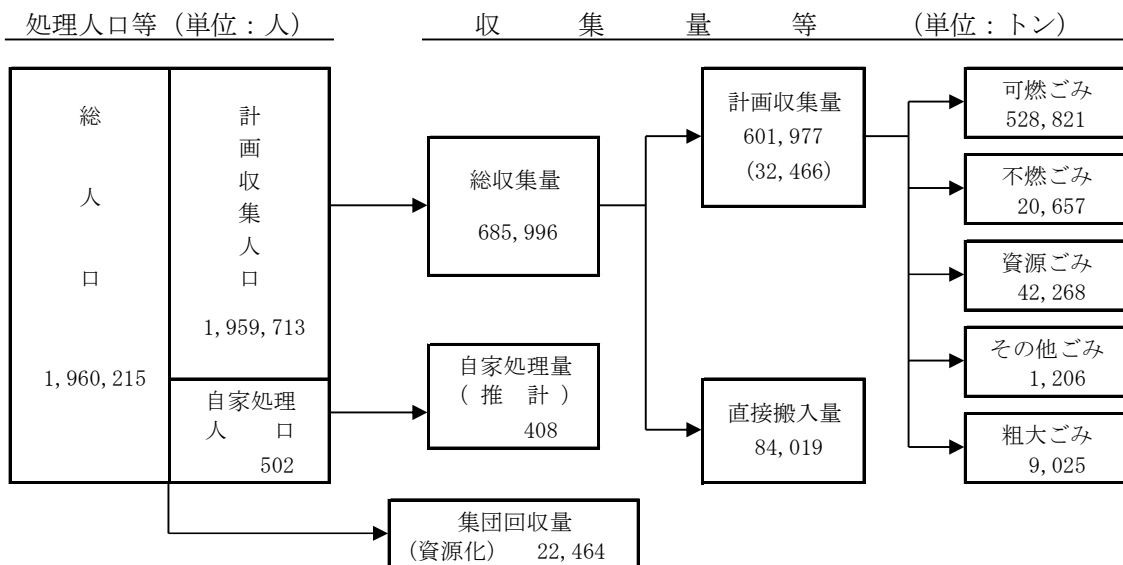
排出者自らが直接、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設又は最終処分場へ搬入するごみで、引越ごみのように一時に大量に発生するごみや事業所から生じるごみの一部がこれにあたる。

令和2年度の直接搬入量は、84,019 トンである。

(エ) 収集状況

令和2年度におけるごみ収集の状況は、図-1-5のとおりであり、県内では、601,977 トンが収集された。なお、408トンのごみが自家処理されている（推計）。

[図-1-5 ごみ収集の状況]

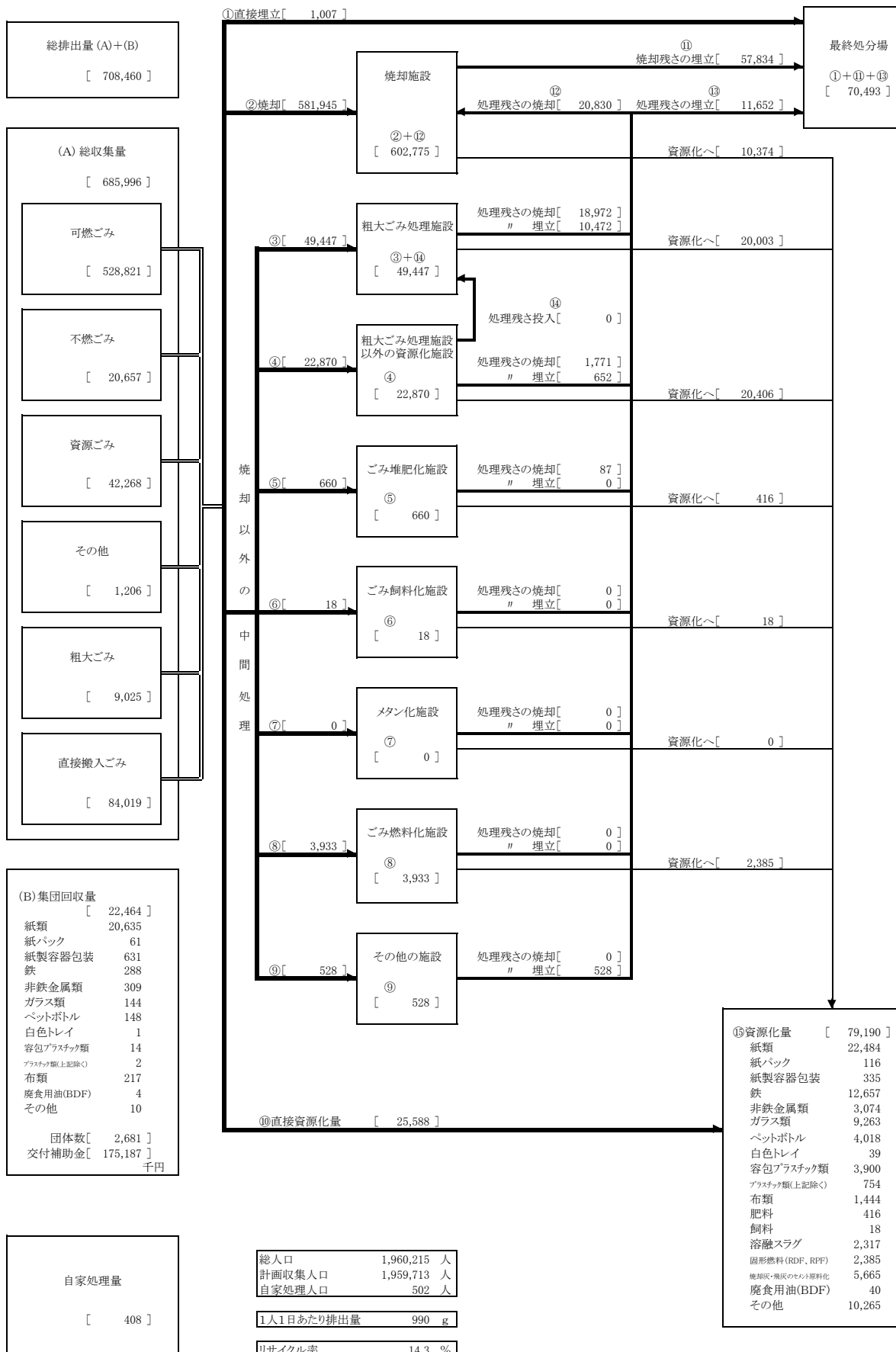


注 ()内の数値は、容器包装リサイクル法に基づく収集量

ウ 処理状況

令和2年度におけるごみ処理の状況は、図-1-6のとおりである。

[図-1-6 ごみ処理の状況] (単位：トン)



[表－１－６ ごみ処理量、内容の推移]

(単位：トン)

ごみ処理量・内容		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ごみ総処理量		695,706 (100)	681,318 (98)	680,494 (98)	683,279 (98)	685,996 (99)
処 理 内 容	焼 却	609,203 (100)	602,537 (99)	600,701 (99)	604,530 (99)	602,775 (99)
	うち処理残さ	16,573	14,410	15,849	17,070	20,830
	焼却以外の 中間処理	73,372 (100)	68,985 (94)	70,342 (96)	71,377 (97)	77,456 (106)
	埋 立	75,252 (100)	71,326 (95)	69,947 (93)	71,290 (95)	70,493 (94)
	うち処理残さ	79,764	73,601	68,040	70,476	69,486
	資 源 化 量	77,252 (100)	72,622 (94)	74,776 (97)	74,746 (97)	79,190 (103)
	うち直接資源化	25,890	23,661	23,385	23,624	25,588

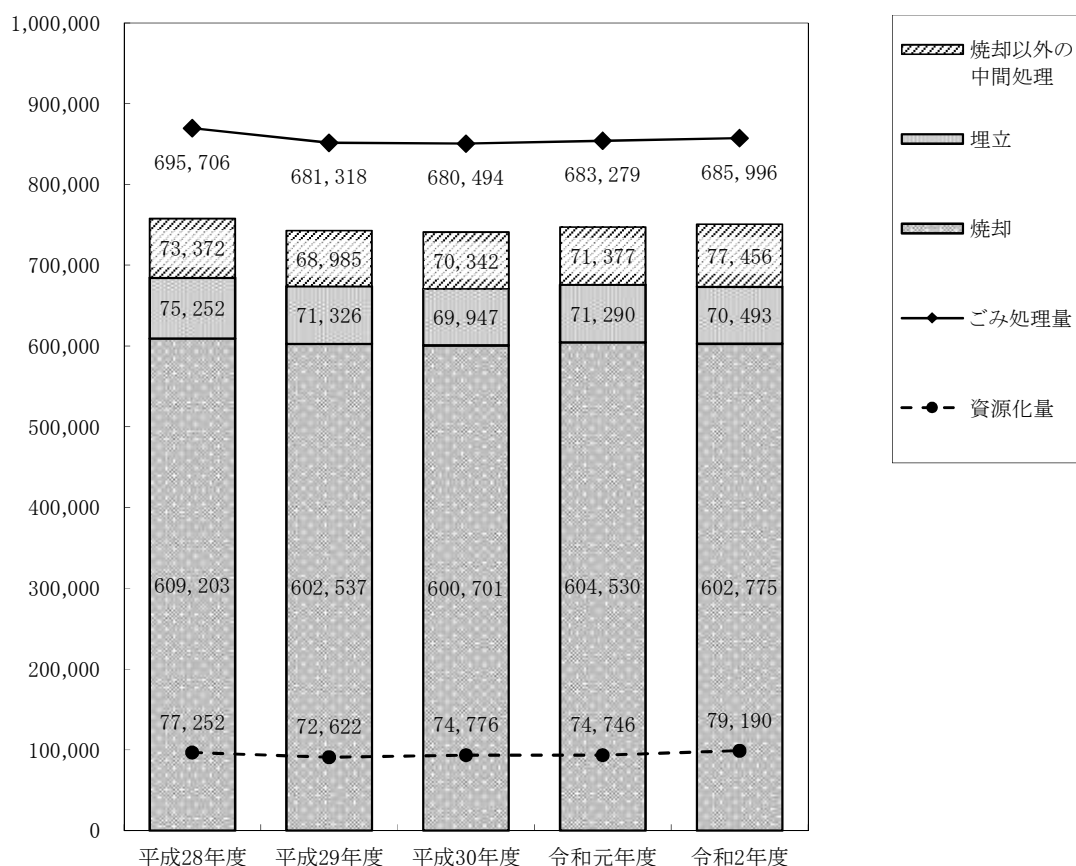
注１ 総処理量には、自家処理量を含まない。

２ ()内は、平成28年度の数値を100とした場合の増減率を示す。

[図－１－７ ごみ処理量、内容の推移]

内容別処理量
(単位:トン)

ごみ処理量・資源化量
(単位:トン)



(7) 焼却処理

令和2年度のごみの焼却量は、前年度よりも減少した。

令和2年度は平成28年度と比較して 1.1%減の602,775 トンとなっている。

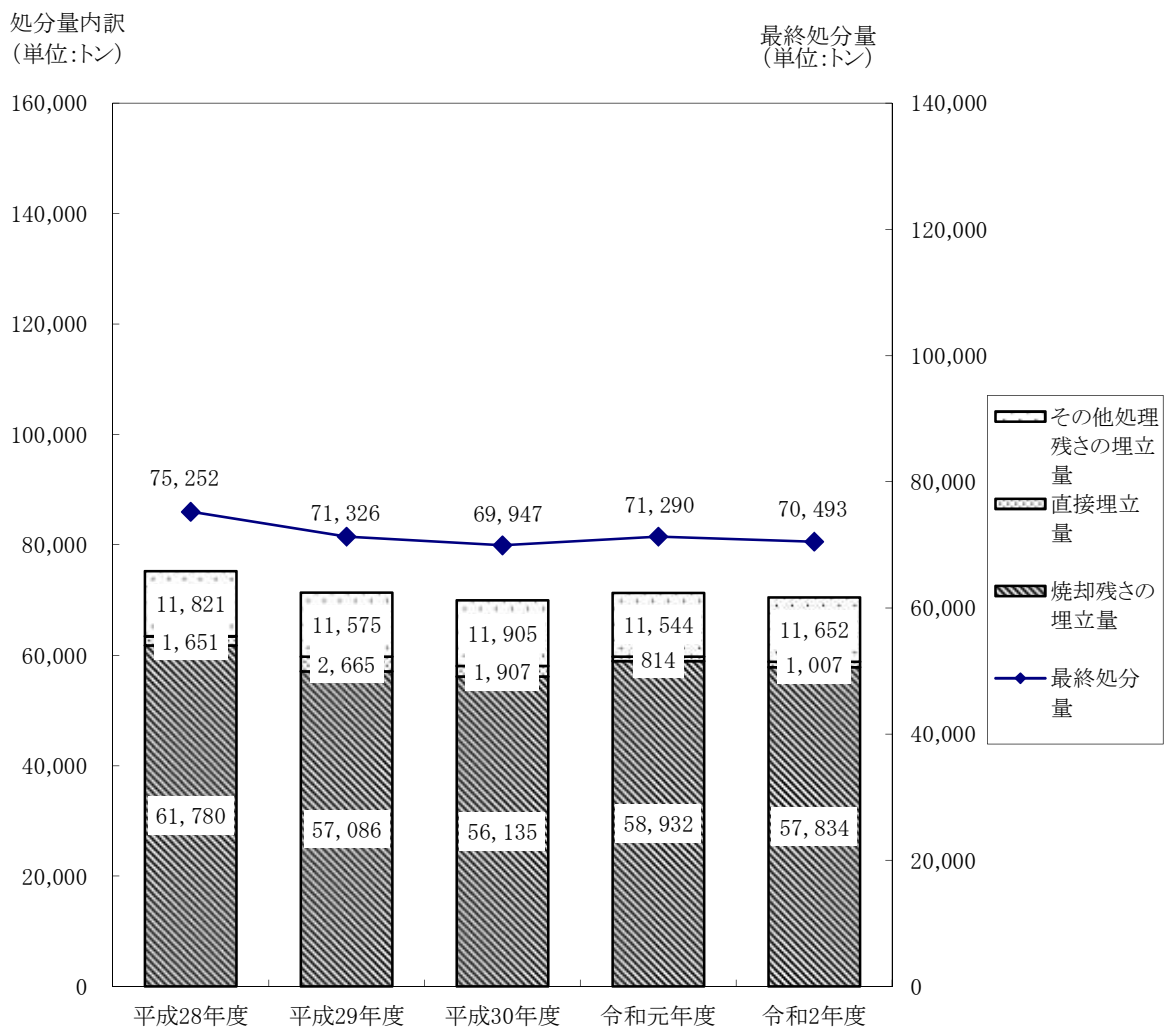
(表-1-6、図-1-7 参照)

(イ) 最終処分

ごみの最終処分量は 70,493 トンであり、内訳は焼却施設からの焼却残さ量が 57,834 トン、不燃物等の量が 12,659 トンである。

処理内訳ごとの実績の推移は、図-1-8 のとおりである。

[図-1-8 最終処分量の推移]

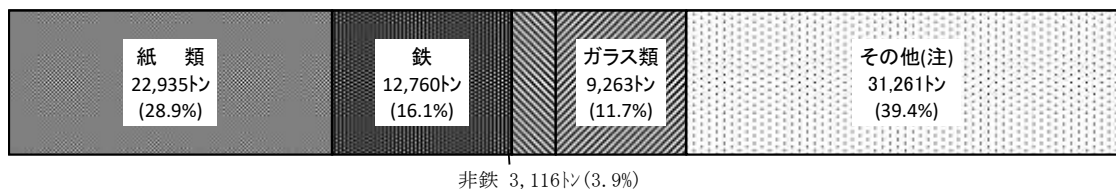


(2) ごみの資源化の状況

ア 収集ごみの資源化

収集されたごみは、資源の有効利用の観点から、各市町村で積極的に資源化を実施し、79,335 トンの資源化が行われている。（表-1-6、図-1-7、図-1-9 参照）

[図-1-9 収集ごみからの資源化の状況]

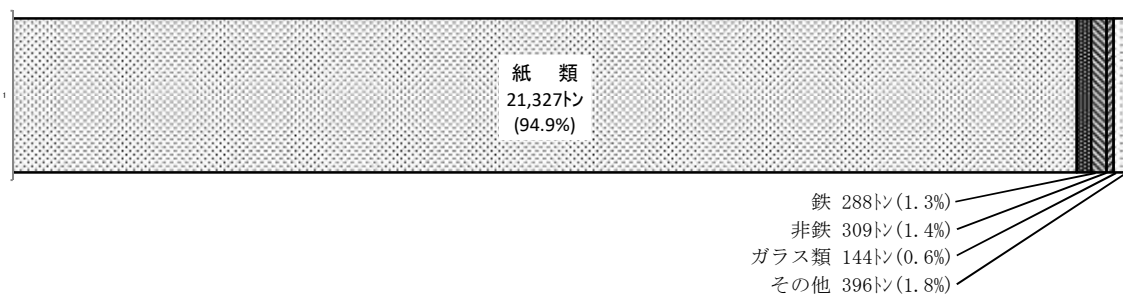


注 「その他」には、ペットボトル 4,018 トン、プラスチック類 4,693 トン、布類 1,444 トン、肥料 416 トン、溶融スラグ 2,317 トン、固形燃料 2,385 トンなどを含む。

イ 集団回収の状況

ごみの排出抑制、資源の有効利用の観点から 26 市町村が助成金を交付して集団回収を推進し、22,464 トンが資源化されている。（図-1-10参照）

[図-1-10 集団回収による資源化の状況]



ウ 資源ごみの分別収集状況

分別収集は、ごみの適正処理や資源化促進等のためにも大切である。本県における令和2年度の分別状況は表-1-7のとおりである。

なお、資源ごみの分別収集は県内全ての市町村で行っている。

[表-1-7 ごみの分別収集状況]

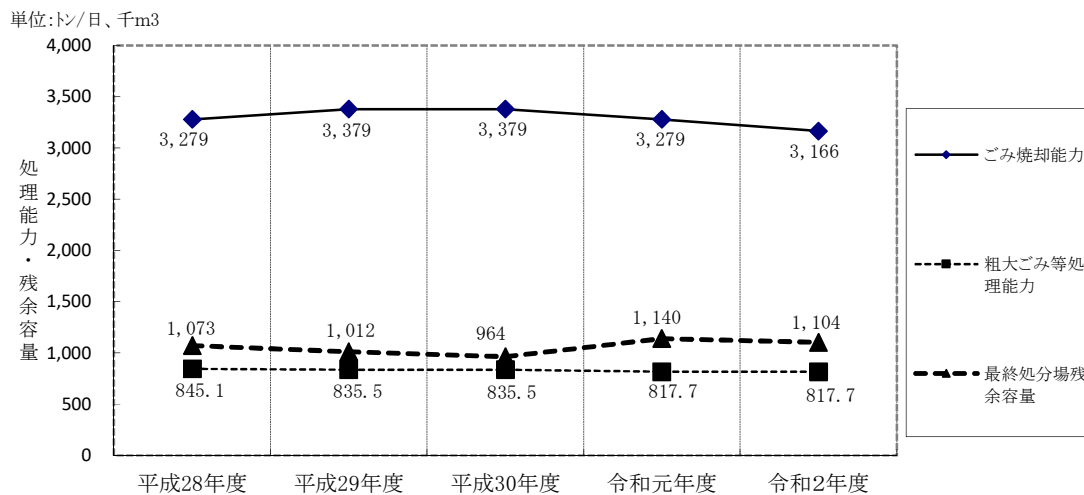
	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他	可燃 資源 粗大 他
市町村数 (35)	11	12	6	6	0	0	0	0	0

(3) ごみ処理施設の整備状況

令和2年度末現在、県内にはごみ焼却施設が21、粗大ごみ処理施設が14、その他資源化を行う施設が13、堆肥化施設が2、ごみ燃料化施設が3あり、23箇所の最終処分場が設置されている。

平成28年度から令和2年度までのごみ処理施設整備の推移は、図-1-11のとおりである。

[図-1-11 ごみ処理施設整備の推移]



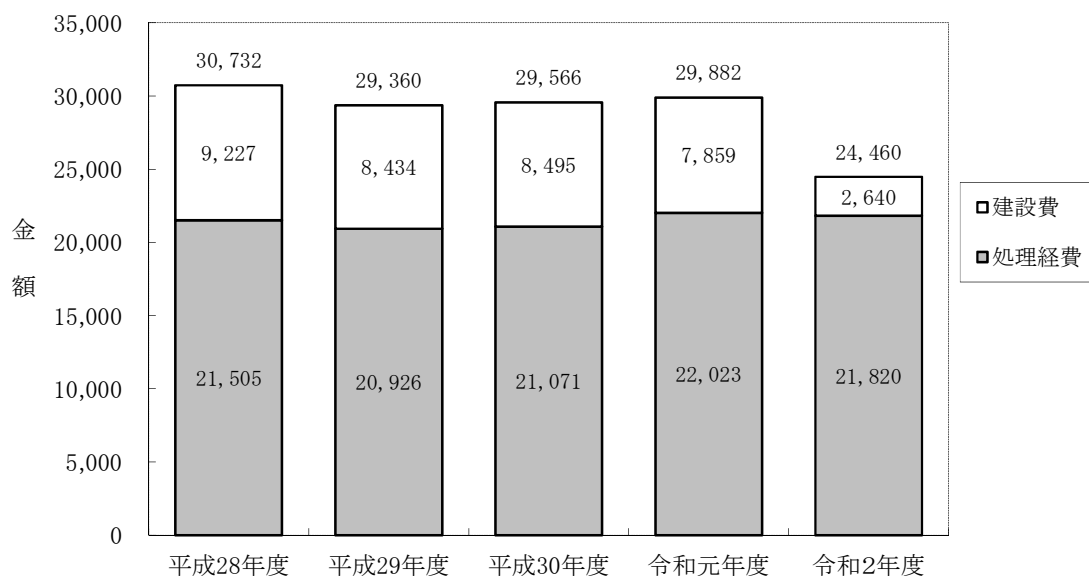
(4) ごみ処理経費の状況

令和2年度にごみ処理に要した経費は、総額241億8048万円、建設費を除いた処理経費は218億1999万円であり、ごみ1トン当たりの処理経費（建設費を除く。）は、31,808円である。

平成28年度から令和2年度までの処理経費の状況は、図-1-12のとおりである。

[図-1-12 ごみ処理経費の状況]

単位:百万円



(5) 災害廃棄物*の排出量及び処理

令和2年度中に排出された災害廃棄物の総量は、0トンである。

平成28年度からの災害廃棄物の排出量等の状況は、表-1-8のとおりである。

*災害廃棄物処理のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[表-1-8 災害廃棄物排出量等の状況]

区分 \ 年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総排出量 (トン)	0	0	0	996	0
リサイクル率 (パーセント)	0	0	0	15	0
最終処分量 (トン)	0	0	0	113	0

(6) 災害廃棄物*処理経費の状況

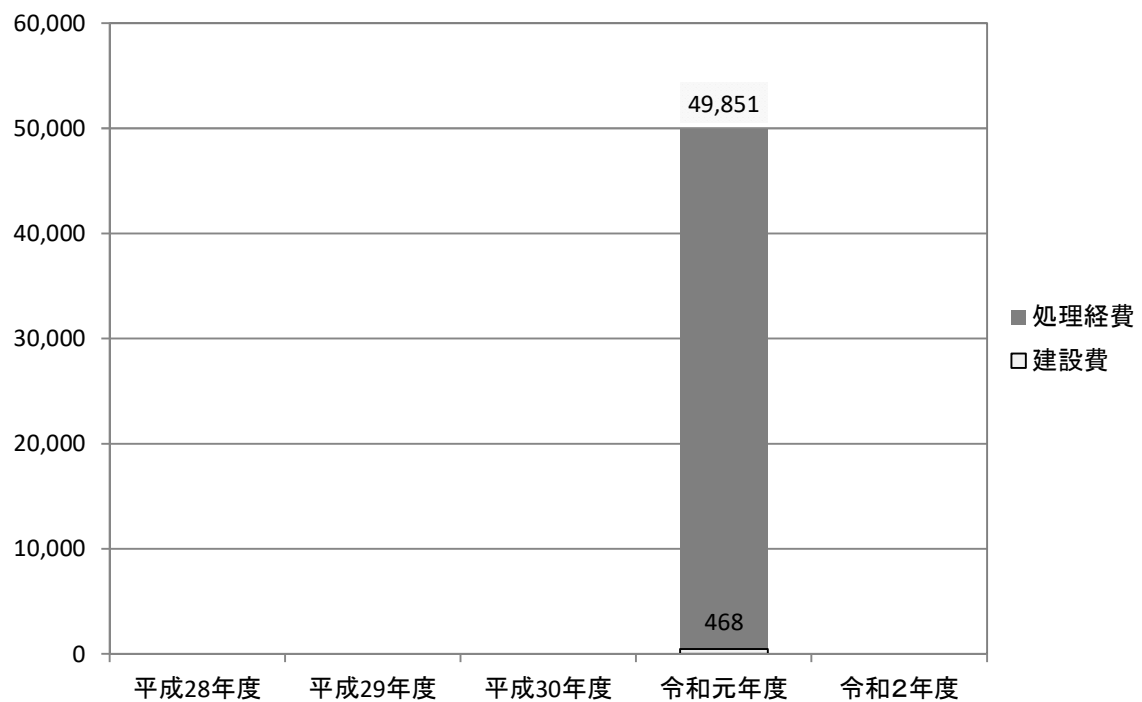
令和2年度に災害廃棄物処理に要した経費は発生していない。

平成28年度からの災害廃棄物の処理経費の状況は、図-1-13のとおりである。

*災害廃棄物のうち国庫補助金交付要綱の適用を受けたもの

[図-1-13 災害廃棄物処理経費の状況]

単位：千円



(7) 指定廃棄物の処理

放射性物質汚染対処特措法において、事故由来放射性物質についての放射能濃度（セシウム 134 とセシウム 137 の合計値をいう。）が 8,000Bq/kg を超える廃棄物については、環境大臣が指定し、国が収集、運搬、保管及び処分することとなっている。

環境省によれば令和 3 年 3 月 31 日現在で、群馬県内には、浄水発生土 672.8 トン、下水汚泥焼却灰等約 514.2 トンの計 1,187.0 トンが指定廃棄物として指定されている。

国は、指定廃棄物の処理が逼迫しているとして、群馬県を含む 5 県については長期管理施設を建設し処理を進めることとしており、指定廃棄物処理促進市町村長会議を開催し、県毎に指定廃棄物の長期管理施設の候補地選定等の検討を進めている。

なお、群馬県については、平成 28 年 12 月 26 日の第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議において、安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定された。

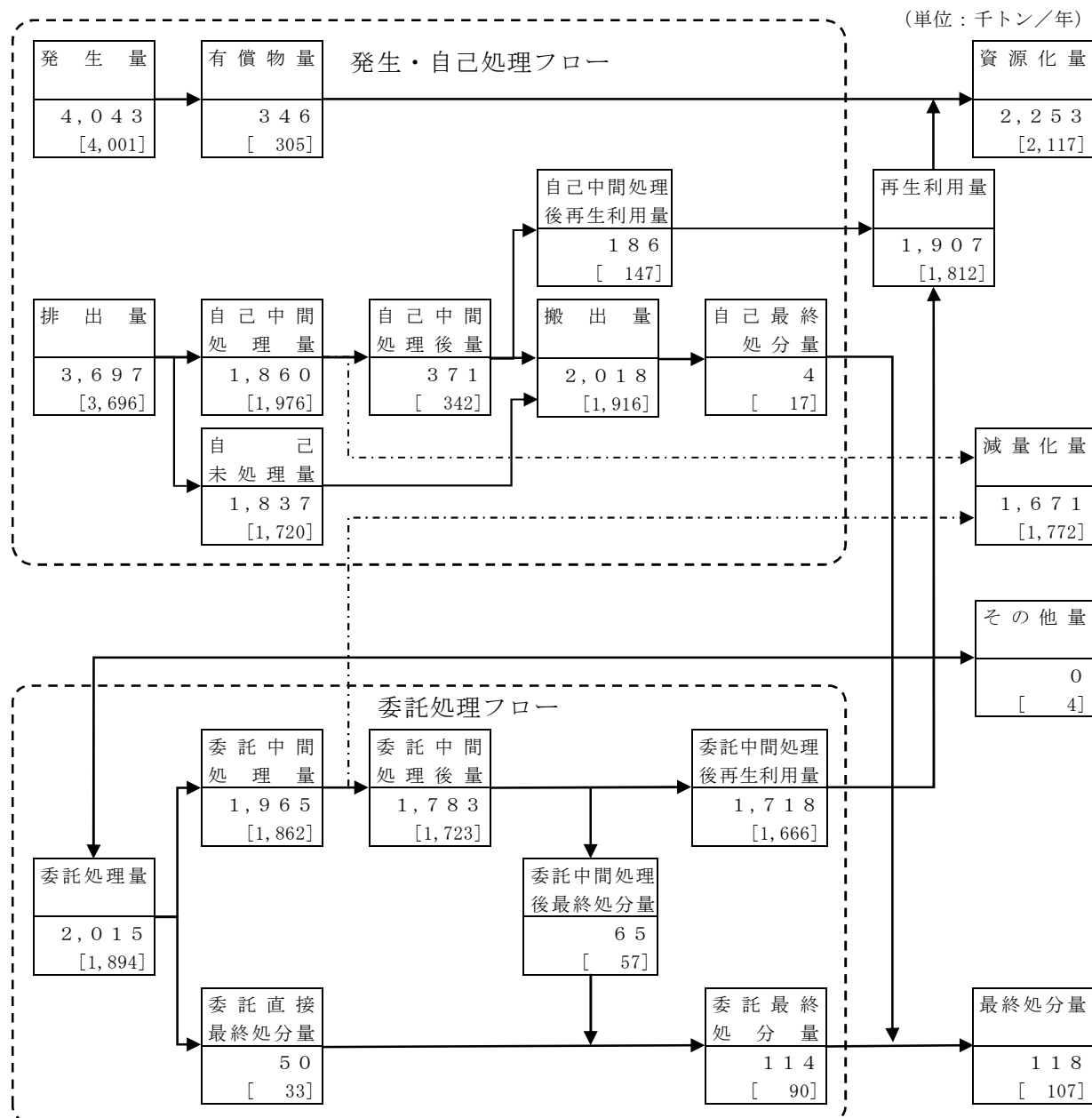
第 2 節 産業廃棄物

1 処理の状況

(1) 発生量及び処理状況（5 年ごとの調査：平成 29 年度分）

本県の産業廃棄物の発生量及び処理状況については、排出事業者の抽出調査による手法で 5 年に一回実施している（今回の間隔は 4 年間）。平成 30 年度に排出事業者 4,349 事業所を抽出した廃棄物実態調査によれば、平成 29 年度における産業廃棄物の発生状況等は次のとおりである。

[図－1－1 平成 29 年度産業廃棄物発生・処理の総括フロー]



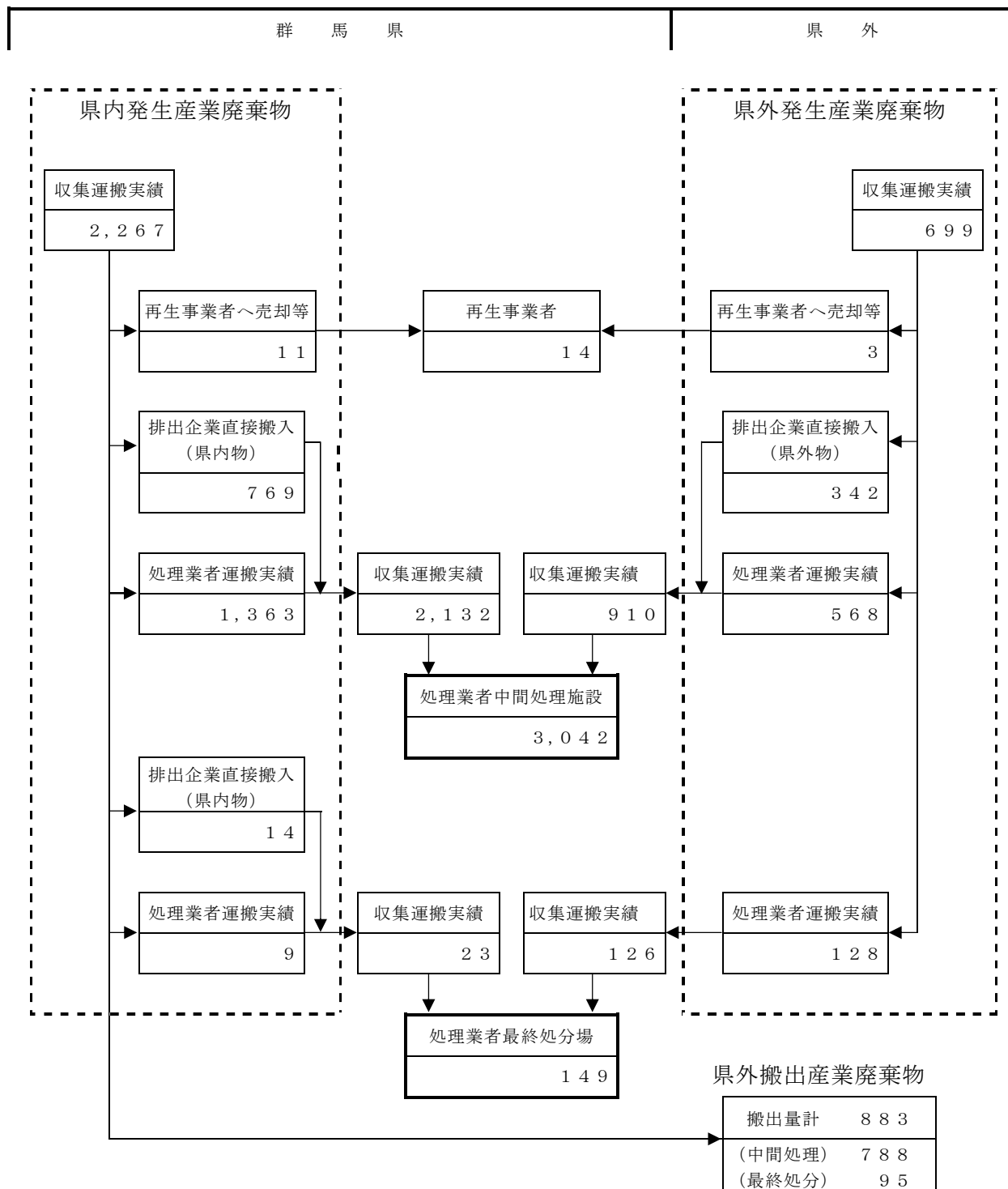
注 []内は、前回調査（平成 25 年度）の数値

(2) 処理業者による処理状況（5年ごとの調査：平成29年度分）

群馬県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条の規定により、産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者から提出された平成29年度の処理実績の概要は次のとおりである。

[図－1－2 平成29年度産業廃棄物処理実績報告書の集計結果概要]

(単位：千トン／年)



注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

2 各項目量は概数であるため、合計が一致しない場合がある。

2 収集運搬業者の実績について

(1) 県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物量

平成29年度に県内の排出事業者が収集運搬業者に処理を委託した産業廃棄物の量は約227万トンである。

そのうち県内処理量は約138.3万トン（約60.9%）、県外処理量は約88.3万トン（約38.9%）である。

詳細は、表-1-1のとおりである。

[表-1-1 平成29年度に収集運搬業者に委託された産業廃棄物量]（県内発生物に限る。）

産業廃棄物の種類		取扱量（トン）	県内処理（トン）		県外処理（トン）	
			埋立	中間処理	埋立	中間処理
産業廃棄物	燃 え 殻	9,541	2	513	3,827	5,202
	汚 泥	301,980	0	53,809	44,687	203,477
	廃 油	48,494	0	29,427	0	19,067
	廃 酸	21,114	0	9,210	0	11,904
	廃 アルカリ	13,335	0	1,356	0	11,979
	廃プラスチック類	283,206	2,430	161,579	5,260	113,936
	紙 く ず	12,622	0	7,780	322	4,520
	木 く ず	319,679	1	214,309	187	105,182
	織 維 く ず	3,187	0	2,269	62	856
	動植物性残さ	115,533	0	75,063	0	40,470
	動物系固形不要物	27	0	24	0	3
	ゴ ム く ず	1,073	29	972	0	72
	金 属 く ず	109,191	136	80,166	941	27,949
	ガラスくず等	248,475	2,556	179,818	5,362	60,740
	鋳 さ い	101,239	2,993	3,184	17,895	77,167
	が れ き 類	560,139	1,291	480,895	15,069	62,884
	動物の糞尿	6,456	0	6,456	0	0
	動物の死体	57,170	0	56,483	0	687
	ば い じ ん	12,094	0	38	1,058	10,998
	1 3 号 廃 棄 物	88	0	67	0	21
	小 計	2,224,643	9,438	1,363,419	94,670	757,118
特別管理産業廃棄物	廃油（揮発油類等）	7,010	0	691	0	6,319
	廃酸（pH2.0以下）	2,389	0	1	0	2,388
	廃アルカリ（pH12.5以上）	1,847	0	200	0	1,647
	感染性廃棄物	11,236	0	8,168	0	3,068
	特）廃PCB等	333	0	157	0	176
	特）PCB汚染物	692	0	195	0	497
	特）指定下水汚泥	0	0	0	0	0
	特）廃石綿等	378	0	0	187	191
	特）燃 え 殻	611	0	466	0	145
	特）汚 泥 等	967	0	4	0	963
	特）廃 油	2,785	0	677	0	2,108
	特）廃 酸	6,412	0	0	0	6,412
	特）廃 アルカリ	1,924	0	11	0	1,913
	特）鋳 さ い	4	0	0	0	4
	特）ば い じ ん	5,683	0	12	0	5,671
	特）1 3 号 廃 棄 物	0	0	0	0	0
	小 計	42,271	0	10,583	187	31,502
総 計		2,266,914	9,438	1,374,002	94,857	788,620

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

2 本表は、収集運搬業の許可を有する者の報告を集計したものである。

3 特）は、特定有害産業廃棄物を示す。

4 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

[表－１－２ 収集運搬業者による県内産業廃棄物の取扱量の推移]

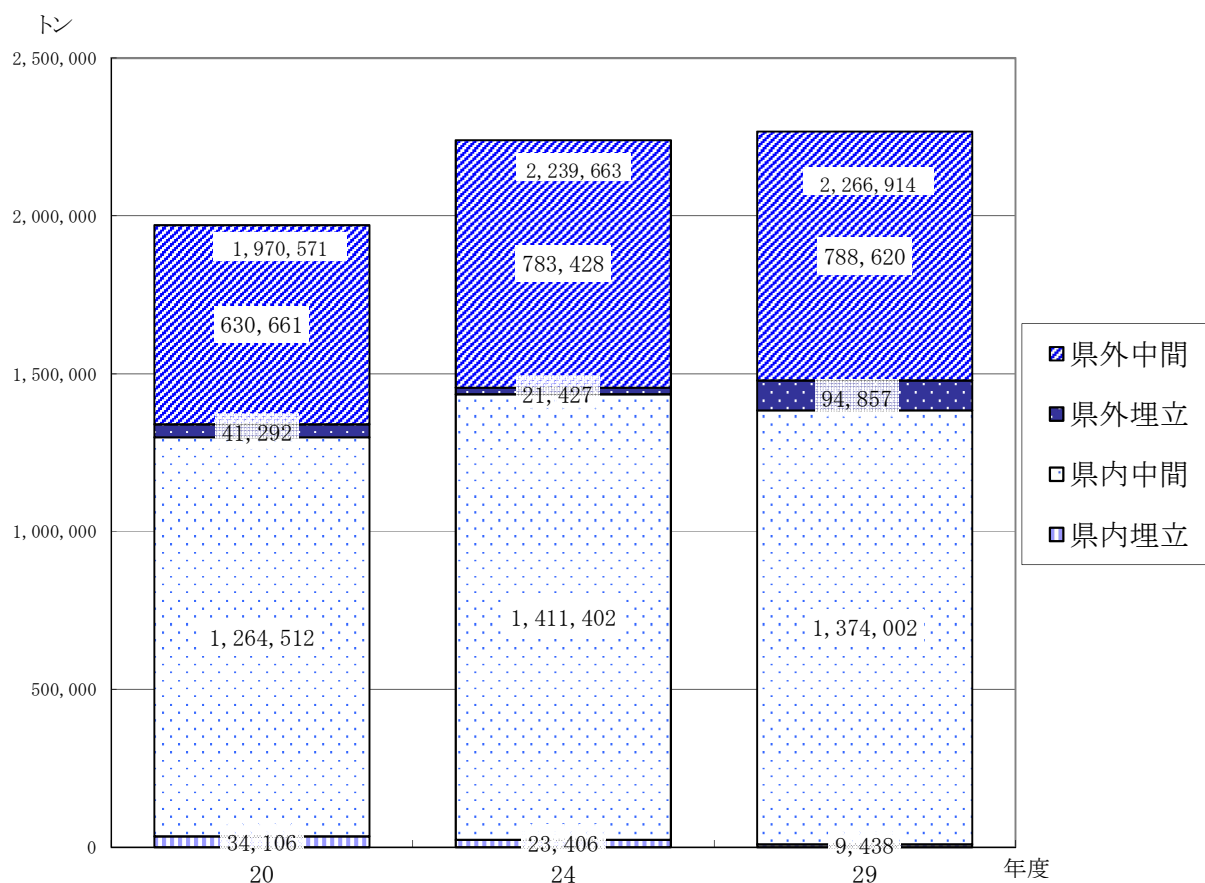
(単位：トン)

年度	取扱量	県内処理	県外処理		埋立処分	中間処理	海洋投入
		埋立処分	中間処理	埋立処分	中間処理		
20	1,970,571	1,298,618 (65.9 %)	34,106 (1.7 %)	1,264,512 (64.2 %)	671,954 (34.1 %)	41,292 (2.1 %)	630,661 (32.0 %)
24	2,239,663	1,434,808 (64.1 %)	23,406 (1.1 %)	1,411,402 (63.0 %)	804,855 (35.9 %)	21,427 (0.9 %)	783,428 (35.0 %)
29	2,266,914	1,383,440 (61.7 %)	9,438 (0.4 %)	1,374,002 (61.3 %)	883,477 (38.3 %)	94,857 (4.3 %)	788,620 (34.0 %)

注１ 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

２ ()は取扱量に対する割合を示す。

[図－１－３ 収集運搬業者による処理実績の推移]



注１ 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なる。

3 処分業者の実績について

(1) 埋立処分

県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量は約6.1万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約1.5万トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約4.6万トンであった。

詳細は表-1-3のとおりである（出典：令和2年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-3 令和2年度に許可業者が管理する県内の最終処分場に埋め立てられた産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類	取 扱 量 (トン)		
	県内発生分	県外発生分	計
燃 え 殻	0	0	0
汚 泥	0	0	0
廃プラスチック類	3,216	28,744	31,960
紙 く ず	0	0	0
木 く ず	0	0	0
繊 維 く ず	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0
ゴ ム く ず	0	0	0
金 属 く ず	38	34	72
ガラスくず等	6,316	10,519	16,835
鉱 さ い	0	0	0
が れ き 類	4,964	7,072	12,036
ば い じ ん	0	0	0
特) 感染性廃棄物	0	0	0
計	14,534	46,369	60,903

注1 本表は、最終処分の許可を有する者の報告を集計したものである。

2 各項目量は、四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 中間処理

県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量は、約191.8万トンであった。

そのうち県内で発生した産業廃棄物量は約129.6万トンであり、県外で発生した産業廃棄物量は約62.2万トンであった。

詳細は表-1-4のとおりである（出典：令和2年度の県内の処分実績報告書）。

[表-1-4 令和2年度に許可業者が管理する県内の中間処理施設に搬入された産業廃棄物量]

産業廃棄物の種類		取 扱 量 (トン)		
		県内発生分	県外発生分	計
燃 え 殻		61	559	619
汚 泥		34,856	16,846	51,701
廃 油		27,147	28,084	55,231
廃 酸		28	699	728
廃 アルカリ		716	2,021	2,737
廃プラスチック類		77,083	74,543	151,626
紙 く ず		4,033	4,653	8,685
木 く ず		180,616	234,607	415,222
繊維くず		717	2,848	3,564
動植物性残さ		14,703	2,446	17,149
ゴムくず		71	0	71
金属くず		17,641	9,777	27,418
ガラスくず等		73,646	44,608	118,254
鉱 さい		10	72	82
が れ き 類		850,651	182,785	1,033,436
ば い じ ん		1	8	9
動物の糞尿		7,274	0	7,274
動物の死体		0	0	0
動物系固形不要物		0	0	0
小 計		1,289,254	604,556	1,893,810
特 別 管 理	廃油（揮発油類等）	442	1,171	1,613
	廃酸（腐食性）	6	6	12
	廃アルカリ（腐食性）	194	72	266
	感染性産業廃棄物	4,585	10,415	15,000
	特) 廃PCB等	359	5,397	5,756
	特) 燃 え 殻	390	0	390
	特) 汚 泥 等	12	29	41
	特) 廃 油	613	829	1,442
	特) 廃 酸	0	1	1
	特) 廃アルカリ	4	1	5
	特) ば い じ ん	0	1	1
小 計		6,605	17,922	24,527
総 計		1,295,857	622,478	1,918,333

注1 本表は、中間処理の許可を有する者の報告を集計したものである。

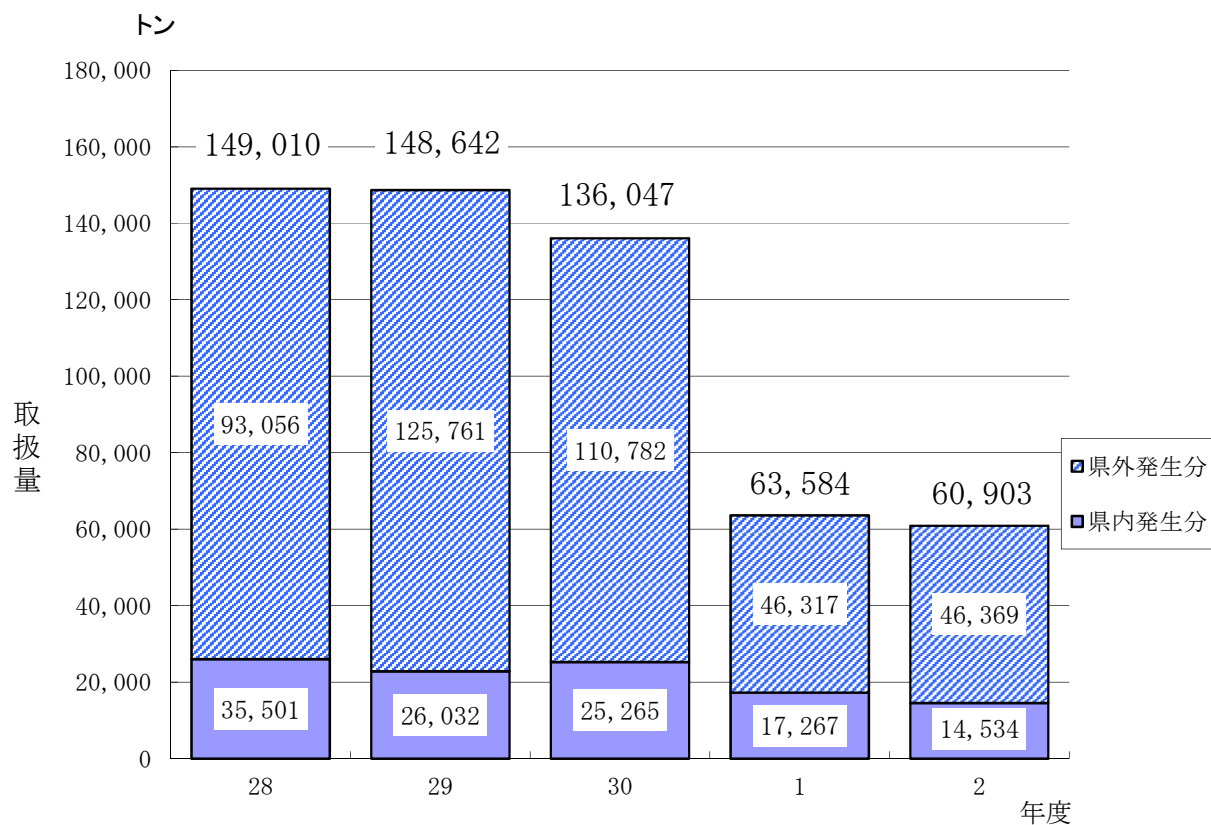
2 再生利用業の指定業者の実績を含めている。

3 「特別管理」は、特別管理産業廃棄物を示す。

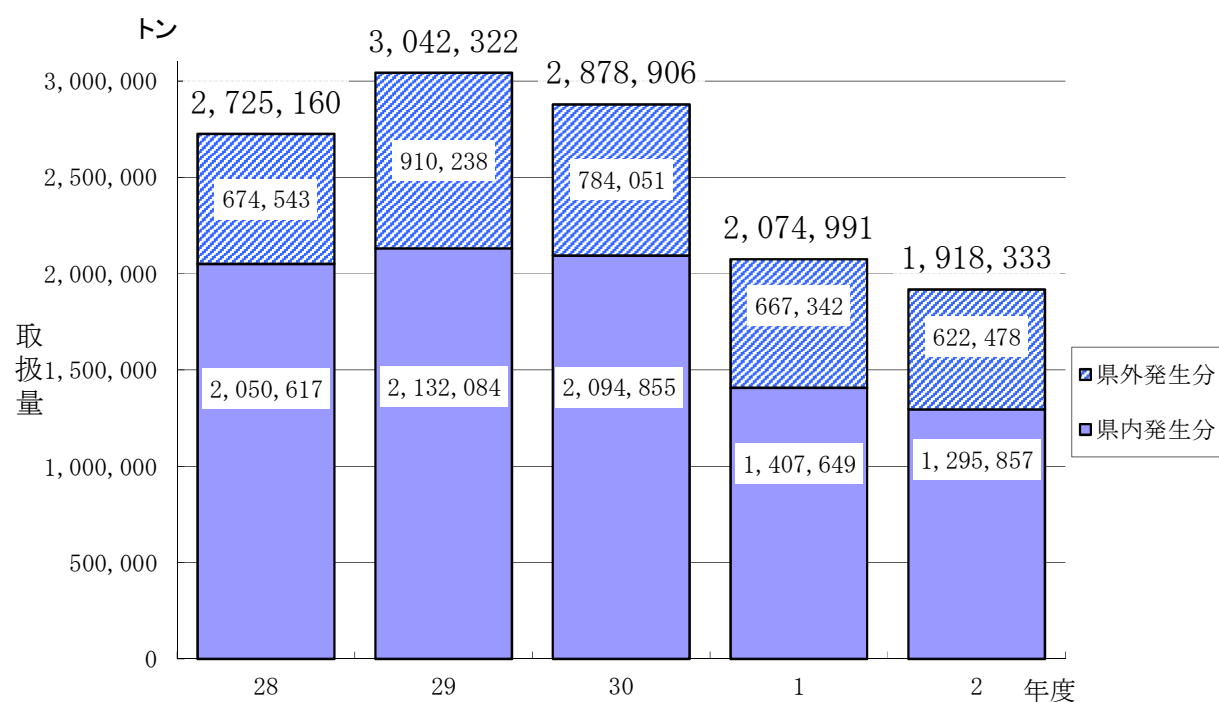
4 特) は、特定有害産業廃棄物を示す。

5 各項目量は、小数点以下の端数(表示外)があるため、合計は合わない場合がある。

[図－１－４ 産業廃棄物処理業者による最終処分量の推移]（最終処分業者の実績）



[図－１－５ 産業廃棄物処理業者による中間処理量の推移]（中間処理業者の実績）



4 施設の状況

産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の規定により設置に際して知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。設置許可対象施設は、同法施行令第 7 条で定められた汚泥の脱水施設等の中間処理施設 19 種類、最終処分場 3 種類である。

令和 2 年度に設置又は変更を許可した産業廃棄物処理施設数は次のとおりである。

[表－１－５ 令和 2 年度における設置（変更）許可施設数]

処理施設の種類	設置（変更）許可施設数	
	事業者	処理業者
汚泥の脱水施設	0(1)	
廃プラスチック類の破碎施設		1(0)
木くず又はがれき類の破碎施設		4(2)
中間処理施設合計	0(1)	5(2)
管理型最終処分場		1(0)
最終処分場合計	0(0)	1(0)
計	0(1)	6(2)

注 1 「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

2 () は変更許可施設数で外数である。

3 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

4 前橋市及び高崎市における許可施設数は含まない。

[表－１－６ 令和２年度末における産業廃棄物処理施設数]

号	産業廃棄物処理施設の種類	設置者区分	施設数
1	汚泥の脱水施設 (10㎡/日を超えるもの)	事業者	33 (7)
		処理業者	3 (1)
2	汚泥の乾燥施設 (機械乾燥) (10㎡/日を超えるもの)	事業者	6 (2)
		処理業者	1
	汚泥の乾燥施設 (天日乾燥) (100㎡/日を超えるもの)	事業者	－
		処理業者	－
3	汚泥の焼却施設 (5 ㎡/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	2
		処理業者	7 (1)
4	廃油の油水分離施設 (10㎡/日を超えるもの)	事業者	1 (1)
		処理業者	6 (1)
5	廃油の焼却施設 (1 ㎡/日を超えるもの・200kg/時以上のもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	3 (2)
		処理業者	9 (2)
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設 (50㎡/日を超えるもの)	事業者	－
		処理業者	－
7	廃プラスチック類の破碎施設 (5 トン/日を越えるもの)	事業者	6
		処理業者	43 (14)
8	廃プラスチック類の焼却施設 (100kg/日を越えるもの・火格子面積 2 ㎡以上のもの)	事業者	4 (1)
		処理業者	14 (4)
8-2	木くず又ははがれき類の破碎施設 (5 トン/日を越えるもの)	事業者	40 (29)
		処理業者	196 (78)
9	有害汚泥のコンクリート固形化施設	事業者	－
		処理業者	－
10	水銀を含む汚泥のばい焼施設	事業者	－
		処理業者	－
10-2	廃水銀等の硫化施設	事業者	－
		処理業者	－
11	シアン化合物の分解施設	事業者	－
		処理業者	－
11-2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	事業者	－
		処理業者	－
12	廃 P C B 等の焼却施設	事業者	－
		処理業者	－
12-2	廃 P C B 等の分解施設	事業者	－
		処理業者	－
13	P C B 汚染物の洗浄施設又は分離施設	事業者	－
		処理業者	－
13-2	産業廃棄物の焼却施設 (200kg/時以上のもの・火格子面積2㎡以上のもの)	事業者	1
		処理業者	12 (3)
中 間 処 理 施 設 小 計		事業者	96 (42)
		処理業者	290 (104)
14-イ	産業廃棄物の最終処分場 (遮断型)	事業者	－
		処理業者	－
14-ロ	産業廃棄物の最終処分場 (安定型)	事業者	3
		処理業者	19 (9)
14-ハ	産業廃棄物の最終処分場 (管理型)	事業者	7 (1)
		処理業者	4 (1)
最 終 処 分 場 小 計		事業者	10 (1)
		処理業者	23 (11)
計		事業者	106 (43)
		処理業者	313 (114)

注 1 「号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条の号番号を示す。

2 施行令第 7 条第 13 号の 2 は、汚泥、廃油、廃プラスチック類及び廃 P C B 等以外の産業廃棄物の焼却施設である。

3 最終処分場については、埋立てが終了していても廃止の確認がされていない施設を含む。

4 「設置者区分」欄の「事業者」は排出事業者が設置するもの、「処理業者」は産業廃棄物処理業者が設置するものを示す。

5 施行令第 7 条第 8 号の 2 の破碎施設については、平成 12 年の法改正によるみなし許可施設を含む。

6 同一施設で複数の種類の許可を受けた中間処理施設は、全ての種類で計上している。

7 () は前橋市及び高崎市内に設置された処理施設数で、内数

5 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移

[表－１－７ 産業廃棄物最終処分場の残容量の年度別推移](年度当初) (単位：千 m³)

年 度	28	29	30	元	2
安 定 型	1,682(1,659)	1,479(1,456)	1,470(1,448)	1,213(1,191)	1,117(1,096)
管 理 型	773(305)	788(304)	772(87)	755(85)	737(84)
計	2,455(1,964)	2,267(1,760)	2,242(1,535)	1,968(1,277)	1,855(1,180)

注 1 排出事業者の自己処分場を含む。

2 () は処理業者が設置したもので内数

6 排出事業者への指導

産業廃棄物は、それを排出する事業者が自らの責任で適正に処理しなければならない。このため、排出事業者に対して適正処理やＰＣＢ廃棄物の届出等に係る相談・指導を実施した。

(1) 情報基盤整備事業

ア 産業廃棄物相談員の配置

産業廃棄物相談員 3 名を廃棄物・リサイクル課、西部森林環境事務所、東部環境事務所に配置し、令和 2 年度中に延べ 352 件の排出事業所に立入調査を実施し、排出事業者に対して廃棄物適正処理、廃棄物減量化推進等の相談・指導を行った(前橋市及び高崎市における調査件数は含まない)。

イ 産業廃棄物専用のホームページによる情報提供

廃棄物・リサイクル課ホームページ「群馬県産業廃棄物情報」により、○廃棄物関係新着情報、○廃棄物関係法令情報、○産業廃棄物処理業者許可情報、○各種許可・届出・報告等に関する手順及び申請書書式等、○説明会・講習会開催の情報提供を行った。

(2) ＰＣＢ廃棄物

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、ＰＣＢ廃棄物を保管する事業者は毎年度、事業場の所在地を管轄する知事や中核市である前橋市長・高崎市長に保管及び処分の状況を届け出ることが義務づけられている。令和 3 年 3 月 31 日現在の保管届出状況は次のとおりである。

[表－１－８ ＰＣＢ廃棄物の保管届出状況] (前橋市・高崎市届出分を含む。)

届出数 (事業場数)	ＰＣＢ廃棄物の種類 (単位：台)			
	変圧器	柱上変圧器	コンデンサー	安定器
989	1,494	2,229	1,710	8,555

注 この他に、廃油、感圧紙、ウエス等あり。事業場数には、使用中のＰＣＢ含有機器のみを保有している場合を含む。

(3) PCB廃棄物保管事業者等への指導（令和2年度）

PCB廃棄物を保管する事業者等のうち、756事業者（前橋市・高崎市を除く。）に対し立入検査を実施し、適正保管及び期限内の処理指導等を行った。なお、平成29年度からはPCB適正処理推進員を設置し、指導を進めている。

7 産業廃棄物処理業者への指導

産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するほか、産業廃棄物処理業者に委託して処理される。産業廃棄物処理業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により知事（又は政令で定める市長）の許可を受けなければならない。

(1) 許可業者数

各年度末現在の産業廃棄物処理業者数は、次のとおりである。

〔表－1－9 産業廃棄物処理業者数の年度別推移〕

年度末	産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処 分			収集運搬	処 分	
		中間処理	最終処分	中間処理 最終処分			
28	4,977	196(52)	7(4)	5(4)	511	15(4)	5,711(64)
29	5,081	203(53)	5(3)	4(4)	542	15(4)	5,850(64)
30	5,232	206(53)	4(2)	5(4)	549	14(4)	6,010(63)
元	5,463	197(50)	4(2)	5(4)	574	14(4)	6,257(60)
2	5,530	196(52)	4(2)	5(4)	584	13(4)	6,332(62)

注1 産業廃棄物収集運搬業、同処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、同処分業の許可を重複して取得している業者がいるため、計欄は延べ業者数

2 () は、前橋市及び高崎市内のみに処理施設のある許可業者数で内数

(2) 許可件数

令和２年度の産業廃棄物処理業許可件数は次のとおりである。

[表－１－１０ 令和２年度における産業廃棄物処理業許可件数]

区 分	産業廃棄物処理業		特別管理産業廃棄物処理業		計
	収集運搬	処分	収集運搬	処分	
新規	331	1	24	0	356
更新	803	26	66	2	897
変更	74	0	7	0	81
合計	1,208	27	97	2	1,334

注 前橋市及び高崎市における許可件数は含まない。

(3) 立入検査

産業廃棄物処理業者に対しては、定期的に立入検査を実施している。

令和２年度においては、延べ 288 件（業の区分ごとの延べ数）の立入検査を実施し、産業廃棄物処理基準及び委託基準の遵守状況、委託契約の締結、マニフェストの使用等の状況、産業廃棄物処理施設の維持管理状況等について指導を実施した。

令和２年度の産業廃棄物処理業者に対する立入検査の実施状況は、次のとおりである。

[表－１－１１ 令和２年度における立入検査の実施状況]

業の区分	延べ実施件数
産業廃棄物収集運搬業	18 (7)
産業廃棄物処分業（中間処理）	233
産業廃棄物処分業（最終処分）	37
計	288

注 1 複数区分の許可を取得している業者については、それぞれ重複して計上している。

2 前橋市及び高崎市における実施件数は含まない。

3 ()は産業廃棄物収集運搬業の積替保管を含む業者数で、内数。

(4) 産業廃棄物処理業者団体の活動への支援

公益社団法人群馬県環境資源創生協会は、産業廃棄物の適正処理及び再生利用等についての調査研究、研修、啓発等の事業を通じて、県民の生活環境の保全に資することを目的に、平成 24 年 4 月 1 日に公益社団法人として認可（前身の社団法人群馬県環境資源保全協会は平成元年 4 月 1 日に設立）された。同協会の公益性の高い普及啓発事業等に補助金を交付し、活動を支援した。（3,600 千円）

8 不適正処理対策

(1) 不法投棄等不適正処理の状況

ア 不法投棄

令和2年度に県内で新たに認知した不法投棄件数は47件、投棄量は62トンであり、ここ数年の件数は横ばい傾向にあり、年間50件前後ペースで発生している。

不法投棄が行われる場所としては、空き家や空き地、耕作放棄地など所有者や管理者の目が行き届かない場所が多い。

[表－1－12 新たに認知した不法投棄の推移]

(単位：件)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
件 数	54	45	34	53	56	52	47
県	13	5	9	11	11	10	3
前橋市	24	31	19	41	31	27	25
高崎市	17	9	6	1	14	15	19
量 (t)	511	59	578	1,764	780	362	62
県	484	48	557	1,450	87	148	26
前橋市	7	8	14	311	684	203	6
高崎市	20	3	7	3	9	11	30

[表－1－13 不法投棄された廃棄物の種類]

(単位：件)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
がれき類	6(11%)	3(7%)	2(6%)	2(4%)	10(18%)	2(4%)	6(13%)
廃 プ ラ	1(2%)	2(4%)	5(15%)	5(9%)	13(23%)	8(15%)	4(9%)
木 く ず	4(7%)	4(9%)	5(15%)	3(6%)	2(4%)	2(4%)	0(0%)
そ の 他	43(80%)	36(80%)	22(64%)	43(81%)	31(55%)	40(77%)	37(78%)
合 計	54	45	34	53	56	52	47

注1 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

2 ()内は全体に占める割合

イ 不適正処理

不法投棄や不法焼却、不適正保管などを総称して「不適正処理」と呼んでいる。

令和2年度に県内で新たに認知した不適正処理は、91件、24,283トンである。

不適正処理の種類では、不法投棄、不法焼却及び不適正保管が大部分を占めている。

不適正保管は、事業者が一時保管と称して資材置場等に解体廃材を溜め込む事案が多く見られる。不法焼却については、廃棄物の焼却は原則禁止であるが、いわゆる野焼きで廃棄物を処分しようとした事案が多くを占めている。

[表－１－１４ 新たに認知した不適正処理の推移]

年 度	H26	H27 ()内は大同を除く	H28	H29	H30	R 元	R 2
件 数	123	120 (119)	81	122	118	98	91 (90)
県	42	36 (35)	39	44	35	29	16 (15)
前橋市	35	40	24	65	51	37	32
高崎市	46	44	18	13	32	32	43
量 (t)	1,336	301,409 (7,079)	908	2,345	2,285	1,559	24,283 (609)
県	1,273	301,306 (6,976)	884	2,023	1,572	1,288	24,226 (552)
前橋市	15	21	14	313	693	204	6
高崎市	48	82	10	9	20	67	51

注 平成27年度の大同特殊鋼（株）渋川工場から排出された鉄鋼スラグの不適正処理分は1件、294,330トンである。

令和2年度の東邦亜鉛（株）安中製錬所から排出された非鉄スラグの不適正処理分は1件、23,674トンである。

[表－１－１５ 不適正処理の種類]（令和2年度新規認知分）

区 分	不法投棄	不適正保管	不法焼却	無許可営業	無許可設置	その他	計
件 数	47(52%)	18(20%)	25(27%)	0(0%)	0(0%)	1(1%)	91

注 中核市（前橋市及び高崎市）分を含む。

(2) 不法投棄等不適正処理対策

未然防止・早期発見・早期解決の3つを柱に、廃棄物の不法投棄など不適正処理対策に取り組んでいる。

なお、毎年、環境月間である6月と清掃活動が盛んになり企業や家庭から大量の廃棄物が排出される12月を「廃棄物適正処理推進強化月間」と定め、通常の監視活動に加え、休日にも監視活動を行っている。

ア 監視指導体制

令和2年4月1日現在、不法投棄主監のほか、行政職員4名、出向警察官2名の計7名で不法投棄等不適正処理対策に当たっている。

イ 産廃Gメンによる監視活動

令和2年4月1日現在、警察官OBの会計年度任用職員である産業廃棄物不適正処理監視指導員（通称「産廃Gメン」）が、4班8名の体制でパトロールを行っている。（年間延べ1,440人・日）

ウ 休日等の監視活動

行政機関による監視が手薄になる休日等における監視の目を確保するため、民間警備会社に監視業務を委託しており、令和2年度も引き続き年間140日の監視活動を実施した。

エ 産業廃棄物110番

廃棄物・リサイクル課内にフリーダイヤルの「産業廃棄物110番」を設置し、広く県民から情報を受け付けている。

**ハイゴミ通報
産業廃棄物110番 0120-81-5324**

令和2年度の受付件数は52件で、内訳は、不法投棄が31件(60%)、不法焼却が11件(21%)、その他が10件(19%)であった。寄せられた情報については、速やかに調査を行い、事案の早期解決に活用した。

オ スカイパトロール

県警察本部の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」を利用し、空からの監視活動を行っている。令和2年度は17回実施し、4件の不適正処理事案を発見した。

カ 産業廃棄物収集運搬車両の路上調査

主に県外から流入する産業廃棄物を対象として、産業廃棄物収集運搬車両の路上調査を行っている。

例年、「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」（通称「産廃スクラム36」）の事業として、本県を含む36都県市が10月中旬頃に一斉調査を実施しているが、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった。

キ 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を群馬県職員に併任して産業廃棄物に関する立入検査権を付与している。令和3年3月31日現在の併任職員数は、33市町村109名である。

ク 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携した廃棄物不法投棄監視体制の整備・強化を図り、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村に不法投棄監視カメラを貸し出している。

令和2年度の貸出件数は、4件であった。

ケ 啓発活動

ラジオ等の各種広報媒体やチラシを活用して、適正処理の推進、不法投棄の未然防止、通報を呼びかけた。

コ 廃棄物不適正処理防止啓発県民の集い

廃棄物の不法投棄等不適正処理を防止し、適正処理の気運を高めるため、群馬県廃棄物不適正処理防止啓発推進本部の主催で、県警、前橋市、高崎市、(公社)群馬県環境資源創生協会、産業界と連携して、「廃棄物不適正処理防止啓発県民の集い」を開催している。

・ 内容

(ア) 御当地ヒーローであり、また「特命産廃Gメン」である超速戦士G－F I V Eによる環境寸劇を上演し、不適正処理防止の啓発を行う。

(イ) G－F I V Eとともに、県民に啓発資材を配布し、不適正処理防止と情報提供の協力を呼びかける。

令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となった。

9 土砂埋立ての適正化

(1) 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制

建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺住民から有害物質の混入や堆積された土砂等の崩落が心配されている。

これらの状況も踏まえ、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（群馬県土砂条例）」を制定した。（平成25年6月21日公布、同年10月1日施行）

厳正な許可審査や立入検査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進するとともに、広報啓発、不適正処理対策と同様の監視指導、警察及び関係機関との連携により、不適正事案等の未然防止・早期発見・早期解決に取り組んでいる。

(2) 主な規制の内容

ア 土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の規制

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（土壌基準）を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止する。

イ 特定事業の許可

土砂等による埋立て等を行う区域以外の区域から排出又は採取された土砂等により、3,000 m³以上の埋立て等を行う事業（特定事業）を許可の対象とし、特定事業を行おうとする者（事業者）は、原則として知事の許可を要する。

ウ 土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する 10 日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壌検査証明書を添付のうえ、届出書を提出しなければならない。

エ 定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壌検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施する。

[表－１－１６ 特定事業の許可状況]

(単位：件)

年 度	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2
許 可	3	10	4	5	7	6
変更許可	7	2	3	4	2	1

(3) 市町村との連携

群馬県土砂条例の規制が及ばない 3,000 m²未満の土砂の埋立て事案に対応するためには、各市町村において、地域の実情に合わせた市町村土砂条例を制定することが不可欠である。

このため、市町村に対して、市町村土砂条例“例”の提供、条例制定の必要性の説明など、市町村土砂条例の制定促進に取り組んでいる。

[表－１－１７ 土砂条例を制定している市町村] (29 市町村) (令和 3 年 3 月 31 日現在)

市町村	桐生市・沼田市・館林市・渋川市・富岡市 ・安中市・みどり市・榛東村・吉岡町・神 流町・下仁田町・甘楽町・中之条町・高山 村・片品村・川場村・昭和村・みなかみ町 ・玉村町・明和町・千代田町	太田市・ 伊勢崎市・ 上野村	高崎市・ 板倉町・ 邑楽町	前橋市・ 藤岡市
許可対象面積	500m ² 以上 3,000m ² 未満	1,000m ² 以上 3,000m ² 未満	500m ² 以上	1,000m ² 以上
県条例の適用	3,000m ² 以上			適用しない

10 処理施設の確保

(1) 産業廃棄物処理施設整備資金融資制度（令和2年度）

産業廃棄物処理施設設置者に対して低利の融資を行うことにより、処理施設の設置促進を図るため、昭和63年度から「産業廃棄物処理施設整備資金」を設けている。

ア 融 資 枠	3億円（再生利用施設整備対策として別途5億5千万円）
イ 融資対象者	県内の中小企業者及び中小企業団体 （産業廃棄物の排出事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物関係団体）
ウ 資金使 途	産業廃棄物を処理するための設備に要する資金 （例）再利用施設、中間処理施設、最終処分場、焼却施設の改造
エ 融資限度額	一般 5,000 万円以下 再生利用施設 7,000 万円以下
オ 融 資 期 間	7 年（うち据置 1 年）以内。ただし、建物の新築または改築は 10 年（うち据置 1 年）以内
カ 融 資 利 率	保証なし 年 1.7% 以下 保証付き { 責任共有制度対象 年 1.4% 以下 責任共有制度対象外 年 1.3% 以下
キ 申 込 先	金融機関（借入れ申込前に県廃棄物・リサイクル課と協議が必要）

(2) 最終処分場モデル研究事業

モデル研究事業制度は、民間事業者の確実な施設設置計画に対して、県有地の貸与、県による地元調整、周辺施設の整備に対する助成等、県が積極的に支援するとともに、施設の設置及び運営が適正に行われるよう県が指導監督することにより、住民にとって安全で安心できる施設の確保を図ろうとしたものである。

この制度に基づき、安定型最終処分場については、平成12年3月に桐生市新里町関地区内において工事に着手し、平成14年にはⅠ期工事が竣工し、同年2月から稼動。平成18年1月に残余のⅡ期工事が竣工され、現状の処分場が完成。平成29年1月20日をもって埋立てが終了し、令和元年9月30日に廃止した。

ア 最終処分場モデル研究事業の概要

	モデル研究事業	一般の処分場
処分場の設置・運営	民間事業者	民間事業者
地元調整	県が調整	事業者が調整
用地	県有地を事業者に貸与	事業者の所有、借地
地元協定	安全性・環境の協定は義務	要求があった場合、協定化
監視体制	県が常時監視、地元立入検査	自己監視、県は定期検査
事故等の保証	事業者（保険加入義務あり） 県（土地所有者の責任）	事業者（保険加入義務なし）
周辺整備への補助	市町村事業に対する補助	原則なし

イ 安定型モデル最終処分場の概要

（ア）施設の位置

桐生市新里町関地内

（イ）全体面積 10.16 h a

内訳

最終処分場用地	3.94 h a
残置森林用地	6.22 h a

（ウ）最終処分場の具体的内容

a 埋立容量 365,016.19m³

（平成26年6月10日付届出により333,000m³から変更）

b 埋立品目 安定5品目（がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず）

c 埋立終了 平成29年1月20日

d 廃止 令和元年9月30日

第3節 減量化、リサイクル

1 減量化・リサイクルの状況

産業廃棄物及び一般廃棄物の減量化・リサイクルの状況は、次表のとおりである。

[表－1－1 産業廃棄物減量化・再生利用状況]（平成30年度群馬県廃棄物実態調査結果（平成29年度実績））

※調査は毎年実施していないため、平成29年度データが最新になります。

（単位：千トン／年）

種類 \ 区分	排出量	減量化量	再生利用量	最終処分量
燃 え 殻	2	0 (0)	1 (50)	0 (0)
汚 泥	1,693	1,468 (87)	186 (11)	39 (2)
廃 油	90	58 (64)	31 (34)	0 (0)
廃 酸	24	11 (46)	13 (54)	0 (0)
廃 ア ル カ リ	16	7 (44)	8 (50)	0 (0)
廃プラスチック類	124	27 (22)	86 (69)	11 (9)
紙 く ず	9	1 (11)	7 (78)	0 (0)
木 く ず	152	17 (11)	133 (88)	1 (1)
繊 維 く ず	1	1 (100)	1 (100)	0 (0)
動植物性残さ	188	62 (33)	126 (67)	0 (0)
動物系固形不要物	—	—	—	—
ゴ ム く ず	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
金 属 く ず	89	0 (0)	88 (99)	1 (1)
ガラスくず等	169	0 (0)	152 (90)	17 (10)
鋳 さ い	168	0 (0)	143 (85)	25 (15)
が れ き 類	910	0 (0)	899 (99)	11 (1)
ば い じ ん	14	0 (0)	13 (93)	1 (7)
その他産業廃棄物	49	19 (39)	19 (39)	11 (22)
合 計	3,697	1,671 (45)	1,907 (52)	118 (3)

注1 数値欄の「0」は、千トン未満の数値があることを示す。

2 減量化量、再生利用量、最終処分量は、中間処理等による廃棄物の種類の変化を考慮せずに集計した量

3 各区分ごとの（ ）内の数値は、排出量に対する割合を示す。

4 各種類ごとに「その他量」があるため、減量化量、再生利用量、最終処分量を合計しても排出量及び100%にはならない場合がある。

〔表－１－２ 収集ごみからの資源化・集団回収による資源化の状況〕（令和２年度）

環境 (森林) 事務所	市町村名	収 集 ご み か ら の 資 源 化 の 状 況																		
		紙類	紙ﾊﾟｯｸ	紙製容 器包装	鉄	非鉄金属	金属類	ｶﾞﾗｽ類	ﾍｯﾄﾞﾄﾎﾞ	白色ﾄﾚｲ	容器包装 ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ 類	ﾌﾟﾗｽﾀｯｸ 類(白色ﾄ ﾚｰ、容器 包装除く)	布類	肥料	飼料	溶融 ｽﾗｸﾞ	固形燃料	焼却灰・ 飛灰のセ ﾒﾝﾄ原料化	廃食用油	その他
		22,484	116	335	12,657	3,074	15,731	9,263	4,018	39	3,900	754	1,444	416	18	2,317	2,385	5,665	40	10,265
中 部	前橋市	3,844			1,581	607	2,188	2,018	923		1,774		569					2,130		1,609
	伊勢崎市	2,643	10		1,960	321	2,281	302	252		618		313						19	1,066
	玉村町	316	2	30	212	85	297	242	91	2			60					100		844
	渋川市				495	102	597	316	148										7	4
	榛東村	50	1	22	110	29	139	30	11				2							
	吉岡町				102	21	123	83	48											
西 部	高崎市	5,692	19		2,010	561	2,571	1,715	566	1			2							
	安中市	502			359	83	442	162					47						2	97
	藤岡市	771			478	118	596	307	134	7	2		7					2,352	4	199
	上野村												52							
	神流町	75			22		22	24	6								156			14
	富岡市	722	6		130	199	329	241	166		214									183
	甘楽町	308	1		62	9	71	72	26		36								3	19
	下仁田町	57	1		38	13	51	48	13											
	南牧村	13			9	3	12	12	3											
吾 妻	中之条町	224	2	102	164	31	195	129	37		70		5							39
	高山村	40		19	30	4	34	23	7		13		1							8
	東吾妻町	161	1	80	120	23	143	100	27		54		5							30
	長野原町	154			56	22	78	2	8											12
	嬬恋村	254	1					139	13											20
	草津町	174			62	30	92	106	74											21
利 根 沼 田	沼田市	958	7		408	138	546	434	144		282	455	14							46
	川場村	74	1		4	5	9	35	12	5			1							
	昭和村																			
	片品村	91	1		9	7	16	46	4											71
	みなかみ町	349	1		134	21	155	143	59				106	359			2,229			78
東 部	太田市	207	35		2,013		2,013	1,085	437	8	439					2,317				2,983
	館林市	1,556			382	162	544	523	247		194	143	200					1,083		135
	板倉町	233			84	32	116	110	48		85	6	38						2	127
	明和町	281	3	82	85	19	104	72	31	1	45	62	56	1					2	150
	千代田町	216	2		84	18	102	75	22		22	5	12	4	17				1	416
	大泉町	338	7		281	63	344	203	81	1		83								702
	邑楽町	247	4		192	42	234	129	52	1	52		6		1					811
	桐生市	1,902	11		722	230	952	255	259	12										563
	みどり市	32			259	76	335	82	69	1										18

(単位：t)

	集 団 回 収 に よ る 資 源 化 の 状 況																
計	紙類	紙バック	紙製容器包装	鉄	非鉄金属	金属類	ガラス類	ペットボトル	白色トレイ	容器包装プラスチック類	プラスチック類(白色トレイ・容器包装除く)	布類	廃食用油	その他	計	団体数	交付補助金(千円)
79,190	20,635	61	631	288	309	597	144	148	1	14	2	217	4	10	22,464	2,681	175,187
15,055	6,306											154			6,460	320	58,600
7,504	524	3										2			529	106	4,235
1,984	287	3	22		2	2						3			317	244	1,307
1,072	1,124	2	521	107	22	129	15					7			1,798	133	14,490
255	81				3	3	1					1			86	15	520
254	171	1	64	7	7	14	3					2			255	23	2,555
10,566	4,115	22		15	116	131	36					33			4,337	488	34,685
1,252	729	3		16	47	63		96				5			896	103	7,427
4,379	1,091	5		9	21	30		15							1,141	102	9,129
52	33			16		16	6							9	64		
297																	
1,861	928	5		5	1	6	2					1			942	90	9,418
536																	
170	29							1							30	6	151
40	26														26	2	212
803	16		8		1	1									25	25	130
145	13		5		4	4									22	2	
601	30		11		1	1	1								43	1	15
254	28				3	3									31	3	64
427																	
467	34														34	1	136
2,886	386	1		4	7	11	4					5			407	47	2,438
137																	
	211	10		13	14	27	62	29	1	14					354	36	2,739
229																	
3,479	63			4	4	8		7							78	21	630
9,524	2,561			62		62	5				2				2,630	329	13,424
4,625	592	4		1	10	11	1					3			611	322	5,455
765	54				6	6									60	38	389
890	36	1													37	6	256
894	8			1		1									9	2	
1,759	72			2		2	1								75	42	571
1,537	26	1													27	12	222
3,954	544			21	27	48	4								596	104	3,574
537	517			5	13	18	3					1	4	1	544	58	2,415

2 自動車リサイクルの状況

(1) 使用済自動車の引取台数の状況

令和2年度全国における使用済自動車の引取台数は約315万台となり、昨年度より約21万6千台減少した。本県では約4百台減少して約7万台となった。

[表-1-3 使用済自動車の引取台数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

(単位: 台)

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
64,771	69,124	67,523	70,643	70,239

(2) 登録、許可業者数(令和2年度末現在)

令和2年度本県における引取・フロン類回収登録業者数、解体・破砕許可業者数の合計は728事業者で、昨年度から15事業者減少した。

[表-1-4 登録、許可業者数] (前橋市分・高崎市分を含む県内)

引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者	合 計
436(446)	158(157)	112(118)	22(22)	728(743)

注 () 内は、昨年度の登録、許可業者数

(3) 自動車リサイクル法関連事業者への指導(令和2年度)

自動車リサイクル法関連事業者に対しては、立入検査計画を策定し、計画的に検査を実施している。特に、令和2年度に登録や許可期間の満了を迎える事業者を中心に、81事業者(前橋市及び高崎市を除く。)に立入検査を実施し、法令基準の遵守指導、更新手続等の教示を行った。

[表-1-5 自動車リサイクル法関連事業者の立入検査実施数]

引取業者	フロン類 回収業者	解体業者	破砕業者	合 計
25(76)	28(52)	27(36)	1(12)	81(176)

注 () 内は、昨年度の立入検査実施数

(4) 遅延報告状況

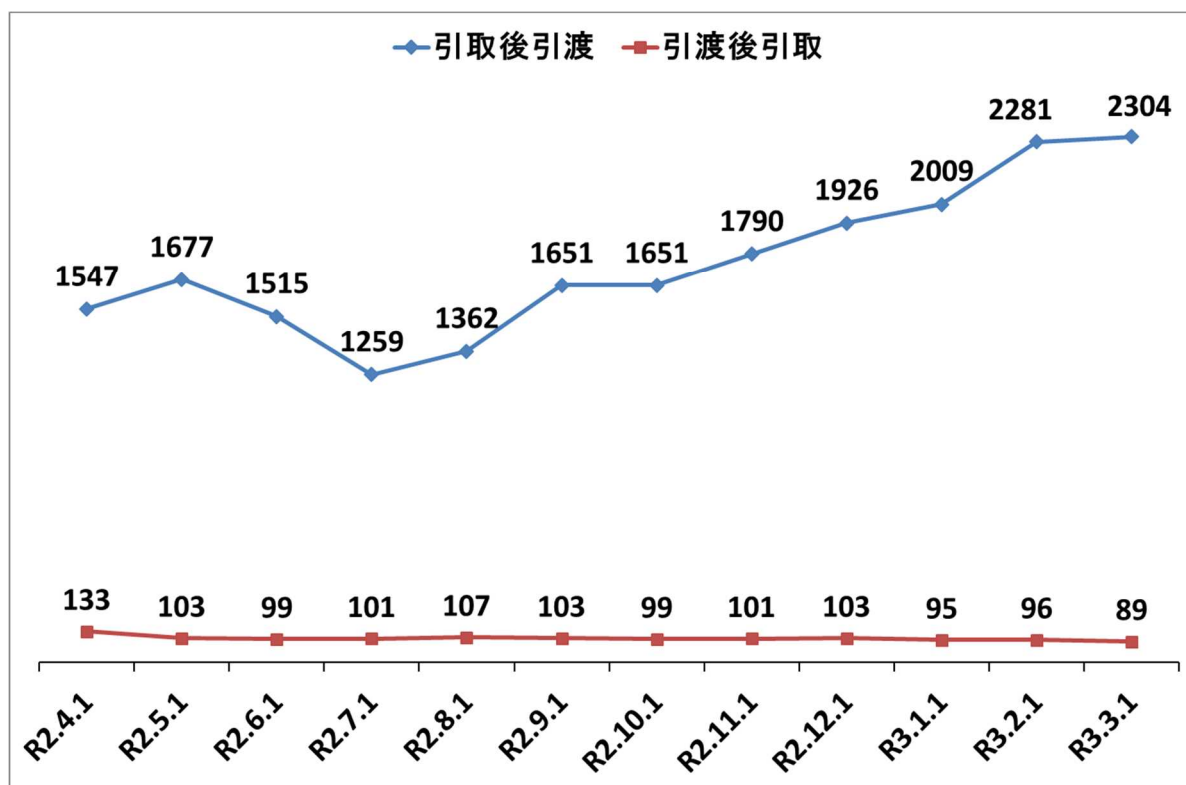
使用済自動車、エアバッグ類の遅延報告の合計は、次表のとおりである。

引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破砕業者の順で使用済自動車は解体等の作業が行われる。各業者間で使用済自動車の引き取り、引き渡しが行われる都度、自動車リサイクルシステムに報告(登録)が必要となる。

しかし、引き取った後に、法令で定められた期限を過ぎても次の業者に引き渡した報告がされない場合は「引取後引渡」が、引き渡したにもかかわらず、引き取りをした報告がされない場合は「引渡後引取」が、遅延している旨の連絡が、公益財団法人

自動車リサイクル促進センターから管轄する自治体にされる。

〔図－１－１ 遅延報告状況〕（前橋市分・高崎市分を除く県内）（単位：台）



※引取後引渡の遅延報告の漸増は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響と考えられる。

3 家電リサイクルの状況

(1) 引取の状況

令和2年度に県内5つの指定引取場所において引き取られた廃家電4品目は、約3,782百台で、前年度比約1.6%増加した。

[表-1-6 家電4品目引取台数推移] (単位: 百台)

品目名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
エアコン	452	499	902	871	919
ブラウン管式テレビ	220	202	219	217	216
液晶式・ プラズマ式テレビ	230	292	471	607	701
電気冷蔵庫・ 電気冷凍庫	491	516	807	892	860
電気洗濯機・ 衣類乾燥機	638	683	1,011	1,137	1,086
合 計	2,031	2,192	3,410	3,724	3,782

4 小型家電リサイクルの状況

(1) 実施状況

小型家電の具体的な回収方法や対象品目は市町村により異なっており、令和2年度は35市町村すべてが小型家電の回収を実施している。

第 2 章 関 係 資 料

第 1 節 一般廃棄物関係

1 し尿処理関係

表－２－１ し尿処理の状況（令和２年度）

環 境 (森林) 事務所	市町村別	総 人 口 A	水 洗 化 人 口					水洗化率 (B+C+D)/A	汚水衛生 処 理 率 (B+C+d)/A	非水洗化人口		市町村等 に よ る 処 理 率 (B+C+D+E) /A	年 間 総排出量 イ (ハ/E*A) kl/年
			公共下水道 B B/A 49.8%	コミュニティプラント C C/A 1.2%	浄 化 槽 D D/A 44.5%	合併処理浄化槽 d							
						d/A 24.6%	農集排						
	合計(35)	人 1,960,215	人 977,056	人 22,601	人 872,266	人 481,319	人 97,236	% 95.5	% 75.6	人 88,258	人 34	% 100.0	
中 部	前橋市	335,157	230,573	2,996	96,271	68,683	23,910	98.4	90.2	5,317		100.0	213,585
	伊勢崎市	213,267	76,120		119,376	57,812	8,122	91.7	62.8	17,771		100.0	135,908
	玉村町	36,350	26,254		9,897	2,584		99.5	79.3	199		100.0	23,165
	渋川市	76,036	28,022	1,223	38,180	26,928	17,313	88.7	73.9	8,611		100.0	48,455
	榛東村	14,638	5,472		8,741	6,829	3,109	97.1	84.0	425		100.0	9,328
	吉岡町	21,782	10,673		10,979	5,881	3,050	99.4	76.0	130		100.0	13,881
西 部	高崎市	372,300	261,759		104,584	41,440	3,449	98.4	81.4	5,957		100.0	237,255
	安中市	56,878	22,048		32,679	16,167		96.2	67.2	2,151		100.0	36,247
	藤岡市	64,413	16,131		43,984	25,331		93.3	64.4	4,298		100.0	41,048
	上野村	1,149			1,109	1,093		96.5	95.1	40		100.0	732
	神流町	1,756			1,472	857		83.8	48.8	284		100.0	1,119
	富岡市	47,865	9,041	449	36,125	16,639	2,021	95.3	54.6	2,243	7	100.0	30,503
	甘楽町	12,973	7,481		4,940	3,597	2,521	95.7	85.4	552		100.0	8,267
	下仁田町	6,920			5,537	5,067		80.0	73.2	1,356	27	99.6	4,410
	南牧村	1,688			1,152	1,072		68.2	63.5	536		100.0	1,076
吾 妻	中之条町	15,544	7,893		6,780	5,518	2,994	94.4	86.3	871		100.0	9,906
	高山村	3,641			3,470	3,172	1,391	95.3	87.1	171		100.0	2,320
	東吾妻町	13,325	2,084		9,547	7,368	1,615	87.3	70.9	1,694		100.0	8,492
	長野原町	5,457	1,877		3,132	1,600	948	91.8	63.7	448		100.0	3,478
	嬭恋村	9,528	3,469		5,465	4,130	2,437	93.8	79.8	594		100.0	6,072
	草津町	6,216	4,594		1,614	933		99.9	88.9	8		100.0	3,961
利 根 沼 田	沼田市	46,802	24,920		18,203	10,386	2,044	92.1	75.4	3,679		100.0	29,825
	川場村	3,232	2,393		570	286		91.7	82.9	269		100.0	2,060
	昭和村	7,228			6,279	5,781	4,344	86.9	80.0	949		100.0	4,606
	片品村	4,207	972		1,469	1,003	466	58.0	46.9	1,766		100.0	2,681
	みなかみ町	18,337	7,529		9,945	5,651		95.3	71.9	863		100.0	11,686
東 部	太田市	224,255	78,953	13,825	121,493	58,619	12,619	95.5	67.5	9,984		100.0	142,911
	館林市	75,480	33,031	1,969	37,149	25,293	656	95.6	79.9	3,331		100.0	48,101
	板倉町	14,310	2,371		11,319	9,090		95.7	80.1	620		100.0	9,119
	明和町	11,154	4,520		6,295	3,105		97.0	68.4	339		100.0	7,108
	千代田町	11,221	2,091	571	7,461	4,136		90.2	60.6	1,098		100.0	7,151
	大泉町	41,891	8,589		30,960	20,330		94.4	69.0	2,342		100.0	26,696
	邑楽町	26,241	4,529	1,330	18,415	8,608		92.5	55.1	1,967		100.0	16,723
	桐生市	108,730	79,642	238	23,926	8,346	3,546	95.5	81.1	4,924		100.0	69,290
	みどり市	50,244	14,025		33,748	17,984	681	95.1	63.7	2,471		100.0	32,019

注 各市町村の年間総排出量は、より実態に近い値に近づけるため、平成21年度分の集計から、次のとおり算出方法を改めた。
 ①各市町村の年間総排出量の算出方法（旧）：各市町村の非水洗のし尿収集量/各市町村の計画収集人口×各市町村の総人口
 ②各市町村の年間総排出量の算出方法（新）：県全体の非水洗化のし尿収集量/県全体の計画収集人口×各市町村の総人口

計 画 収 集 量											自家処理量		1人1日 排 出 量	備 考
年間総収集量					処理内容別									
ロ	非水洗 のし尿	コミブラ 汚 泥	浄化槽汚 汚 泥	浄化槽汚泥 +コミブラ汚泥	し尿処理施設					その他 ト	チ	浄化槽汚 汚 泥	人/E*1000 /365	
	ハ	ニ	ホ	ヘ	非水洗 のし尿	コミブラ 汚 泥	浄化槽汚 汚 泥	浄化槽汚泥 +コミブラ汚泥						
kl/年 485,059	kl/年 56,244	kl/年 3,061	kl/年 425,754	kl/年 428,815	kl/年 454,334	54,858	kl/年 1,846	kl/年 397,630	kl/年 399,476	kl/年 30,725	kl/年 23	kl/年	L/人・日 1.75	
35,939	3,756	205	31,978	32,183	35,734	3,756		31,978	31,978	205			1.94	下水道投入 その他
61,289	6,764		54,525	54,525	44,248	5,378		38,870	38,870	17,041			1.04	下水道投入
4,899	514		4,385	4,385	4,899	514		4,385	4,385				7.08	
29,221	1,768	832	26,621	27,453	15,920	1,768		14,152	14,152	13,301			0.56	その他
2,416	199		2,217	2,217	2,416	199		2,217	2,217				1.28	
4,451	200		4,251	4,251	4,451	200		4,251	4,251				4.21	
53,797	3,329		50,468	50,468	53,797	3,329		50,468	50,468				1.53	
29,362	2,783		26,579	26,579	29,362	2,783		26,579	26,579				3.54	
23,234	1,875		21,359	21,359	23,234	1,875		21,359	21,359				1.20	
611	91		520	520	611	91		520	520				6.23	
1,387	373		1,014	1,014	1,387	373		1,014	1,014				3.60	
20,713	1,751	311	18,651	18,962	20,713	1,751	311	18,651	18,962		5		2.14	
1,794	412		1,382	1,382	1,794	412		1,382	1,382				2.04	
6,214	913		5,301	5,301	6,214	913		5,301	5,301		18		1.84	
2,141	404		1,737	1,737	2,141	404		1,737	1,737				2.07	
3,122	568		2,554	2,554	3,122	568		2,554	2,554				1.79	
1,657	148		1,509	1,509	1,657	148		1,509	1,509				2.37	
7,231	1,300		5,931	5,931	7,231	1,300		5,931	5,931				2.10	
3,656	423		3,233	3,233	3,656	423		3,233	3,233				2.59	
5,026	656		4,370	4,370	5,026	656		4,370	4,370				3.03	
1,627	147		1,480	1,480	1,627	147		1,480	1,480				50.34	
11,463	1,881		9,582	9,582	11,463	1,881		9,582	9,582				1.40	
657	158		499	499	657	158		499	499				1.61	
1,469	323		1,146	1,146	1,469	323		1,146	1,146				0.93	
2,945	496		2,449	2,449	2,945	496		2,449	2,449				0.77	
5,728	718		5,010	5,010	5,728	718		5,010	5,010				2.28	
67,702	4,585	1,294	61,823	63,117	67,702	4,585	1,294	61,823	63,117				1.26	
14,790	1,191	144	13,455	13,599	14,790	1,191	144	13,455	13,599				0.98	
4,928	360		4,568	4,568	4,928	360		4,568	4,568				1.59	
2,630	154		2,476	2,476	2,630	154		2,476	2,476				1.24	
4,075	366	97	3,612	3,709	4,075	366	97	3,612	3,709				0.91	
21,269	1,013		20,256	20,256	21,269	1,013		20,256	20,256				1.19	
10,770	1,056		9,714	9,714	10,770	1,056		9,714	9,714				1.47	
13,815	9,122	178	4,515	4,693	13,637	9,122		4,515	4,515	178			5.08	下水道投入
23,031	6,447		16,584	16,584	23,031	6,447		16,584	16,584				7.15	

表－２－２ し尿処理施設の状況（令和２年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地	処理能力 (k1/日)
1	中 部	前橋市	前橋市し尿処理施設（し尿）	前橋市	前橋市六供町516-1	33
			前橋市し尿処理施設（浄化槽汚泥）	前橋市	前橋市六供町516-1	87
2		伊勢崎市	伊勢崎市茂呂クリーンセンター	伊勢崎市・（玉村町）	伊勢崎市茂呂南町 5097-2	112
3		伊勢崎市	伊勢崎市赤堀環境センター	伊勢崎市	伊勢崎市堀下町308-2	20
4		伊勢崎市	伊勢崎市境クリーンセンター	伊勢崎市	伊勢崎市境上矢島675	50
5		渋川地区広城市町村圏 振興整備組合	渋川地区広域圏環境クリーンセン ター	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市川島110	94
6		高崎市	城南クリーンセンター	高崎市	高崎市和田多中町610	174
7		安中市	碓氷川クリーンセンター し尿処理施設	安中市	安中市原市65	90
8		多野藤岡広城市町村圏振興整 備組合	岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	38
			岡之郷クリーンセンター	藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	45
	岡之郷クリーンセンター		藤岡市・高崎市・神流町・（玉村町）	藤岡市岡之郷1423-1	90	
9	上野村	上野村未利用資源活用施設	上野村	上野村乙父1299-1	8	
10	富岡甘楽衛生施設組合	富岡甘楽衛生施設組合 衛生管理センター	富岡市・甘楽町	富岡市田篠1297-1	75	
11	甘楽西部環境衛生施設組合	下仁田南牧クリーンセンター	下仁田町・南牧村	下仁田町白山204-1	29	
12	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センターし尿処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町 316-1	62
13		西吾妻衛生施設組合	西吾妻衛生センター	長野原町・嬭恋村・草津町 ・中之条町六合区域	嬭恋村今井285	40
14	利 根 沼 田	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村衛生センター	沼田市・川場村・昭和村・（片品村）	沼田市恩田町309-1	78
15		みなかみ町	奥利根アメニティパーク し尿処理施設	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1	35
16	東 部	館林衛生施設組合	館林環境センター	館林市・板倉町・明和町・千代田町	館林市赤生田町65-1	100
17		大泉町	大泉町衛生センター	大泉町・（邑楽町）	大泉町仙石2-28-1	80
18		桐生市	桐生市境野水処理センター	桐生市・（みどり市）	桐生市境野町3-1511-1	195
19		太田市	太田市第一クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139	100
			太田市第二クリーンセンター	太田市	太田市古戸町1139	120
20		太田市	太田市新田クリーンセンター	太田市	太田市新田下田中町 1342-1	46
		計				1, 801

処理方式	使用開始 年 月 日	用地面積 (m2)	令和2年度実績						備 考	No.
			年間処理量		残さ処分量		運転管理	常 勤 従事者数		
			し 尿 (kl/年度)	浄化槽汚泥 (kl/年度)	埋 立 (t /年度)	肥料等 (t /年度)				
高負荷 膜分離	H10. 4. 1	15,339	3,756		51	41	一部委託	3		1
固液分離	S63. 3. 1	1,506		31,978	325	475	一部委託	3		
高負荷	H 8. 4. 1	9,669	2,186	24,971	110		委託	5		2
高負荷	H 4.11. 1	4,551							休止	3
高負荷	S60.10. 1	9,495	3,192	13,899	63		委託	3		4
標脱	S58.10. 1	12,186	2,167	20,620	35		委託	6		5
高負荷	H 5. 4. 1	10,630	3,055	46,564	119		一部委託	14		6
高負荷	H 4. 4. 1	8,112	2,783	26,579	1,361		直営	5		7
標脱, その他	S40. 4. 1	15,810					-		休止 (H20. 10. 30～)	8 ()内は委託職員
好気	S47.10. 1		133	1,629			委託	8 (5)		
好気	S57. 4. 1		2,389	29,349	68	1,768				
好気, その他	H11. 7. 1	790	91	520			委託		週2日勤務	9
好気	S53. 5.22	13,539	2,163	16,237	30		直営	9		10
高負荷	H 7.11.30	2,882	1,317	7,038	13		直営	3		11
高負荷	H 7. 4. 1	8,307	2,016	9,994	400		委託	1		12
高負荷	S58. 3.20	5,250	1,226	9,083	16	76	直営	6		13
嫌気, 高負荷, 焼却	H 9. 4. 1	6,549	2,859	13,676	30		直営	3		14
高負荷, 膜分離	H12. 7. 1	3,291	718	5,010	64		委託	4		15
高負荷	H 2.10. 1	7,780	2,071	24,208	99		委託	5		16
標脱	S55. 4. 1	8,439	2,069	29,970	165		委託	14		17
嫌気, 好気, 高 負荷, 膜分離	H14. 4. 1	9,528	31,576	4,515	69		一部委託	17		18
その他	S59. 8.31	18,759	21,318	12,611	10		委託	10		19
標脱, その他	H 7. 3.10		395	19,874	55					
膜分離	H 3. 4. 1	6,820	915	10,466	4		委託	4		20
			88,395	358,791	3,087	2,360				

表－２－３ し尿処理経費の状況（令和２年度）

(単位：千円)

環境 (森林) 事務所	市 町 村 別	建設・ 改良費 A	建設・ 改良費 A		組合分担金 B	処理及び 維持管理費 C=D+E+F+J+K+L	人 件 費 D	処 理 費 E=F+G+H	収集運搬費 F	中間処理費 G	最終処分費 H	車両購入費		委 託 費 J	組合分担金 K	調査研究費 L	そ の 他		計 N=(注 1)	
			I	M								M	N							
中 部	市町村計(47)	417,899	404,149	13,750	5,183,285	573,892	1,626,742	69,789	1,556,542	411	6,111	1,953,729	1,021,525	1,286	241,548	4,807,457				
	前橋市	364,960	364,960		572,297	96,527	189,157	24,293	164,864		6,111	280,502			19,010	956,267				
	伊勢崎市	1,169	1,169		442,635	32,768	322,247		322,247			87,620				443,804				
	玉村町				54,956							54,956				54,956				
	渋川地区広域市町村圏広域調整組合				144,303	19,914	95,349		95,349			29,040				144,303				
	渋川市				93,014									93,014	66,734					
	榛東村				16,611									16,611						
	吉岡町				27,101									27,101						
	高崎市				342,931	49,773	181,128		181,128				78,200	33,830		6,588	315,689			
	安中市				149,228	58,980	75,747		75,747				14,501			1,519	150,747			
西 部	多野静岡広域市町村圏広域調整組合				198,356	28,005	66,935		66,935			103,416			855	199,211				
	藤岡市				123,651								123,651							
	上野村														11,945					
	神流町				10,187		27		27				10,160			27				
	富岡市	12,485	12,485		80,935	43,919						37,016			47,284	140,704				
	富岡市				111,667								111,667							
	甘楽町				14,597								14,597							
	甘楽西部環境衛生施設組合				73,050	27,880	31,211		31,211			13,959				73,050				
	下仁田町				52,603									52,603						
	南牧村				20,447									20,447						
吾 妻	吾妻東部衛生施設組合				92,972	16,362	31,407		31,178	229		44,283			5,345	98,317				
	中之条町				34,473															
	高山村				13,753															
	東吾妻町				48,707															

[illegible]

注1 「市町村計」の項は $N = A - B + C - K + M$ であり、各市町村の項は $N = A + C + M$ である。そのため、「市町村計」の計は、各市町村の計の合計とは異なる。

$$2 \text{ し屋1k当たりの処理費（建設・改良費除く）} \quad \left(\frac{4,807,457 \text{ 千円} - 404,149 \text{ 千円}}{\frac{485,059 \text{ t}}{\text{年間総収量}}} \right) = 9,078 \text{ 円}$$

3 県民1人当たりに要した経費（建設・改良費含む）

	4,807,457	千円	÷	983,159	人	=	4,890	円
	総人口÷公井下水道人口							

總人口—公共下水道人口

表－２－４ コミュニティ・プラントの状況（令和２年度）

No	環境(森林)事務所	地方公共団体	施設名	施設所在地	規模 (人)	計画最大 汚水量 (m ³ /日)	処理方法	使用開始 年月日	用地面積 (m ²)	令和２年度実績				備考
										汚水処理量 (m ³ /年度)	残存量 (m ³ /年度)	運転管理	料金徴収	
1	中部	前橋市	前橋市下川住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57-8	3,700	2,050	長時間ばっ気	S55. 9	3,424	258,636	94	一部委託	有	
2		前橋市	前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31-10	1,900	1,100	長時間ばっ気	S61.12	1,531	182,932	111	一部委託	有	
3		渋川市	渋川市金井住宅団地排水処理施設	渋川市金井3038-1	1,900	950	長時間ばっ気	S56. 1	3,650	119,697	570	委託	有	
4		渋川市	渋川市行幸田住宅団地汚水処理施設	渋川市行幸田33226-1	900	450	長時間ばっ気	S61. 6	1,183	37,760	262	委託	有	
5	西部	富岡市	富岡市桐洞住宅団地排水処理施設	富岡市中高瀬1	1,400	280	長時間ばっ気	S47. 5	560	54,596	141	委託	有	
6		富岡市	富岡市田橋住宅団地排水処理施設	富岡市田橋1238-7	1,000	300	長時間ばっ気	S53. 5	940	24,069	171	委託	有	R3.1.8廃止
7		富岡市	富岡市神田住宅団地排水処理施設	富岡市下高瀬105	163	50	接触ばっ気	H 3.10	62	3,449	0	委託	有	
8	東部	太田市	太田市宝町団地コミュニティ・プラント	太田市宝町773	6,400	3,200	標準活性汚泥	S50. 4	4,076	226,052	864	委託	有	
9		太田市	太田市矢場新町団地コミュニティ・プラント	太田市矢場新町122	2,600	1,300	長時間ばっ気	S57. 4	2,713	166,247	608	委託	有	
10		太田市	太田市成塚団地コミュニティ・プラント	太田市成塚町158-8	3,500	1,750	長時間ばっ気	S63. 4	3,500	163,018	904	委託	有	
11		太田市	太田市パルタウン城西の杜コミュニティ・プラント	太田市城西町4-2	3,800	1,691	長時間ばっ気	H14.10	3,000	247,843	1,296	委託	有	
12		太田市	太田市いづみ団地コミュニティ・プラント	太田市新田早川町10-4	5,464	2,000	標準活性汚泥	S54. 9	2,859	232,619	1,344	委託	有	
13		太田市	太田市いくしな団地コミュニティ・プラント	太田市新田端水町13-17	2,190	1,128	長時間ばっ気	H 6. 4	2,353	174,612	760	委託	有	
14		館林市	館林市分福地域し尿処理施設	館林市分福町847-43	2,200	924	長時間ばっ気	S59. 4	1,858	142,367	11	委託	有	
15		千代田町	ふれあいタウンちよだコミュニティプラント	千代田町上五藤440-1	1,330	459	長時間ばっ気	H14. 9	3,500	48,333		委託	有	
16		邑楽町	邑楽町明野浄化センター	邑楽町明野32-6	2,550	1,290	長時間ばっ気	S62. 4	2,742	129,540	1,092	委託	有	
17		桐生市	桐生市間々通住宅団地汚水処理場	桐生市相生町5-102-7	130	250	長時間ばっ気	S57.10	121					休止
18		桐生市	桐生市新堀住宅団地汚水処理場	桐生市川内町3-535	280	165	長時間ばっ気	H 7. 5	124	18,604	178	一部委託	有	
		計			41,407	19,337				2,240,374	8,405			

表－２－５（１） 浄化槽設置数 （全体）

（令和2年度末現在）

保健所設置市及び環境 （森林）事務所名	合 計 ①＋②	5 20	21 5 100	101 5 200	201 5 300	301 5 500	小計 ①	501 5 1,000	1,001 5 2,000	2,001 5 3,000	3,001 5 4,000	4,001 5 5,000	5,001 5 10,000	10,001 5	小計 ②	令和元年度 末 設置数③	増加数 ①＋②－③
前 橋 市	27,508	26,017	1,309	89	29	26	27,470	13	10	12	1	1	1		38	27,834	▲ 326
高 崎 市	35,677	33,705	1,774	98	41	37	35,655	11	10	1					22	36,705	▲ 1,028
中 部	64,264	59,514	4,296	240	85	65	64,200	27	20	10	2	4	1		64	64,474	▲ 210
西 部	49,369	46,952	2,139	136	55	54	49,336	21	6	2	2	1	1		33	49,786	▲ 417
吾 妻	15,582	14,736	708	46	22	32	15,544	10	21	7					38	15,931	▲ 349
利 根 沼 田	13,573	12,395	991	83	34	37	13,540	15	10	5	3				33	13,658	▲ 85
東 部	99,614	92,625	6,352	303	156	101	99,537	45	26	4	1		1		77	100,531	▲ 917
合 計	305,587	285,944	17,569	995	422	352	305,282	142	103	41	9	6	4	0	305	308,919	▲ 3,332

表－２－５（２） 浄化槽設置数 （旧構造基準適用のもの）

人 槽 種 類	合 計 ①＋②＋③	5 20	21 5 100	101 5 200	小計 ①	201 5 300	301 5 500	小計 ②	501 5 1,000	1,001 5 2,000	2,001 5 3,000	3,001 5 4,000	4,001 5 5,000	5,001 5 10,000	10,001 5	小計 ③
腐敗型	4,794	4,437	296	31	4,764	23	7	30								0
ばっ気型	23,063	21,529	1,437	57	23,023	18	22	40								0
その他	846	802	43	1	846			0								0
小 計	28,703	26,768	1,776	89	28,633	41	29	70	0	0	0	0	0	0	0	0
散水ろ床	0				0			0								0
活性汚泥	126		13	30	43	20	32	52	17	10	2	2				31
その他	2				0		2	2								0
小 計	128	0	13	30	43	20	34	54	17	10	2	2	0	0	0	31
合 計	28,831	26,768	1,789	119	28,676	61	63	124	17	10	2	2	0	0	0	31

注 浄化槽の基数は、浄化槽法、建築基準法、旧廃棄物処理法及び旧清掃法の規定に基づいて、県及び建築主事を置く市（保健所設置市を含む。）によって把握された全設置基数である。

表-2-5(3) 浄化槽設置数（新構造基準適用のもの）

（令和2年度末現在）

種類	人槽	合 計 ①+②+③										小計 ①	201 300	301 500	小計 ②	501 1,000	1,001 2,000	2,001 3,000	3,001 4,000	4,001 5,000	5,001 10,000	10,001 5	小計 ③
		5 10	11 20	21 50	51 100	101 200	201 300	301 500	501 1,000	1,001 2,000	2,001 3,000												
単独処理浄化槽	分離 接 触 ば っ 気	120,671	107,649	5,218	7,306	391	120,651	15	5	20											0		
	分 離 ば っ 気	16,283	15,311	408	477	82	16,280	1	2	3											0		
	散 水 ろ 床	0					0			0											0		
	そ の 他	162	140	8	13	1	162			0											0		
	小 計	137,116	123,100	5,634	7,796	474	137,093	16	7	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合併処理浄化槽	分離接触ばっ気	2,086	107	626	1,345	3	2,083		2	2	1										1		
	嫌気ろ床接触ばっ気	23,163	22,914	196	50		23,161	2		2											0		
	脱窒ろ床接触ばっ気	0					0			0											0		
	回転板接触	4					1	1	1	2									1		1		
	接触ばっ気	1,660				688	1,169	236	176	412	52	22	3	2							79		
	散水ろ床	0					0			0											0		
	長時間ばっ気	98					4	4	14	30	24	13	9	2	2						50		
	標準活性汚泥	1					0			0									1		1		
	接触ばっ気・ろ過	0					0			0											0		
	凝集分離	0					0			0											0		
	接触ばっ気・活性炭	0					0			0											0		
	凝集分離・活性炭	0					0			0											0		
	硝化液循環	0						0			0										0		
	三次処理脱窒・脱磷	0						0			0										0		
大臣認定型		112,628	104,434	2,165	4,712	712	112,321	92	73	165	48	58	27	3	4	2					142		
	うち窒素除去高度処理型	69,711	66,427	995	1,886	278	69,644	11	10	21	19	23	3		1						46		
	うち窒素・リン同時除去高度処理型	2			2		2			0											0		
	うちBOD除去高度処理型	8				2	5		1	1	2										2		
合 計	小 計	139,640	127,455	2,987	6,107	1,403	138,739	345	282	627	125	93	39	7	6	4	0				274		
	計	276,756	250,555	8,621	13,903	1,877	275,832	361	289	650	125	93	39	7	6	4	0				274		

注 浄化槽の基数は、浄化槽法第5条第1項、建築基準法第6条第1項及び同法第18条第2項の規定に基づき、県、及び建築主事を置く市によって把握された設置基数である。

表－２－６ 浄化槽法定検査の状況

ア 令和２年度検査結果

保健所設置 市及び 環境(森林) 事務所名	第７条検査			第11条検査								
				全項目			効率化			合計		
	実施数	判定結果数		実施数	判定結果数		実施数	判定結果数		実施数 実施率	判定結果数	
前橋市	445	イ	248	1,951	イ	400	17,150	イ	6,421	19,101	イ	6,821
		ロ	170		ロ	1,408		ロ	10,670		ロ	12,078
		ハ	27		ハ	143		ハ	59		ハ	202
高崎市	547	イ	314	3,888	イ	806	26,798	イ	13,315	30,686	イ	14,121
		ロ	179		ロ	2,693		ロ	13,288		ロ	15,981
		ハ	54		ハ	389		ハ	195		ハ	584
中 部	1,220	イ	646	5,049	イ	954	41,738	イ	14,683	46,787	イ	15,637
		ロ	486		ロ	3,596		ロ	26,752		ロ	30,348
		ハ	88		ハ	499		ハ	303		ハ	802
西 部	758	イ	481	4,834	イ	1,191	39,272	イ	18,819	44,106	イ	20,010
		ロ	224		ロ	3,227		ロ	20,192		ロ	23,419
		ハ	53		ハ	416		ハ	261		ハ	677
吾 妻	113	イ	58	1,192	イ	338	8,881	イ	4,528	10,073	イ	4,866
		ロ	39		ロ	705		ロ	4,193		ロ	4,898
		ハ	16		ハ	149		ハ	160		ハ	309
利根沼田	136	イ	54	1,433	イ	308	9,960	イ	5,121	11,393	イ	5,429
		ロ	70		ロ	942		ロ	4,722		ロ	5,664
		ハ	12		ハ	183		ハ	117		ハ	300
東 部	1,850	イ	1,026	7,035	イ	1,286	63,774	イ	25,249	70,809	イ	26,535
		ロ	696		ロ	4,973		ロ	38,091		ロ	43,064
		ハ	128		ハ	776		ハ	434		ハ	1,210
合 計	5,069	イ	2,827	25,382	イ	5,283	207,573	イ	88,136	232,955	イ	93,419
		ロ	1,864		ロ	17,544		ロ	117,908		ロ	135,452
		ハ	378		ハ	2,555		ハ	1,529		77.9%	4,084

注1 判定「イ」－「適正である」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する」
「ハ」－「不適正である」

- 2 第11条検査において、「全項目」とは、指定検査機関の検査員により法令で定められた全ての項目を検査するものである。「効率化」とは、浄化槽保守点検業者が、検査の一部を代行するもので、法令で定められた検査項目のうち、一部を省略して行うものである。

イ 処理方式別検査結果（令和２年度結果）

(1)第７条検査

種別	人槽別	処 理 方 式 名	実施数 (件)	判 定 結 果		
				イ	ロ	ハ
合併処理	500人槽以下	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		長時間ばっ気方式	0 (0.0%)			
		分離接触ばっ気方式	0 (0.0%)			
		嫌気性ろ床接触ばっ気方式	0 (0.00%)			
		その他の方式	5,068 (100.0%)	2,827 (55.8%)	1,863 (36.8%)	378 (7.5%)
	501人槽以上	回転板接触方式	0 (0.0%)			
		接触ばっ気方式	1 (100.0%)		1 (100.0%)	
		長時間ばっ気方式	0 (0.0%)			
		その他の方式	0 (0.0%)			
合 計			5,069	2,827	1,864	378

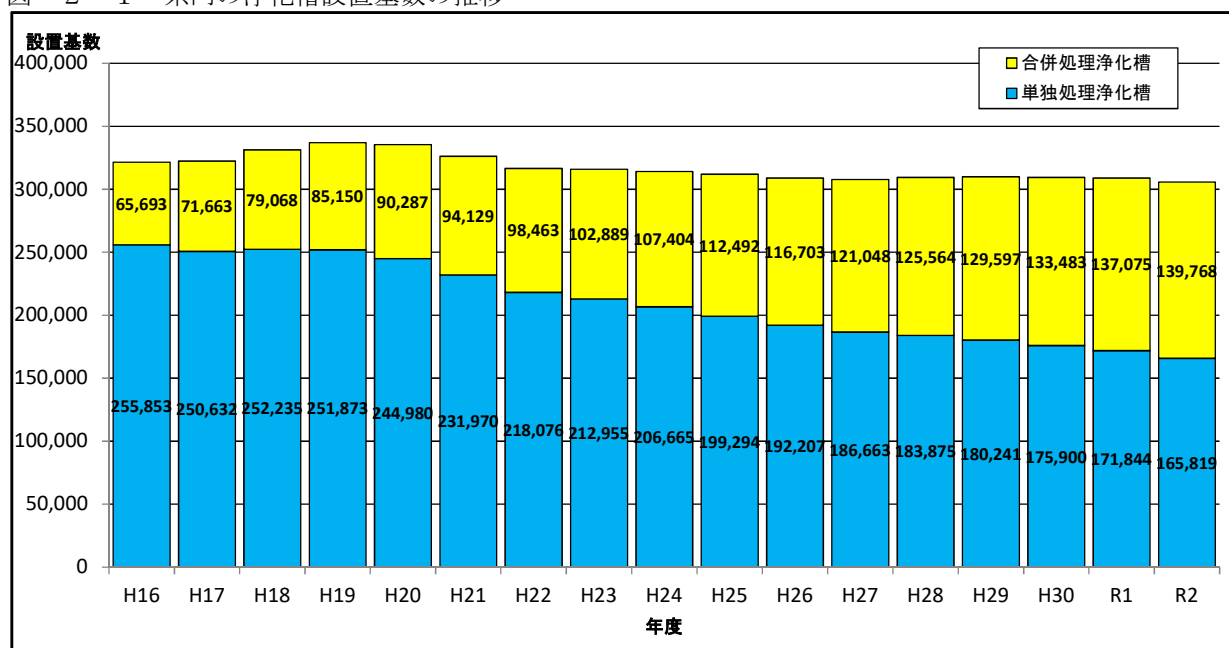
注 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
「ハ」－「不適正である。」

(2)第１１条検査

新旧別	種別	処 理 方 式 名	実施数 (件)	判 定 結 果		
				イ	ロ	ハ
旧 構 造	単 独 処 理	腐敗タンク方式等	2,731 (14.8%)	455 (16.7%)	2,019 (73.9%)	257 (9.4%)
		長時間ばっ気方式等	15,712 (85.2%)	4,572 (29.1%)	10,811 (68.8%)	329 (2.1%)
		その他の方式	4 (0.0%)	1 (25.0%)	3 (75.0%)	
	合 併 処 理	散水ろ床方式	0 (0.0%)			
		活性汚泥方式	121 (98.4%)	13 (10.7%)	102 (84.3%)	6 (5.0%)
		その他の方式	2 (1.6%)		2 (100.0%)	
	新 構 造	単 独 処 理	分離接触ばっ気方式	91,201 (88.6%)	35,938 (39.4%)	53,716 (58.9%)
分離ばっ気方式			11,672 (11.3%)	3,911 (33.5%)	7,486 (64.1%)	275 (2.4%)
散水ろ床方式			0 (0.0%)			
その他の方式			119 (0.1%)	76 (63.9%)	31 (26.1%)	12 (10.1%)
合 併 処 理		回転板接触方式	4 (0.003%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)
		接触ばっ気方式	1,516 (1.3%)	155 (10.2%)	1,247 (82.3%)	114 (7.5%)
		長時間ばっ気方式	95 (0.1%)	17 (17.9%)	69 (72.6%)	9 (9.5%)
		その他の方式	114,847 (98.6%)	51,107 (44.5%)	61,829 (53.8%)	1,911 (1.7%)
合 計		238,024	96,246	137,316	4,462	

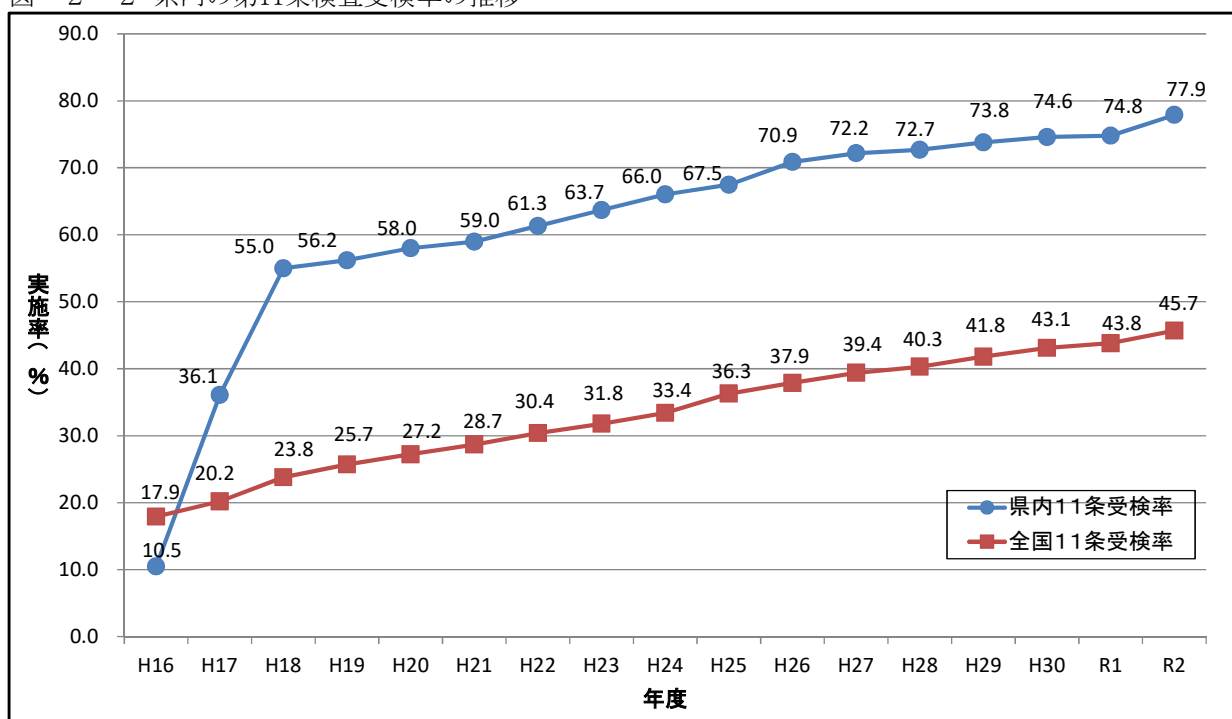
注 判定「イ」－「適正である。」、「ロ」－「おおむね適正であるが、一部改善を要する。」
「ハ」－「不適正である。」

図－２－１ 県内の浄化槽設置基数の推移



注 平成13年4月から単独処理浄化槽の設置が禁止された。

図－２－２ 県内の第11条検査受検率の推移



注 県内では、平成17年度から効率化11条検査を導入した。

表－２－７ 浄化槽保守点検業者の登録状況

(令和2年度末)

環境(森林)事務所名	中部	西部	吾妻	利根沼田	東部	合計
登録業者数	73	45	12	7	94	231
浄化槽管理士数	290	249	61	30	305	935

2 ごみ処理関係

表－２－８ ごみ処理の状況（令和２年度）

環境 (森林) 事務所	市町村別	総 人 口	計画収集人口	自家処理人口	分別収集区分					収集形態			生活系ごみ 処理手数料			総排出量	計 画 収 取		
		A	人	人	可 燃・ 不燃・ 資源・ その他・粗大	資 源・ 粗大	他 粗大	直 委 託 許 可	直 営 許 可	無 料・ 従量 定額・ 多量	無 従 定	他	可燃ごみ ロ	不燃ごみ ハ	粗大ごみ ニ				
		合計 (35)	1,960,215	1,959,713	502	35	35	35	15	24	16	33	28	19	14	2	t/年 708,460	t/年 528,821	t/年 20,657
中 部	前橋市	335,157	335,157		可	不	資	他	粗	直	委	許	無			113,077	86,390	3,101	1,638
	伊勢崎市	213,267	213,267		可	不	資	他	粗	直	委	許	無			76,524	60,311	2,139	3,418
	玉村町	36,350	36,350		可	不	資				委	許	無			13,392	10,360	253	4
	渋川市	76,036	76,036		可	不	資		粗	直	委	許	無			31,539	17,744	1,339	280
	榛東村	14,638	14,638		可	不	資		粗	直	委	許	無			4,508	3,213	313	58
	吉岡町	21,782	21,782		可	不	資		粗		委	許	無			7,509	4,947	279	71
西 部	高崎市	372,300	372,300		可	不	資	他	粗	直	委	許	無			130,290	103,893	5,062	562
	安中市	56,878	56,878		可	不	資			直	委	許		従		20,633	15,912	906	2
	藤岡市	64,413	64,413		可	不	資	他	粗	直	委	許	無			28,452	19,130	627	15
	上野村	1,149	1,149		可	不	資		粗	直				従		406	133		157
	神流町	1,756	1,756		可	不	資	他		直				従		574	407		
	富岡市	47,865	47,865		可	不	資				委		無			17,582	12,713	466	
	甘楽町	12,973	12,973		可	不	資	他			委	許		従		2,809	1,921	99	2
	下仁田町	6,920	6,920		可	不	資	他	粗		委			従		1,940	1,182	67	
	南牧村	1,688	1,688		可	不	資	他	粗		委			従		503	308	19	
吾 妻	中之条町	15,544	15,544		可	不	資		粗		委	許		従		6,082	3,515	145	8
	高山村	3,641	3,641		可	不	資		粗		委	許		従		1,099	695	28	
	東吾妻町	13,325	13,325		可	不	資		粗		委	許		従		4,688	2,935	89	
	長野原町	5,457	5,457		可	不	資		粗		委	許		従		2,237	1,547	179	49
	嬭恋村	9,528	9,528		可	不	資		粗		委	許		従		4,113	3,278	322	100
	草津町	6,216	6,216		可	不	資				委	許	無			4,104	2,708	168	
利 根 沼 田	沼田市	46,802	46,802		可	不	資		粗	直	委	許	無			18,690	11,821	650	
	川場村	3,232	3,232		可	不	資	他	粗		委	許			他	1,144	529	18	20
	昭和村	7,228	7,228		可	不	資	他	粗	直	委	許		従		2,198	1,226	70	
	片品村	4,207	4,207		可	不	資	他			委		無			2,047	943	43	
	みなかみ町	18,337	18,337		可	不	資	他			委	許		従		5,784	3,228	205	20
東 部	太田市	224,255	223,753	502	可	不	資	他	粗	直	委	許		従		81,439	62,554	1,371	1,424
	館林市	75,480	75,480		可	不	資		粗		委	許	無			26,272	20,225	324	10
	板倉町	14,310	14,310		可	不	資				委	許	無			4,029	2,924	70	
	明和町	11,154	11,154		可	不	資	他	粗	直	委	許			他	3,236	2,172	40	39
	千代田町	11,221	11,221		可	不	資		粗		委	許	無			5,435	4,021	206	72
	大泉町	41,891	41,891		可	不	資				委	許	無			16,735	13,394	518	185
	邑楽町	26,241	26,241		可	不	資			直	委	許	無			10,002	7,413	280	109
	桐生市	108,730	108,730		可	不	資		粗	直	委	許	無			41,477	31,227	948	332
	みどり市	50,244	50,244		可	不	資	他	粗	直	委		無			17,911	13,902	313	450

注 処理過程において、焼却残さの資源化、堆肥化や固形燃料(RDF)化等による減量又は残さの発生がある場合には、総処理量は、次のようになる。
 リ＝ヌ＋ル＋ラー(焼却残さの資源化量)＋(堆肥化による減量化量及び残さ量)＋(固形燃料化による減量化量及び残さ量)＋(その他処理による減量化量及び残さ量)

集 量				総処理量					自家処理量 (推計)	1人1日 排 出 量 (自家処理 量 除 く) t/(A*365)	備 考 ①焼却残さの埋立て委託 ②焼却残さの資源化 ③焼却以外による減量
資源ごみ あ	その他の こ み へ	直接搬入量 ト	集団回収量 チ	リ (注) リ	焼却量 ヌ	焼却以外 中間処理量 ル	埋立量 焼却灰 除 く ヲ	資源化量 リ			
t/年 42,268	t/年 1,206	t/年 84,019	t/年 22,464	t/年 686,002	t/年 581,945	t/年 77,456	t/年 1,007	t/年 25,594	t/年 408	g/人・日 990	
6,505	219	8,764	6,460	106,617	88,749	13,364	12	4,492		924	②2,130t資源化
4,885	154	5,088	529	75,995	63,851	9,467		2,677		983	
791		1,667	317	13,075	10,672	2,013		390		1,009	①1,312t埋立て委託 ②100t資源化
464		9,914	1,798	29,741	27,477	2,253		11		1,136	
122		716	86	4,422	3,903	419		100		844	
131		1,826	255	7,254	6,753	501				944	
8,522		7,914	4,337	125,953	107,603	11,949	870	5,531		959	
564		2,353	896	19,737	17,989	1,100		648		994	①2,045t埋立て委託
1,197	2	6,340	1,141	27,311	23,555	3,756				1,210	②2,352t資源化
52			64	342	133	209				968	
115		52		574		574				896	③RDF化156t減量
1,452		2,009	942	16,640	14,176	1,830		634		1,006	①1,660t埋立て委託
534		253		2,809	2,174	105		530		593	
97		564	30	1,915	1,656	170		89		768	
24		126	26	478	414	43		21		816	
440		1,949	25	6,057	5,062	665		330		1,072	
75		279	22	1,077	900	118		59		827	
325		1,296	43	4,645	3,912	491		242		964	
164		267	31	2,206	1,797	245		164		1,123	
270		143		4,113	3,415	428		270		1,183	
377		817	34	4,070	3,348	722				1,809	
1,961		3,851	407	18,283	15,301	989	32	1,961		1,094	
137		440		1,144	969	20	18	137		970	
		548	354	1,844	1,774	70				833	
81		980		2,047	1,761	124		162		1,333	
449	597	1,207	78	5,706		5,356		350		864	③RDF化2,229t減量
2,927	113	10,420	2,630	78,809	68,312	10,290		207	162	995	②6,392t資源化
3,090	26	1,986	611	25,661	21,581	2,186		1,894		954	②1,083t資源化
498		477	60	3,969	3,151	401	75	342		771	②149t資源化
753		195	37	3,199	2,363	82		754		795	②105t資源化
399	7	721	9	5,426	4,328	428		670	141	1,327	②4t資源化
676	26	1,861	75	16,660	14,462	1,183		1,015		1,094	②15t資源化
283	16	1,874	27	9,975	9,087	888			105	1,044	②8t資源化
3,346	28	5,000	596	40,881	35,529	3,456		1,896		1,045	
562	18	2,122	544	17,367	15,788	1,561		18		977	

表－２－９　ごみ焼却施設の状況（令和２年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地	処理能力 (t/日)	炉数
1	中 部	前橋市	前橋市六供清掃工場	前橋市	前橋市六供町1536	405	3
2		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター 2 1	伊勢崎市	伊勢崎市柴町954	210	3
3		玉村町	玉村町クリーンセンター	玉村町	玉村町上福島158-1	90	2
4		渋川地区広域市町村圏 振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市行幸田3153-2	233	2
5	西 部	高崎市	高浜クリーンセンター	高崎市	高崎市高浜町248-1	450	3
6		高崎市	吉井クリーンセンター	高崎市	高崎市吉井町多比良4374	30	2
7		安中市	碓氷川クリーンセンターごみ処理施設	安中市	安中市原市65	135	2
8		藤岡市	藤岡市清掃センター	藤岡市	藤岡市三本木575-1	120	2
9		富岡市	富岡市清掃センター	富岡市・(甘楽町)	富岡市上高尾187-1	113	2
10		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合清掃センター	下仁田町・南牧村・(上野村)	下仁田町下仁田888-2	15	2
11	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター可燃ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町316-1	50	2
12		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センターごみ焼却処理施設	長野原町・嬭恋村 ・中之条町六合区域	長野原町与喜屋1610-1	40	2
13		草津町	草津町クリーンセンター	草津町	草津町草津926-1	40	2
14	利 根 沼 田	沼田市外二箇村清掃施設組合	沼田市外二箇村清掃工場	沼田市・川場村・昭和村	沼田市白岩町226	120	2
15		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター	沼田市・片品村	片品村菅沼251-10	30	2
16		みなかみ町	奥利根アメニティパーク固形燃料利用施設	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1	20	1
17	東 部	太田市	太田市清掃センター第4号焼却炉	太田市	太田市細谷町1712	170	2
18		太田市	太田市清掃センター第3号焼却炉	太田市		150	1
19		館林衛生施設組合	たてばやしクリーンセンター	館林市・板倉町・明和町	館林市苗木町2447-19	100	2
20		大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町外二町清掃センター	大泉町・邑楽町・千代田町	大泉町上小泉330-1	195	2
21		桐生市	桐生市清掃センター	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)	桐生市新里町野461	450	3
		計				3, 166	

処理方式	炉型式	使用開始 年 月 日	用地面積 (m2)	余熱利用の状況 (県データ)	発電能力 (kW)	令和2年度実績						稼働 日数	運転管理 の 体 制	常 勤 従事者数
						年間処理量 (t/年度)	残さ量 (t/年度)	焼却灰等の処分地（埋立等）						
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 3. 10. 1	16,800	場内外温水 発電	2,400	90,389	9,093	前橋市最終処分場・前橋市富士見最終処分場		355	一部委託	51		
流動床式	全連続運転	H12. 4. 1	33,000	場内温水 場内外発電	2,700	55,020	6,475	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第3期、第4期、あずま）		347	委託	59		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 2. 4. 1	20,000	場内外温水	－	10,672	1,312	草津町 (株) ウィズウェストジャパン		328	委託	23		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 5. 4. 1	17,515	無し	－	39,426	4,245	渋川地区広域圏清掃センターエコ小野上処分場		344	委託	12		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	S63. 7. 1	12,023	場外（発電）、 場内（温水）	場外 (25,000)、 場内 (休止)	111,887	13,879	榛名最終処分場 (一般廃棄物最終処分場)		358	委託	53		
ストーカ式 (可動)	バッチ運転	H 4. 9. 1	16,849	場外温水	－	6,769	908	多野藤岡広域圏一般廃棄物最終処分場 緑整クリーンセンター		259	委託	10		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H10. 4. 1	9,833	場内外温水	－	17,989	2,045	サイボウ環境（株）		310	一部委託	15		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	S61. 2. 1	21,448	場内外温水(暖房・風呂)	－	23,555	2,352	多野藤岡広域圏一般廃棄物最終処分場 緑整クリーンセンター ツネイシカムテックス埼玉（株）		357	委託	14		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 5. 2. 20	21,468	場内外温水	－	17,415	1,460	富岡市一般廃棄物最終処分場 (上高尾)		315	委託	6		
ストーカ式 (可動)	バッチ運転	S61. 4. 18	1,863	無し	－	2,070	241	甘楽西部環境衛生施設組合クリーンボケット		246	直営	7		
ストーカ式 (可動)	バッチ運転	H 2. 4. 1	3,834	無し	－	10,119	1,196	吾妻東部衛生センター 一般廃棄物最終処分場		294	直営	8		
ストーカ式 (可動)	バッチ運転	H 3. 4. 1	10,839	無し	－	5,452	682	西吾妻環境衛生センター 一般廃棄物最終処分場		253	一部委託	5		
ストーカ式 (可動)	バッチ運転	H 3. 4. 1	6,043	場内外温水	－	3,348	379	㈱ウィズウェストジャパン		298	直営	8		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	S49. 1. 29	80,902	場内外温水	－	16,334	2,055	群馬県安中市 サイボウ環境株式会社			委託	15		
ストーカ式 (可動)	バッチ運転	H11. 4. 1	5,215	場内温水	－	3,287	364	尾瀬クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場		216	直営	4		
ストーカ式 (可動)	准連続運転	H10. 4. 1	2,590	施設熱源、 場内発電	550	－	－	－		休止中	－	－		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 4. 4. 1	29,918	場内外温水	－	36,279	3,360	群桐エコロ(株) ツネイシカムテックス埼玉(株) ジークライト(株)(山形県)		1号260日 2号236日	委託	32		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 9. 4. 1				32,011	2,932			242日				
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H29. 4. 1	15,155	場内外温水	－	28,391	2,299	めいわエコパーク、ツネイシカムテックス（株）、サイボウ環境㈱、渡辺産業㈱		319	委託	25		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 4. 1. 3	27,018	場内温水(給湯、 暖房)	－	27,003	3,246	大泉町外二町環境衛生施設組合 一般廃棄物最終処分場		261	委託	28		
ストーカ式 (可動)	全連続運転	H 8. 7. 1	16,642	場内外温水 場内外発電	4,660	67,360	7,154	桐生市清掃センター最終処分場		350	委託	34		
						604,776	65,677							

表－２－１０ 粗大ごみ処理施設の状況（令和２年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	中 部	前橋市	前橋市荻窪清掃工場	前橋市	前橋市荻窪町677
2		前橋市	前橋市富士見クリーンステーション	前橋市	前橋市富士見町石井1873-2
3		伊勢崎市	伊勢崎市清掃リサイクルセンター21 リサイクルプラザ	伊勢崎市	伊勢崎市柴町954
4		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター粗大ごみ処理施設	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市行幸田3153-2
5	西 部	高崎市	高浜クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高崎市	高崎市高浜町248-1
6		高崎市	吉井クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高崎市	高崎市吉井町多比良4374
7		安中市	碓氷川クリーンセンター粗大ごみ処理施設	安中市	安中市原市65
8		藤岡市	藤岡市清掃センター粗大ごみ破砕施設	藤岡市	藤岡市三本木575-1
9	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター粗大ごみ処理施設	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町大字中之条町316-1
10		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生センター 粗大ごみ不燃ごみ処理施設	長野原町・礪恋村・中之条町六合区域	長野原町与喜屋1610-1
11	利 根 沼 田	みなかみ町	奥利根アメニティパークリサイクルプラザ	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1
12	東 部	太田市外三町広域清掃組合	太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ	太田市・千代田町・大泉町・邑楽町	太田市細谷町604-1
13		館林衛生施設組合	いたくらリサイクルセンター	館林市・板倉町・明和町	板倉町大字板倉3427-7
14		桐生市	桐生市清掃センター粗大ごみ処理施設	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)	桐生市新里町野461
		計			

表－２－１１ 資源化等施設（粗大ごみ処理施設以外）の状況（令和２年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	中 部	前橋市	前橋市荻窪清掃工場びん選別処理施設	前橋市	前橋市荻窪町677
2		前橋市	前橋市ペットボトル選別処理施設	前橋市	前橋市大渡町1-19-4
3		玉村町	玉村町クリーンセンターリサイクルセンター	玉村町	玉村町上福島158-1
4		渋川地区広域市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター リサイクルセンター	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市行幸田3153-2
5	西 部	高崎市	高浜クリーンセンターリサイクルセンター	高崎市	高崎市高浜町248-1
6		藤岡市	藤岡市清掃センター飲料容器再資源化施設	藤岡市	藤岡市三本木575-1
7			鬼石資源化センター（リサイクルプラザ）	藤岡市	藤岡市三波川349-3
8		神流町	リサイクルセンター	神流町	神流町尾附289-1
9		富岡市	富岡市資源化センター	富岡市	富岡市上高尾187-1
10		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合リサイクルセンター	下仁田町・南牧村	下仁田町下仁田888-2
11		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンターリサイクルプラザ	沼田市・片品村	片品村菅沼251-10
12	東 部	桐生市	桐生市清掃センターリサイクルセンター	桐生市・(みどり市)・(伊勢崎市)	桐生市新里町野461
13		太田市	太田市新田緑のリサイクルセンター	太田市	太田市新田早川町10-3
		計			

表－２－１２ 堆肥化施設の状況（令和２年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	西 部	上野村	上野村堆肥センター	上野村	上野村乙母981
2	利 根 沼 田	みなかみ町	みなかみ町資源リサイクルセンター	みなかみ町	みなかみ町西峰須川1258-5
		計			

表－２－１３ ごみ燃料化（RDF）施設の状況（令和２年度）

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施設名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	西 部	藤岡市	鬼石資源化センター（固形燃料化施設）	藤岡市	藤岡市三波川349-2
2		神流町	クリーンセンター	神流町	神流町尾附289-1
3	利 根 沼 田	みなかみ町	奥利根アメニティパーク固形燃料化施設	みなかみ町	みなかみ町布施2806-1
		計			

処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理方式	使用開始 年 月 日	用地面積 (m ²)	令和2年度実績					No
					年間処理量 (t/年度)	資源回収量 (t/年度)	稼働日数	運転管理	常 勤 従事者数	
99	不燃ごみ・粗大ごみ・缶・プラスチック容器	併用式（5種分別）	H 4. 4. 1	19,381	9,695	6,048	256	一部委託	27	1
18	不燃・不燃粗大・資源（缶のみ）	破碎・圧縮	H10. 4. 1	3,200	1,420	862	255	一部委託	17	2
54	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ	併用	H12. 4. 1	33,000	7,399	2,584	233	委託	59	3
40	不燃ごみ・粗大ごみ	併用	H 5. 4. 1	17,515	2,556	853	193	委託	7	4
55	不燃ごみ・粗大ごみ	併用	S63.12. 1	2,374	7,543	1,877	150	委託	13	5
6	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ	併用	H 4. 9. 1	16,849	725	124	259	委託	10	6
20	不燃ごみ・粗大ごみ	併用	H10. 4. 1	5,155	1,100	570	258	一部委託	14	7
40	不燃ごみ・粗大ごみ	横型回転ハンマ式・破碎・圧縮・資源化	S62. 2. 1	1,442	1,957	446	263	委託	5	8
20	不燃ごみ・粗大ごみ・その他	衝撃せん断回転式破碎・圧縮	H 4.12. 1	1,073	1,032	699	133	直営	4	9
24	不燃ごみ・粗大ごみ	併用	H 6. 4. 1	10,839	709	260	59	一部委託	7	10
13	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・直接搬入ごみ	破碎・選別・圧縮・減容	H10. 4. 1	2,579	1,246	541	262	委託	5	11
73	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・その他	併用	H16. 4. 1	17,200	9,918	5,523	272	一部委託	35	12
5	不燃ごみ・不燃性粗大ごみ	堅型高速回転式破碎機	H29. 4. 1	6,826	2,353	1,349	157	委託	11	13
80	不燃ごみ・粗大ごみ・トレイ・びん・スプレー缶・缶	併用	H 8. 3. 9	4,971	5,540	1,842	248	委託	26	14
547					53,193	23,578				

処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	使用開始 年 月 日	用地面積 (m ²)	令和2年度実績					No
					年間処理量 (t/年度)	資源回収量 (t/年度)	稼働日数	運転管理	常 勤 従事者数	
18	びん類	手選別（3種類）	H 8. 4. 1	19,381	2,059	2,018	256	委託	12	1
4	P E T ボトル	圧縮・梱包	H12. 9. 1	3,996	878	878	255	委託	8	2
10	缶・びん類・不燃ごみ	選別・圧縮	H 2. 4. 1	20,000	2,013	1,494	279	委託	16	3
4.9	ガラスビン・P E T ボトル	びん類選別・ペットボトル圧縮	H12. 6. 1	17,515	617	617	243	委託	6	4
68.5	缶・びん類・古紙・P E T ボトル	選別・圧縮・梱包	H10. 4. 1	3,204	3,857	3,544	250	委託	20	5
12	缶類・びん類・P E T ボトル・白色トレイ・飲料用紙パック・古紙	選別・圧縮・梱包	H 9. 9. 1	21,455	1,150	1,197	235	委託	14	6
5	不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ	破碎・選別・圧縮・梱包	H11. 4. 1	16,890	601	193	256	委託	5	7
6.05	金属・不燃・ガラス・粗大ごみ・紙類・紙パック・P E T ボトル・缶類	選別	H13. 4. 1	3,600	168	168	261	直営	0	8
33	缶類・びん類・P E T ボトル・プラスチック容器・包装類・古紙	破碎・選別・圧縮・梱包	H14. 4. 1	9,757	1,830	1,227	268	一部委託	6	9
4.5	びん・缶・P E T ボトル・不燃物等	破碎・選別・圧縮・梱包	H15. 3.17	3,456	194	120	225	直営	4	10
12	不燃ごみ・粗大ごみ・缶・びん	破碎・選別・圧縮・梱包	H11. 4. 1	5,215	224	149	100	直営	2	11
2	P E T ボトル	選別・圧縮・梱包	H12. 4. 1	324	409	364	248	委託	6	12
	剪定枝		H16.10. 1	1,571	(休止)			一部委託	3	13
179.95					14,000	11,969				

処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	燃料供給先の 利 用 状 況	使用開始 年 月 日	用地面積 (m ²)	令和2年度実績					No
						年間処理量 (t/年度)	燃 料 等 製 造 量 (t/年度)	稼働日数	運転管理	常 勤 従事者数	
14	生ごみ	堆肥化	肥料	H11. 4. 1	6,222	52	326	140	直営	2	1
15.7	可燃ごみ（食品残渣）、牛ふん	堆肥化	堆肥	H16.11. 1	3,166	4,590	2,094	365	委託	2	2
29.7						4,642	2,420				

処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	処理内容	燃料供給先の 利 用 状 況	使用開始 年 月 日	用地面積 (m ²)	令和2年度実績					No
						年間処理量 (t/年度)	燃 料 等 製 造 量 (t/年度)	稼働日数	運転管理	常 勤 従事者数	
15	可燃ごみ	破碎・乾燥・固形	燃料用	H11.10. 8	16,890	0	0	0	委託	0	1
6	可燃ごみ	破碎・乾燥・固形	燃料用	H11. 5.1	3,600	407	156	104	直営	0	2
40	可燃ごみ	破碎・乾燥・固形	燃料用	H10. 4. 1	2,741	3,618	2,229	247	委託	7	3
61						4,025	2,385				

表－２－14 一般廃棄物最終処分場の状況（令和２年度）

＊埋め立て終了前の施設

No.	環 境 (森林) 事務所	地方公共団体名	施 設 名	利 用 市 町 村 ()は委託	施設所在地
1	中 部	前橋市	前橋市最終処分場	前橋市	前橋市荻窪町553-3
2		前橋市	前橋市富士見最終処分場	前橋市	前橋市富士見町石井1873-2
3		伊勢崎市	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第3期）	伊勢崎市	伊勢崎市東上之宮町984
4		伊勢崎市	伊勢崎市一般廃棄物最終処分場（第4期）	伊勢崎市	伊勢崎市阿弥大寺町字西田25-3
5		伊勢崎市	伊勢崎市あずま一般廃棄物最終処分場	伊勢崎市	伊勢崎市東小保方町3221
6		渋川地区広城市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センター小野上処分場	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市小野子3665
7		渋川地区広城市町村圏振興整備組合	渋川地区広域圏清掃センターエコ小野上処分場	渋川市・榛東村・吉岡町	渋川市小野子3665
8	西 部	高崎市	高崎市一般廃棄物最終処分場	高崎市	高崎市吉井町上奥平2109
9		高崎市	エコパーク榛名	高崎市	高崎市上室田町1850
10		多野藤岡広城市町村圏振興整備組合	緑壁クリーンセンター	藤岡市・高崎市	藤岡市緑壁147-1
11		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（桑原）	富岡市・（甘楽町）	富岡市桑原559
12		富岡市	富岡市一般廃棄物最終処分場（上高尾）	富岡市・（甘楽町）	富岡市上高尾字寺入283-4 番地先
13		甘楽町	甘楽町一般廃棄物最終処分場（白倉）	甘楽町	甘楽町白倉2284
14		甘楽西部環境衛生施設組合	甘楽西部環境衛生施設組合クリーンポケット	下仁田町・南牧村・（上野村）	下仁田町吉崎656
15	吾 妻	吾妻東部衛生施設組合	吾妻東部衛生センター一般廃棄物最終処分場	中之条町・高山村・東吾妻町	中之条町横尾1700
16		西吾妻環境衛生施設組合	西吾妻環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	長野原町・嬭恋村・中之条町六合区域	長野原町与喜屋1124-82
17	利 根 沼 田	沼田市	沼田市一般廃棄物最終処分場（上川田）	沼田市	沼田市上川田町字日影
18		利根東部衛生施設組合	尾瀬クリーンセンター一般廃棄物最終処分場	沼田市・片品村	沼田市利根町根利1536-3
19	東 部	館林市	館林市一般廃棄物最終処分場	館林市	館林市苗木町2495-1
19		館林衛生施設組合	めいわエコパーク	館林市、板倉町、明和町	明和町千津井1019番1外
20		大泉町外二町環境衛生施設組合	大泉町外二町環境衛生施設組合一般廃棄物最終処分場	千代田町・大泉町・邑楽町	邑楽町狸塚1731-1
21		桐生市	桐生市一般廃棄物最終処分場	桐生市・（みどり市）・（伊勢崎市）	桐生市相生町3-541-1 〃 4-223-2
22		桐生市	桐生市汚泥最終処分場	桐生市・（みどり市）	桐生市相生町3-801-27
23		桐生市	桐生市清掃センター最終処分場	桐生市・（みどり市）・（伊勢崎市）	桐生市新里町野461
		計			

埋立場所	総面積 (m ²)	埋立地面積 (m ²)	全体容積 (m ³)	処理対象廃棄物	埋立開始 年 月 日	埋立終了 予定年月日	令和2年度末 残余容量 (m ³)	令和2年度 埋立容量 (m ³ /年度)	運転管理
山間	79,151	46,700	383,000	焼却灰・ばいじん・不燃残さ	H16. 3. 23	H30. 12. 31	169,475	9,127	一部委託
山間	37,330	8,020	59,080	焼却灰・ばいじん・不燃残さ	97/4/1	R9. 3. 31	17,922	1,512	一部委託
平地	35,100	24,760	110,300	破碎ごみ・中間処理残さ・焼却残さ	H14. 4. 1	R4. 3. 31	0	2,306	一部委託
平地	44,100	23,800	159,100	破碎ごみ・中間処理残渣・焼却残さ	R2. 2. 3	R17. 1. 31	151,566	7,167	一部委託
平地	13,122	9,850	28,900	破碎ごみ・中間処理残さ・焼却残さ	H7. 10. 1	H31. 3. 31	0	0	委託
山間	29,510	15,000	95,000	焼却不適正物・焼却残さ	H5. 4. 1	H24. 2. 29	0	0	委託
山間	22,080	6,730	70,000	焼却不適正物・焼却残さ	H27. 6. 18	R12. 6. 17	38,381	4,210	委託
山間	126,524	100,000	940,000	不燃ごみ	S50. 1. 4	R6. 3. 31	35,009	1,420	一部委託
山間	124,201	37,500	438,000	焼却残さ・粗大ごみ及び資源化等を行う処理の残さ・し尿処理残さ	H13. 4. 1	R6. 3. 31	144,926	10,427	一部委託
平地	38,113	25,500	121,350	焼却残さ・不燃残さ	H11. 4. 1	R6. 3. 31	34,589	2,462	委託
山間	44,400	20,100	211,806	不燃ごみ・焼却残さ・粗大ごみ・不燃残さ	S54. 8. 1	H25. 3. 31	0	0	委託
山間	88,738	26,224	266,556	焼却残さ・不燃残さ	H18. 1. 1	R37. 3. 31	225,769	1,553	委託
山間	29,500	6,100	24,485	不燃ごみ・破碎ごみ・中間処理残さ	H11. 4. 1	R11. 3. 31	6,015	335	委託
山間	17,600	7,100	24,600	焼却灰・不燃残さ	H13. 12. 10	R8. 3. 31	8,688	412	直営
平地	16,096	4,128	27,000	焼却残さ・不燃残さ	H20. 4. 1	R5. 3. 31	6,345	1,280	直営
山間	18,000	16,660	102,330	破碎ごみ・焼却残さ	H8. 4. 1	R3. 3. 31	61,467	1,688	直営
山間	46,000	12,000	89,900	不燃ごみ・焼却灰	H 2. 4. 1	R8. 3. 31	982	0	一部委託
山間	29,000	4,000	21,000	焼却残さ・不燃物残さ	H12. 4. 1	R10. 3. 31	6,461	566	委託
平地	15,402	11,370	80,000	主灰、飛灰	H 5. 5. 20	R4. 3. 31	6,826	0	一部委託
平地	21,307	2,633	19,000	焼却残渣（主灰）、焼却残渣（飛灰）、破碎ごみ・処理残渣	H30. 3. 1	R7. 3. 31	16,828	849	委託
平地	65,881	23,600	150,000	焼却残さ・不燃残さ	H 9. 4. 1	R4. 3. 31	32,086	4,813	委託
平地	26,763	21,709	126,387	焼却灰	S61. 5. 1	R1. 12. 26 埋立終了	0	0	一部委託
平地	5,459	4,529	25,678	焼却灰	H5. 11. 29	R14. 3. 31	9,800	119	一部委託
平地	46,050	46,050	446,370	焼却灰・不燃残さ	H10. 1. 1	R21. 2 R1. 2計画変更	131,250	7,610	委託
	1,019,427	504,063	4,019,842				1,104,385	57,856	

表－２－１５ ごみ処理経費の状況（令和２年度）

(単位：千円)

環境 (森林) 事務所	市町村等別	建設・ 改良費 A	組合分担金 B	処理及び 維持管理費 C-D-E-F-I-J-K-L	人件費 D	処理費 E-F-G-H	収集運搬費 F	中間処理費 G	最終処分費 H	車両購入費 I	委託費 J	組合分担金 K	調査研究費 L	その他 M	計 N
中部	市町村等計(47)	2,968,813	2,639,848	328,965	24,343,738	2,994,824	4,282,499	112,297	3,712,161	458,041	13,275,470	3,774,713	6,537	1,250,965	24,459,838
	前橋市	478,473	478,473		2,819,868	832,532	325,086	32,377	245,932	46,777	1,660,680			119,928	3,418,269
	伊勢崎市	9,900	9,900		1,876,343	138,822	420,239	14,587	369,384	36,268	1,316,145				1,886,243
	玉村町				674,708	15,098	188,868	134	188,734		470,742			1,506	676,214
	渋川広域組合				708,111	22,608	434,843		403,852	30,991	250,660			6,816	714,927
	渋川市				655,215	67,023	8,885				243,368	335,939		87,432	406,708
	榛東村				90,734						22,668	68,066			22,668
西部	吉岡町				139,243						42,691	96,552			42,691
	高崎市	492,232	492,232		3,129,754	572,394	951,271	12,733	829,609	108,929	1,582,397	23,692		227,374	3,825,668
	安中市	2,332	2,332		580,592	70,181	116,404		116,173	231	394,007			8,407	591,331
	多野藤岡広域市町村圏広域圏備組合				57,649	8,998	20,605			20,605	28,046			979	58,628
	藤岡市	179,212	179,212		776,696	124,344	199,566	9,718	185,111	4,737	417,850	34,936		11,072	932,044
	上野村				26,669	1,055	11,291		11,291		14,323				26,669
	神流町				63,034	13,630	35,756	2,495	33,261		13,648				63,034
	富岡甘楽衛生施設組合														
	富岡市	1,343,640	1,343,640		534,147	50,045	157,127	2,378	141,968	12,781	326,975				1,877,787
	甘楽町				149,539						149,539				149,539
	甘楽西部環境衛生組合				131,956	62,001	37,444		30,349	7,095	32,511				131,956
	下仁田町				84,193							84,193			
吾妻	南牧村				32,725							32,725			
	吾妻東部衛生施設組合				418,813	116,405	122,704		115,295	7,409	173,700		6,004	47,004	465,817
	中之条町				187,033							187,033			
	高山村				43,664							43,664			
	東吾妻町				145,201							145,201			
	西吾妻衛生施設組合														
	西吾妻環境衛生施設組合				371,407	87,402	142,268		120,908	21,360	141,737			49,315	420,722
	長野原町				120,146							120,146			
	嬭恋村				197,060							197,060			
	草津町	65,281	65,281		150,832	50,196	37,243		37,243		63,393				216,113

3 令和2年度 一般廃棄物処理施設整備費等 国庫補助金等の状況

ア 循環型社会形成推進交付金

(1) 交付対象者

人口5万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

(2) 交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね5年間とする。

(3) 交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象経費に1/3又は1/2を乗じて得た額を合算した額。

(4) 交付対象事業

	交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
1	マテリアルリサイクル推進施設	施設の新設、増設に要する費用
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設	同上
3	エネルギー回収推進施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
4	高効率ごみ発電施設 (平成25年度以前に着手し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成25年度に実施している場合に限る。)	同上
5	高効率原燃料回収施設 (平成23年度以前に着手し、平成24年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第18項の事業を平成23年度に実施している場合に限る。)	同上
6	有機性廃棄物リサイクル推進施設	同上
7	最終処分場 (可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く。)	同上
8	最終処分場再生事業	事業に要する費用
9	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/3)	同上
10	廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業(交付率1/2) (北海道、沖縄県、離島地域及び奄美群島以外のごみ焼却施設については、平成26年度以前に着手し、平成27年度以降に継続して実施する場合に限る。)	同上
11	漂流・漂着ごみ処理施設	施設の新設、増設に要する費用
12	コミュニティ・プラント	同上
13	浄化槽設置整備事業	事業に要する費用
14	公共浄化槽等整備推進事業	同上
15	廃棄物処理施設基幹的設備改造 (沖縄県のみ交付対象)	設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業に要する費用
16	可燃性廃棄物直接埋立施設 (沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	施設の新設、増設に要する費用
17	焼却施設(熱回収を行わない施設に限る。沖縄県、離島地域、奄美群島のみ交付対象)	同上
18	施設整備に関する計画支援事業	廃棄物処理施設整備事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等に要する費用
19	廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	廃棄物処理施設における総合的な長寿命化計画の策定のために必要な調査等に要する費用

表－２－１６ 令和２年度循環型社会形成推進交付金事業実績（廃棄物処理施設）

事業主体名	地域 計画 期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付 限度額	限度額 1/2 該当根拠
前橋市	30～R4	施設整備に関する計画支援事業	最終処分場		519	519	173	R2-R8	事業費 × 1/3	－
高崎市	26～R2	マテリアルリサイクル推進施設	リサイクルセンター	高浜クリーンセンター	1,600	1,440	480	30～R4	事業費 × 1/3	－
		高効率ごみ発電施設(1/2)	ごみ焼却施設	高浜クリーンセンター	167,658	166,892	83,446	30～R4	事業費 × 1/2	高効率発電施設整備
		高効率ごみ発電施設(1/3)			7,574	6,817	2,272	30～R4	事業費 × 1/3	－
		施設整備に関する計画支援事業	最終処分場	エコパーク様名	8,548	8,548	2,158	31～R2	事業費 × 1/3	－
館林市	30～R4	マテリアルリサイクル推進施設	ストックヤード		34,650	34,650	11,550	30～R2	事業費 × 1/3	－
館林衛生施設 組合	30～R4	施設整備に関する計画支援事業	し尿処理施設	館林環境センター	13,750	13,750	4,583	R2-R3	事業費 × 1/3	－
富岡甘楽広域 市町村圏振興 整備組合	R1～R5	施設整備に関する計画支援事業	汚泥再生処理セン ター	汚泥再生処理センター	8,415	8,415	2,805	R1～R2	事業費 × 1/3	－
太田市外三町 広域清掃組合	26～R2	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (1/2)	ごみ焼却施設		20,832,590	5,194,730	2,597,365	29～R2	事業費 × 1/2	高効率エネルギー回収 に必要な設備
		11,879,059				3,959,686	事業費 × 1/3		－	
		合計					21,075,304	17,314,820	6,664,518	

※表中、総事業費は当年度の総事業費

イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（先進的設備導入推進事業）

（１）交付対象者

人口５万人以上又は面積400平方キロメートル以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体。

ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域及び過疎地域にある市町村を含む場合については人口又は面積にかかわらず対象とする。

（２）交付期間

交付対象事業が実施される年度から概ね５年間とする。

（３）交付限度額

交付対象事業の種類に応じ、交付対象経費に１／３又は１／２を乗じて得た額を合算した額。

（４）交付対象事業

交付対象事業	交付限度額を算出する場合の要件
１ エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業	二酸化炭素排出抑制に資する廃棄物処理施設の整備に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
２ 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業	廃棄物処理施設の二酸化炭素排出抑制に資する先進的設備の導入に必要な工事及び附帯する事務に要する費用
３ 施設整備に関する計画支援事業	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業及び廃棄物処理施設への先進的設備導入事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）に要する費用
４ 廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	廃棄物処理施設における総合的な長寿命化計画の策定のために必要な調査等に要する費用

表一 2－17 令和 2 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金事業実績（廃棄物処理施設）

事業主体名	地域 計画 期間	事業概要	施設区分	施設名	総事業費 千円	交付基本額 千円	交付金額 千円	工期	交付限度	
									交付 限度額	限度額 1/2 該当根拠
実績なし										
合計					0	0	0			

4 指定廃棄物の処理の状況

表－２－１８ 群馬県における指定廃棄物処理の状況

平成 24 年 4 月	・ 指定廃棄物処理に係る協力要請 [環境省→県]
平成 25 年 4 月	・ 第 1 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省]
7 月	・ 第 2 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省]
平成 26 年 3 月 ～ 6 月	・ 県内市町村個別訪問 [環境省、県] 指定廃棄物処理に係る説明等 (県内処理の考え方、処理の安全性等)
平成 28 年 3 月	・ 群馬県指定廃棄物の処理に係る関係市村担当部課長説明会 [主催:環境省] 指定解除の仕組み案の説明、他県状況や県内の一時保管状況の説明
平成 28 年 12 月	・ 第 3 回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議 [主催:環境省] 安全に処理がなされるまで国として全面的に責任を持って対応することが表明されたことを受け、現地保管継続・段階的処理の方針が決定

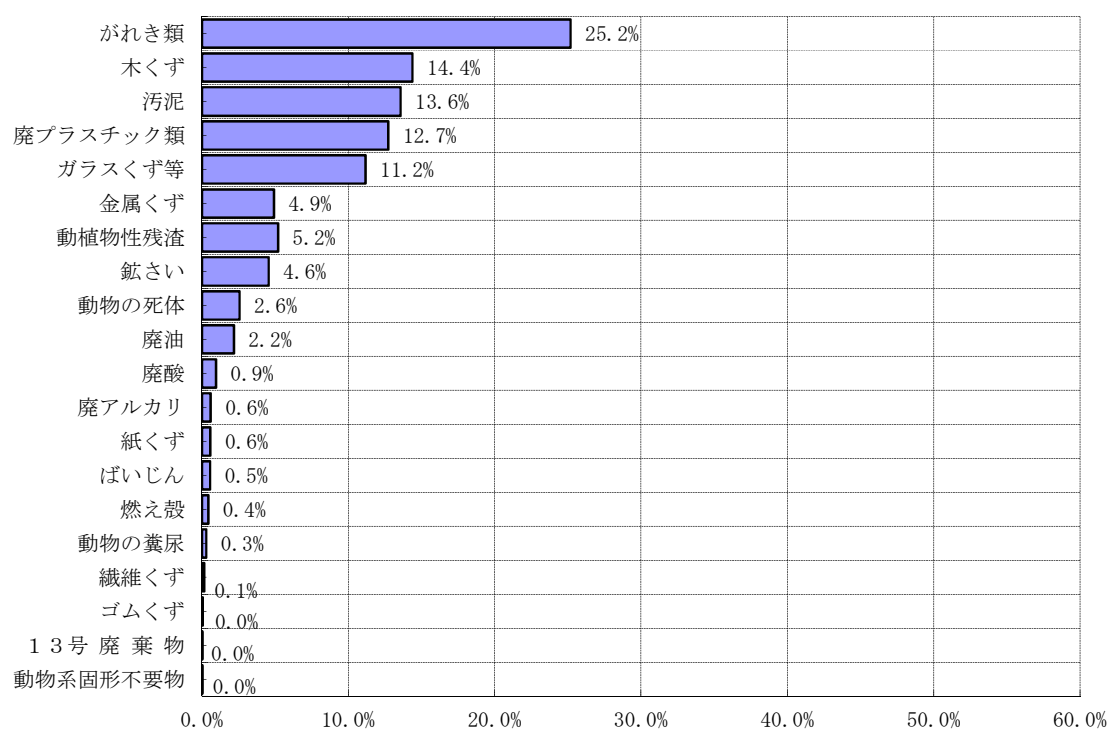
第2節 産業廃棄物関係

1 産業廃棄物処理業者による処理状況

図－2－3 県内産業廃棄物の収集運搬量の種類別構成比（平成29年度）

(1) 産業廃棄物

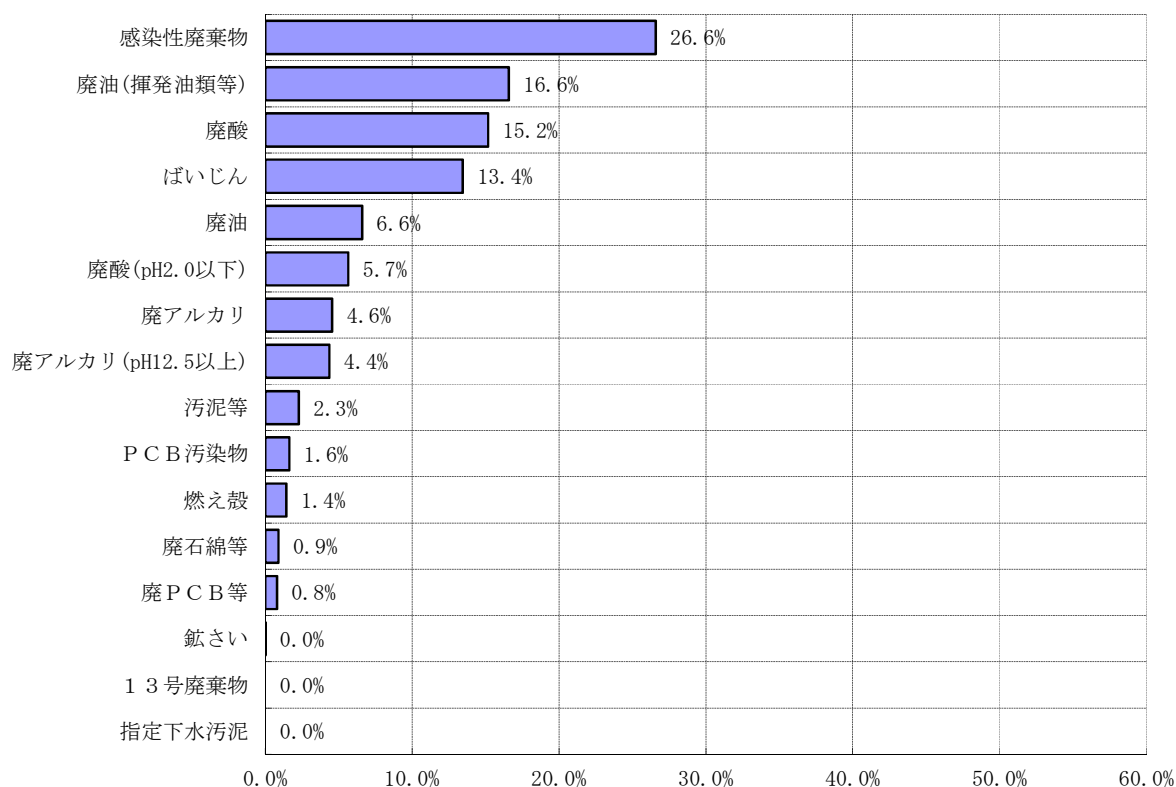
(収集運搬業者からの報告の集計)



注1「13号廃棄物」は、廃棄物処理法施行令第2条第13号の廃棄物を示す。(以下同じ。)

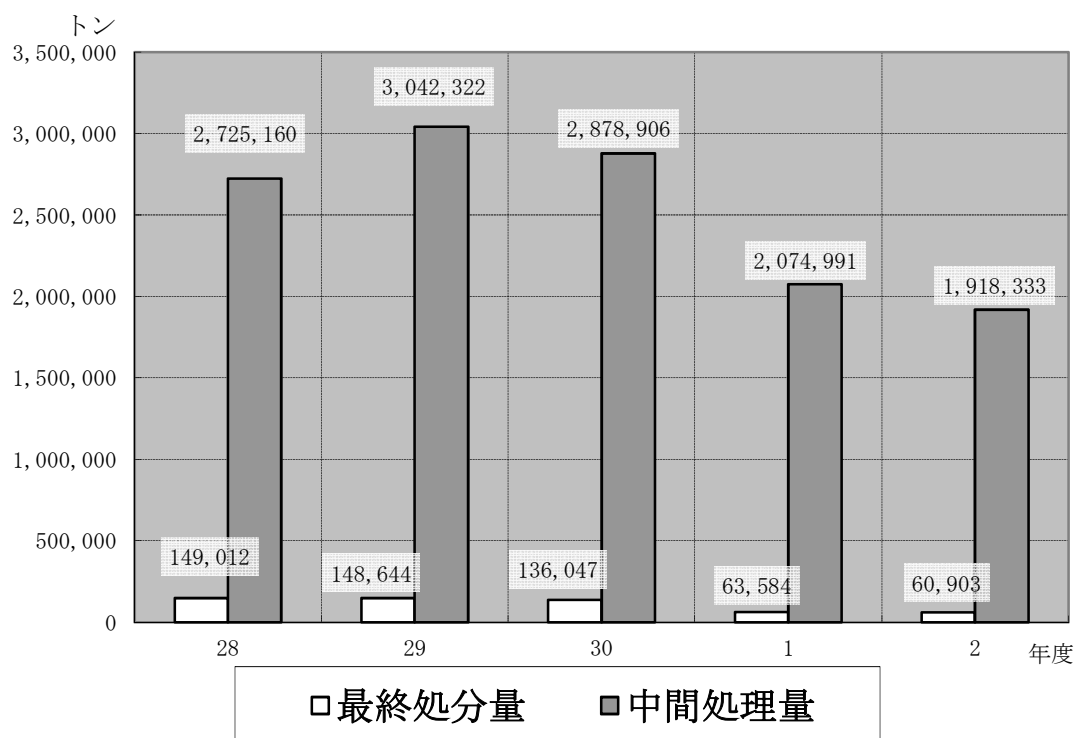
(2) 特別管理産業廃棄物

(収集運搬業者からの報告の集計)



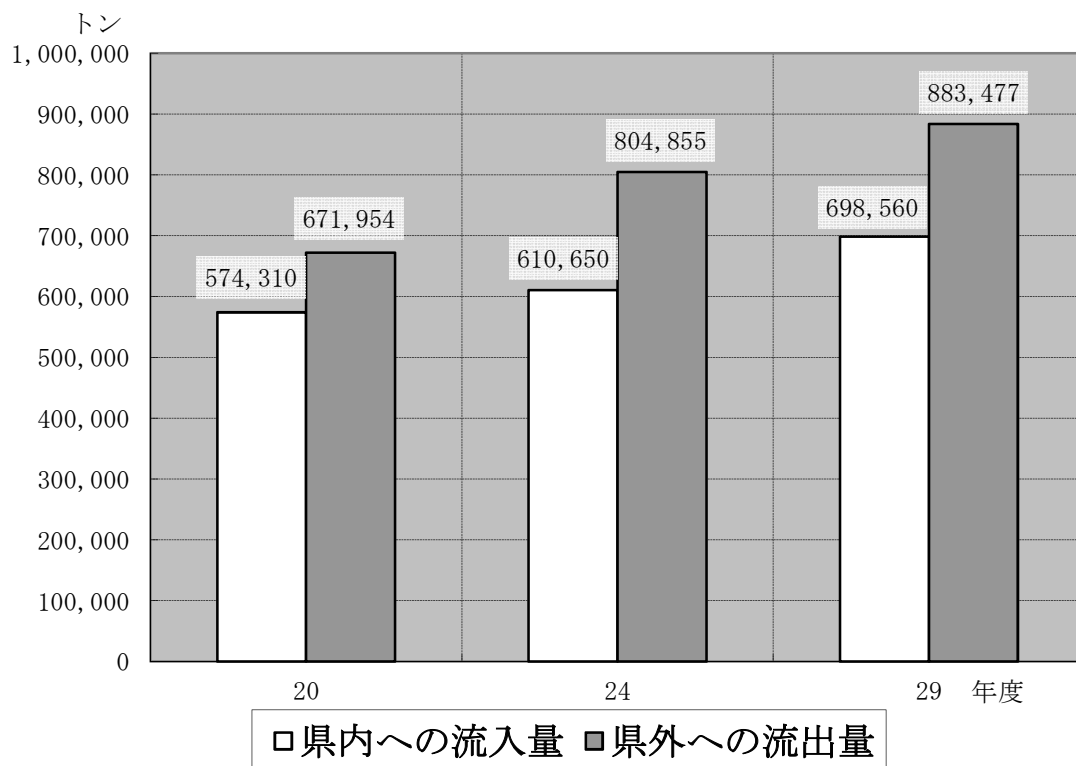
図－２－４ 県内処分量の推移（最終処分量と中間処理量の比較）

（最終処分業者及び中間処理業者からの実績報告の集計）



図－２－５ 県内搬入量及び県外搬出量の推移

（収集運搬業者からの実績報告の集計）



表－２－１９ 県内最終処分業者の処分状況（令和２年度）

（最終処分業者からの実績報告の集計 単位：トン）

産業廃棄物の種類	最終処分量計	県内物の量	県外物の量	内 記									
				茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	長野県	静岡県	その他
燃 え 殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚 泥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	31,960	3,216	28,744	1,481	6,192	15,482	546	2,949	1,391	97	27	558	21
紙 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊 維 く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動 植 物 性 残 さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴ ム く ず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 く ず	72	38	34	0	6	18	0	10	0	0	0	0	0
ガ ラ ス く ず 等	16,835	6,316	10,519	119	701	6,110	427	1,141	1,861	81	77	0	2
鉱 さ い	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
が れ き 類	12,036	4,964	7,072	518	355	1,808	697	2,040	1,457	0	193	0	4
ば い じ ん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
感 染 性 廃 棄 物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	60,903	14,534	46,369	2,118	7,254	23,418	1,670	6,140	4,709	178	297	558	27

注１ 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。
注２ 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有廃棄物を含む。

表－２－２０ 県内中間処理業者の処分状況（令和２年度）

(１) 産業廃棄物

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳												その他
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	
燃 え 殻	619	61	559	0	34	63	446	10	2	3	1	0	1	0	0	0
汚 泥	51,701	34,856	16,846	36	919	2,282	5,047	2,187	4,064	37	1,239	0	19	1,001	12	0
廃 油	55,231	27,147	28,084	1,813	2,367	5,518	11,000	163	573	266	505	76	489	5,162	15	138
廃 酸	728	28	699	0	13	2	661	1	5	11	0	0	4	1	0	0
廃 ア ル カ リ	2,737	716	2,021	0	39	123	423	92	45	37	7	1,231	6	6	14	0
廃プラスチック類	151,626	77,083	74,543	357	6,922	15,516	29,119	2,896	10,272	3,753	692	2	180	3,217	16	1,602
紙 く ず	8,685	4,033	4,653	13	144	379	3,408	37	448	162	2	0	0	60	0	1
木 く ず	415,222	180,616	234,607	23,839	11,417	54,545	93,423	4,268	21,191	7,805	1,088	0	433	5,659	10,442	498
繊 維 く ず	3,564	717	2,848	1	97	331	1,957	12	311	90	5	0	0	44	0	0
動植物性残さ	17,149	14,703	2,446	0	75	544	1,235	113	261	8	0	0	0	210	0	0
ゴ ム く ず	71	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 く ず	27,418	17,641	9,777	151	389	1,408	2,968	794	907	1,317	110	1	38	1,614	5	77
ガラスくず等	118,254	73,646	44,608	261	1,267	4,612	17,005	5,498	9,399	5,666	20	0	0	879	0	0
鉱 さ い	82	10	72	0	0	0	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0
が れ き 類	1,033,436	850,651	182,785	24	1,011	21,312	97,338	4,132	33,000	11,175	549	0	0	14,238	0	6
ば い じ ん	9	1	8	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の糞尿	7,274	7,274	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13号廃棄物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,893,806	1,289,254	604,556	26,495	24,694	106,635	264,108	20,203	80,478	30,330	4,218	1,310	1,170	32,091	10,504	2,322

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

(中間処理業者からの実績報告の集計 単位：トン)

(2) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物の種類	中間処分量計	県内物の量	県外物の量	内 訳												
				福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	その他
廃油（揮発油類等）	1,613	442	1,171	2	21	207	356	2	85	98	302	37	0	3	1	58
廃酸・腐食性	12	6	6	0	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ・腐食性	266	194	72	0	1	1	50	0	3	13	0	0	0	0	4	0
感染性廃棄物	15,000	4,585	10,415	0	491	2,180	4,810	173	2,173	259	1	0	0	328	0	0
特）廃PCB等	5,756	359	5,397	106	486	311	606	323	853	1,248	159	175	88	106	97	839
特）燃え殻	390	390	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特）汚泥	41	12	29	0	0	1	3	0	24	1	0	0	0	0	0	0
特）廃油	1,442	613	829	4	105	274	310	20	22	18	30	0	0	20	11	15
特）廃酸	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
特）廃アルカリ	5	4	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
特）ばいじん	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	24,527	6,605	17,922	112	1,105	2,974	6,140	518	3,160	1,639	492	212	88	457	113	912

注 各項目量は概数であるため、合計が合わない場合がある。

表－２－２１ 県内発生産業廃棄物の搬出状況（平成29年度、収集運搬業実績報告書を基に作成）

(1) 産業廃棄物

(収集運搬業実績報告の集計 単位：トン)

廃棄物の種類	県内物の取扱量	処理形態	県内処理量		内 訳																	県外処理量	
			宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	広島県	その他			
燃 え 殻	9,541	最終処分	3,183	0	0	511	75	0	0	59	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		中間処分	0	0	0	207	0	2,621	567	1,123	367	21	17	0	42	6	0	0	93	137			
汚 泥	301,980	最終処分	0	0	0	888	393	0	42	37	0	0	0	30,725	0	0	0	0	0	2			
		中間処分	53,809	203,477	0	3,749	9,722	24,041	146,507	5,048	2,153	2,591	2,567	2,260	441	3,010	154	860	5	266			
廃 油	48,494	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		中間処分	29,427	19,067	0	550	245	13,315	2,847	272	298	497	39	57	0	358	0	0	0	169			
廃 酸	21,114	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		中間処分	9,210	11,904	0	0	105	1,057	1,910	3,778	172	3,666	687	65	0	453	0	0	0	10			
廃 アル カ リ	13,335	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
		中間処分	1,356	11,979	0	12	483	6,095	1,957	430	49	2,198	479	86	0	138	0	37	0	16			
廃プラスチック類	283,206	最終処分	2,430	5,260	1,759	0	84	950	270	43	2	587	0	0	1,155	0	0	0	215	197			
		中間処分	161,579	113,936	6	1,469	168	8,016	3,197	35,835	41,950	4,487	715	1,199	5,077	3,747	0	3,511	73	1	73	4,410	
紙 く ず*	12,622	最終処分	0	322	147	0	2	25	0	0	148	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		中間処分	7,780	4,520	34	0	46	4	164	3,412	315	58	45	107	110	184	0	18	24	0	0	0	
木 く ず*	319,679	最終処分	1	187	43	0	8	25	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	214,309	105,182	55	0	959	16	89,594	9,357	2,865	59	458	1,121	84	163	0	280	24	0	0	148	
繊 維 く ず*	3,187	最終処分	0	62	7	0	0	0	12	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	2,269	856	42	10	0	5	10	353	298	21	6	5	82	0	0	24	0	0	0	0	
動 植 物 性 残 さ	115,533	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	75,063	40,470	0	137	2	4,496	12,673	12,206	1,091	7,761	1,770	84	8	0	237	6	0	0	0	0	
動物系固形不要物	27	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	24	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ゴ ム く ず*	1,073	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	972	72	3	0	0	39	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金 属 く ず*	109,191	最終処分	136	941	195	0	41	1	12	25	0	143	0	0	523	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	80,166	27,949	0	0	386	2,411	5,609	3,622	4,670	750	366	2,671	7,022	0	137	155	12	0	138	0	
ガラスくず*等	248,475	最終処分	2,556	5,362	1,229	0	263	910	175	272	0	902	0	1	0	1,365	0	0	0	0	244	0	
		中間処分	179,818	60,740	4	3	0	1,361	1,051	24,156	15,159	9,776	353	410	665	218	15	7,206	0	0	0	363	
鉱 さ い	101,239	最終処分	2,993	17,895	196	0	0	49	0	38	0	0	0	0	672	0	0	0	0	0	16,940	0	
		中間処分	3,184	77,167	0	0	0	3,668	8,248	17,969	0	0	26,502	6,798	22	0	12,174	1,752	0	0	35	0	
が れ き 類	560,139	最終処分	1,291	15,069	3,807	0	48	201	175	389	60	286	0	0	8,023	0	0	0	0	2,081	0	0	
		中間処分	480,895	62,884	0	0	8	18,578	20,082	12,775	1,331	191	5,777	3	342	0	1,131	0	0	0	2,665	0	
動 物 の 糞 尿	6,456	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	6,456	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
動 物 の 死 体	57,170	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	56,483	687	0	0	687	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
ば い じ ん	12,094	最終処分	0	1,058	259	0	668	94	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	38	10,998	1,188	61	0	619	0	2,344	1,918	4,082	166	244	0	0	38	0	0	0	338	0	
1 3 号 廃 棄 物	88	最終処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処分	67	21	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	2,224,643	最終処分	9,438	94,670	23,424	0	1,106	3,611	1,204	767	104	2,316	0	1	0	42,464	0	0	0	215	19,464	0	
		中間処分	1,363,419	757,118	1,330	2,070	1,997	14,938	133,726	169,261	262,896	36,223	13,485	46,470	19,362	14,170	536	28,659	2,212	910	173	8,696	

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なります。

2 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがあります。

(2) 特別管理産業廃棄物

(収集運搬実績報告の集計 単位：トン)

廃棄物の種類	県内物の取扱量	処理形態	県内処理量	県外処理量	内 訳															
					北海道	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	長野県	岐阜県	愛知県	福岡県	その他	
廃油（揮発油類等）	7,010	最終処分 中間処分	0 691	0 6,319	0 0	0 193	0 168	0 3,685	0 255	0 628	0 3	0 22	0 12	0 0	0 154	0 0	0 0	0 1,173	0 27	
廃酸・腐食性	2,389	最終処分 中間処分	0 1	0 2,388	0 0	0 3	0 0	0 1,008	0 39	0 0	0 1	0 79	0 910	0 7	0 105	0 0	0 3	0 2	0 231	
廃アルカリ・腐食性	1,847	最終処分 中間処分	0 200	0 1,647	0 0	0 0	0 0	0 843	0 65	0 0	0 87	0 22	0 525	0 67	0 35	0 0	0 0	0 0	0 2	
感染性廃棄物	11,236	最終処分 中間処分	0 8,168	0 3,068	0 0	0 183	0 0	0 767	0 2,081	0 9	0 25	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 2	0 0	
特）廃PCB等	333	最終処分 中間処分	0 157	0 176	0 20	0 1	0 0	0 0	0 0	0 0	0 17	0 133	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 4	0 2	
特）PCB汚染物	692	最終処分 中間処分	0 195	0 497	0 0	0 12	0 0	0 0	0 0	0 75	0 0	0 406	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 3	
特）指定下水汚泥	0	最終処分 中間処分	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
特）廃石綿等	378	最終処分 中間処分	0 0	0 187	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 107	0 0	0 0	0 23	0 0	0 0	0 0	0 80	
特）燃え殻	611	最終処分 中間処分	0 466	0 145	0 0	0 0	0 117	0 0	0 0	0 0	0 0	0 28	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
特）汚泥	967	最終処分 中間処分	0 4	0 963	0 0	0 33	0 0	0 93	0 33	0 2	0 21	0 12	0 49	0 695	0 5	0 0	0 0	0 0	0 19	
特）廃油	2,785	最終処分 中間処分	0 677	0 2,108	0 0	0 564	0 1	0 74	0 1,035	0 201	0 0	0 31	0 0	0 0	0 43	0 0	0 137	0 19	0 130	
特）廃酸	6,412	最終処分 中間処分	0 0	0 6,412	0 0	0 1	0 0	0 673	0 2,556	0 306	0 0	0 2,728	0 97	0 0	0 33	0 15	0 0	0 0	0 3	
特）廃アルカリ	1,924	最終処分 中間処分	0 11	0 1,913	0 0	0 1	0 0	0 76	0 926	0 2	0 2	0 766	0 48	0 6	0 86	0 0	0 0	0 0	0 1	
特）鉱さい	4	最終処分 中間処分	0 0	0 4	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
特）ばいじん	5,683	最終処分 中間処分	0 12	0 5,671	0 0	0 2,276	0 2,151	0 0	0 0	0 0	0 0	0 481	0 0	0 562	0 201	0 0	0 0	0 0	0 0	
特）13号廃棄物	0	最終処分 中間処分	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
計	42,271	最終処分 中間処分	0 10,583	0 31,502	0 20	0 3,267	0 2,517	0 7,223	0 6,988	0 1,255	0 155	0 4,771	0 1,643	0 1,341	0 661	0 15	0 140	0 1,199	0 438	

注1 一部未報告の収集運搬業者があると思われるため、許可業者が報告した数量と異なります。

2 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

表－２－２２ 県内発生産業廃棄物の搬出状況（令和元年度、廃棄物の広域移動量調査結果を基に作成）

（ 廃棄物の広域移動量調査結果から作成 単位：千トン ）

廃棄物の種類	県内物の取扱量		県外処理量		内 訳																	
	処理形態	県内処理量	県外処理量	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	山梨県	長野県	愛知県	兵庫県	福岡県	その他	
燃 え 殻	中間処分	1	7	0					1	2	0	2	1	0	0	0	0	0			1	
	最終処分		4	3		0	1	0														
汚 泥	中間処分	54	244		1	0	4	10	45	106	2	3	2	2	3	1	1	1	0	0	0	63
	最終処分		34	4			1	1			0				23						4	
廃 油	中間処分	24	27	0	1		3	1	16	3	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
	最終処分																					
廃 酸	中間処分	0	22		0		0	0	3	4	4	0	0	8	2	0		2	0	0	0	0
	最終処分																					
廃 ア ル カ リ	中間処分	2	33				0	0	19	3	1	0	2	1	0	0	1	0	0	0	0	6
	最終処分	0																				
廃プラスチック類	中間処分	116	98	0	5	0	0	4	22	45	5	2	1	2	8	0	1	0	0	0	0	3
	最終処分	2	27	3		1	15	0	0	0	0	0	0	0	5					0	3	
紙 く ず	中間処分	6	3			0		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0			1	
	最終処分	0	0			0		0			0											
木 く ず	中間処分	280	16	0		0	0	1	8	4	1	1	1	0	1	0	0	0			0	
	最終処分	11	0			0		0			0	0	0	0	11							
織 維 く ず	中間処分	2	1			0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		0	0			0	
	最終処分	0	0					0			0											
動 植 物 性 残 さ	中間処分	49	20					1	7	6	2	0		0			3				1	
	最終処分																					
動物系固形不要物	中間処分																					
	最終処分										0						0				0	
ゴ ム く ず	中間処分	0	0					0			0										0	
	最終処分	0	0			0																
金 属 く ず	中間処分	38	16				0	0	2	3	4	1	0	5	0	0	0	0	0	0	1	
	最終処分	0	0					0	0						0							
ガラスくず等	中間処分	95	65	0			1	1	36	5	11	2	1	0	2	0	7	0		0	0	
	最終処分	3	7	1		1	3	0			1				1		0	0			0	
缸 さ い	中間処分	0	88					3	19	17				0	0	0	8			37	4	
	最終処分	9	2				0														7	
が れ き 類	中間処分	1,178	112	0			0	7	32	47	1	0	3	1	0	0	12			0	9	
	最終処分	9	8	2		1	1	0	0		0				3			0			1	
動 物 の 糞 尿	中間処分	7																				
	最終処分																					
動 物 の 死 体	中間処分	1																				
	最終処分																					
ば い じ ん	中間処分	0	111	1	0		2	2	3	0	5	0	0	0	1	0				0	97	
	最終処分	4	3			0	1	0														
その他（13号廃棄物、感染性廃棄物等）	中間処分	8	20		1		11	0	2	1	0	0	0	0			3			0	2	
	最終処分	0	1	0			1							0	0	0			0	0	0	
計	中間処分	1,862	884	2	7	0	22	32	219	244	39	10	17	16	14	1	40	1	0	38	182	
	最終処分	13	107	19		4	23	2	1	0	2		0		43		0	0	0	4	9	

注1 廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については石綿含有廃棄物を含む。

2 廃油、廃酸、廃アルカリについては特別管理産業廃棄物であるものを含む。

3 各項目量は、四捨五入しているため合計が合わないことがある。

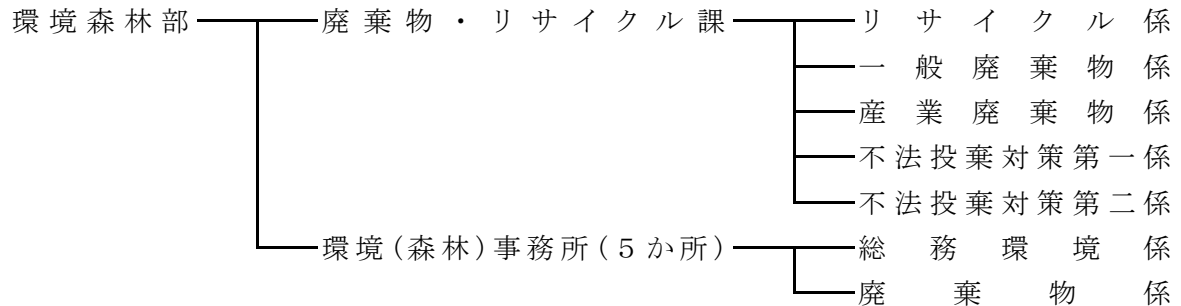
2 産業廃棄物処理施設整備資金融資

表－2－23 産業廃棄物処理施設整備資金融資実績

年度	融資対象施設 (所在地)	融資額 (千円)	利子補給
14	破 碎 施 設 (前橋市)	80,000	無
	破 碎 施 設 (嬭恋村)	70,307	無
	破 碎 施 設 (利根村)	16,800	無
	焼 却 施 設 (富岡市)	70,000	無
	焼 却 施 設 (新里村)	240,000	無
	破 碎 施 設 (太田市)	50,000	無
	焼 却 施 設 (沼田市)	180,000	無
	7 件	707,107	0 件
15	焼 却 施 設 (赤城村)	40,000	無
	焼 却 施 設 (嬭恋村)	125,000	無
	焼 却 施 設 (沼田市)	147,800	無
	選別圧縮、選別破砕 (高崎市)	70,000	無
	最 終 処 分 場 (新里村)	20,000	無
	破 碎 施 設 (玉村町)	10,000	無
	6 件	412,800	0 件
16	最 終 処 分 場 (新里村)	150,000	無
	1 件	150,000	0 件
17	破 碎 施 設 (渋川市)	29,000	無
	破 碎 施 設 (前橋市)	70,000	無
	2 件	99,000	0 件
18	破 碎 施 設 (伊勢崎市)	47,000	無
	破砕・成型施設 (高崎市)	70,000	無
	最 終 処 分 場 (高崎市)	50,000	無
	破 碎 施 設 (渋川市)	28,500	無
	切断・圧縮施設 (渋川市)	20,000	無
	破 碎 施 設 (富岡市)	32,500	無
	6 件	248,000	0 件
19	選別・圧縮・梱包施設 (前橋市)	6,000	無
	選別・破砕施設 (沼田市)	70,000	無
	切断破砕、圧縮梱包施設 (沼田市)	70,000	無
	3 件	146,000	0 件
20	破 碎 施 設 (沼田市)	70,000	無
	破 碎 施 設 (桐生市)	15,000	無
	2 件	85,000	0 件
21	0 件	0	0 件
22	混合、油水分離、脱水施設 (高崎市)	69,000	無
	肥 料 化 施 設 (前橋市)	57,970	無
	破 碎 施 設 (沼田市)	42,000	無
	3 件	168,970	0 件
23	破 碎 施 設 (沼田市)	48,000	無
	1 件	48,000	0 件
24	破 碎 施 設 (館林市)	70,000	無
	選 別 施 設 (桐生市)	20,000	無
	選別・破砕・圧縮施設 (前橋市)	47,500	無
	3 件	137,500	0 件
25	0 件	0	0 件
26	0 件	0	0 件
27	破砕施設 (藤岡市)	24,500	無
	1 件	24,500	0 件
28	0 件	0	0 件
29	0 件	0	0 件
30	破砕施設 (藤岡市)	25,000	無
	1 件	25,000	0 件
1	0 件	0	0 件
2	破砕施設 (伊勢崎市)	48,332	無
	1 件	48,332	0 件

参考 組織及び主な分掌事務（令和３年度）

１ 廃棄物・リサイクル関係組織



２ 廃棄物・リサイクル課の係及び主な分掌事務

係・電話番号	主 な 分 掌 事 務
リサイクル係 (027) 226-2824	・自動車リサイクル法に關すること。 ・容器包装リサイクル法に關すること。 ・家電リサイクル法・小型家電リサイクル法に關すること。 ・資源有効利用促進法に關すること。 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に關すること。 ・有害使用済機器保管等業者の届出受付に關すること。
一般廃棄物係 (027) 226-2853	・廃棄物処理法の施行に關すること。 ・循環型社会づくり推進に關すること。 ・循環型社会形成推進交付金に關すること。 ・災害廃棄物処理対策に關すること。 ・市町村一般廃棄物処理の広域化及び技術的支援に關すること。 ・一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理指導に關すること。 ・浄化槽法及び群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に關する条例の施行に關すること。 ・放射性物質汚染対処特別措置法に關すること。
産業廃棄物係 (027) 226-2861	・産業廃棄物処理施設設置に係る事前協議、許可及び維持管理指導等に關すること。 ・産業廃棄物処理業に係る許可及び指導等に關すること。 ・産業廃棄物排出事業者の指導に關すること。 ・産業廃棄物処理施設確保計画（モデル研究事業）に關すること。 ・行政処分に関すること。 ・廃棄物処理施設等専門委員会に關すること。
不法投棄対策 第一係 不法投棄対策 第二係 (027) 226-2865	・不法投棄防止対策に關すること。 ・不法投棄及び不適正処理等に係る監視、調査、指導及び行政処分に關すること。 ・警察本部、各警察署との連絡調整に關すること。 ・産業廃棄物不適正処理監視指導員（産廃Gメン）に關すること。 ・群馬県土砂条例の施行に關すること。
（所在地） （連絡先）	〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目１番１号 行政庁舎 16 階南側 メールアドレス：haikirisaka@pref.gunma.lg.jp FAX：(027)223-7292

- ・本書は、次のホームページでも御覧いただけます。

<http://www.gunma-sanpai.jp/gp04/003.htm>

「群馬県の廃棄物 令和２年度版」

令和４年１０月

編集・発行 群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課
